

Vol.15 NOV 2015

The Journal of General Incorporated Association Japanese Society of Aesthetics and Welfare

一般社団法人

日本美容福祉学会誌

| 特集 |

第15回 学術集会

美容福祉の事業化を考える



一般社団法人 日本美容福祉学会誌 Vol. 15 NOV 2015

特集「第 15 回学術集会」

美容福祉の事業化を考える

○日 時 2015(平成 27)年 11 月 10 日 13:00～16:00
○会 場 山野美容芸術短期大学



主催 一般社団法人・日本美容福祉学会
後援 学校法人・山野学苑
NPO 全国介護美容福祉協会

開会にあたって

山野学苑が提唱した「美容福祉」理論に基づいて、全国各地で研究・実践に取り組まれているみなさんのご努力に対して心からの敬意を表明するとともに、本日の学術集会での基調講演、研究・実践発表が、大きな成果を上げることがを期待致します。

山野学苑は、山野愛子生誕 100 周年の 2009 年、南カリフォルニア大学（U S C）とともに、日本でジェロントロジー教育を推進するプロジェクトを立ち上げました。そして「スカイキャンパス」でのオンライン学習システムを構築して、山野美容専門学校、山野美容芸術短期大学、山野医療専門学校では、2012 年から必修科目として教育を開始しました。さらに 2014 年には「一般財団法人・グローバルジェロントロジーセンター（G G C）」を開設して、広く社会人に学習を呼びかけています。



日本の高齢化対策は「待ったなし」です。美容を通じて、高齢社会の福祉向上に貢献することを目的に提起した「美容福祉」に関する研究・実践の推進と合わせて、ジェロントロジーを学ぶ必要性について、今後は美容界だけでなく、一般社会にもさらにアピールしていきたいと考えています。

また、電通、朝日新聞等でもジェロントロジーに注目して、受講を呼びかける全国的なキャンペーンを開始しています。さらに鳥取県、山梨県北杜市など地方でも、ジェロントロジーに基づく美容福祉イベントを開催して、高齢者福祉の質を向上させる運動が始まっています。

ジェロントロジー教育を推進する一方、私は昨年「美容師こそ地方創生の担い手にするべきだ」との考えから、政府関係者等に「地方創生へ美容師の活用を」と題して、①高齢者の健康と生きがい創造の担い手は「美容師」です②全国には 50 万人もの美容師がいます③美容室を地域のコミュニティサロンに④「美容福祉」教育の制度化を⑤美容師のジェロントロジー教育に支援を——。との内容を骨子とする政策提言を行っています。

こうしてジェロントロジーに対する関心が高まっている中、昨年秋、私は旧知の銀行関係者から、「ジェロントロジーを『美齢学＝生きるほどに美しく』という日本語にしたらどうでしょうか」という提案をいただきました。第三者の方が、本質をよく見抜いてくれていると嬉しく思うとともに、この日本語を定着させることも合わせて考えていこうと思っています。

私はこの一年、美容と福祉に携わる方々とともに、ジェロントロジーと「美容福祉」を結び付けて、高齢社会の福祉向上のために、さらに積極的に挑戦を続けていきます。

みなさまのご協力とご支援をお願い申し上げます。

一般社団法人 日本美容福祉学会

理事長

山 聖 正 義

目 次

開会あいさつ 山野 正義 一般社団法人・日本美容福祉学会理事長 3

＜基調講演＞

美容福祉サービスの価値の転換 6

大西 典子（おおにし・のりこ）

山野美容芸術短期大学、日本社会事業福祉大学大学院

＜研究発表・実践報告＞

座長＝五十嵐靖博、副座長＝秋田留美

① 高齢者美容をビジネスにするために考えよう！ 13

原 千恵子（はら・ちえこ）東京福祉大学・千恵の輪

② 介護福祉施設における高齢者を支援する美容技術 15

～メイク効果の心理的再検証と施術後の行動指標を関連付けて～

富田 知子（とみた・ともこ） 山野美容芸術短期大学

田嶋 順子（たじま・じゅんこ） 山野美容芸術短期大学

及川麻衣子（おいかわ・まいこ） 山野美容芸術短期大学

難波 礼治（なんば・れいじ） 第一工業大学 工学部

③ ボランティア活動を体験型サービスに！ 15

久保山一美（くぼやま・ひとみ）

Sun. M ソーシャルビューティサービス・登録美容師

④ 高齢者の姿勢改善アプローチ（胸郭に着目して） 23

今井 英輝（いまい・ひでき）有限会社オフィスルースト

松崎 智子（まつざき・ともこ）訪問看護ステーションルースト

⑤ 特別養護老人ホームにおけるファッションショーの取り組み 27

小孫 洋子（こまご・ようこ）養護老人ホーム ゆめパラティース

大阪樟蔭女子大学大学院

⑥ ユニバーサルファッションの現在と将来像 29

森 秀男（もり・ひでお） ㈱総合商品研究所 代表
特定非営利活動法人ユニバーサルファッション協会 副理事長

⑦ 地域活動からの美容福祉サロン開設について 37

川津 孝代（かわず・たかよ） 美容室 hanakan・登録美容師

⑧ 美容福祉のスタートラインに立って 39

佐藤 寛（さとう・ゆたか） 美容室 atreve・登録美容師

⑨ ロービジョン検査判断材料としてのブラインドメイクの検討 41

大石 華法（おおいし・かほう）
日本福祉大学大学院 社会福祉研究科

＜特別報告＞

学校法人山野学苑ジェロントロジー特別講座 42

「高齢化と美学・美意識—太平洋に架ける美の協力」

ピンカス・コーエン 医学博士

USCジェロントロジー・デイビス校学部長

＜資料＞

① 一般社団法人・日本美容福祉学会 設立趣意書と活動実績 50

② 一般社団法人・日本美容福祉学会定款 59

③ NPO全国介護美容福祉協会定款 64

美容福祉サービスの価値の転換

大西 典子（おおにし・のりこ）

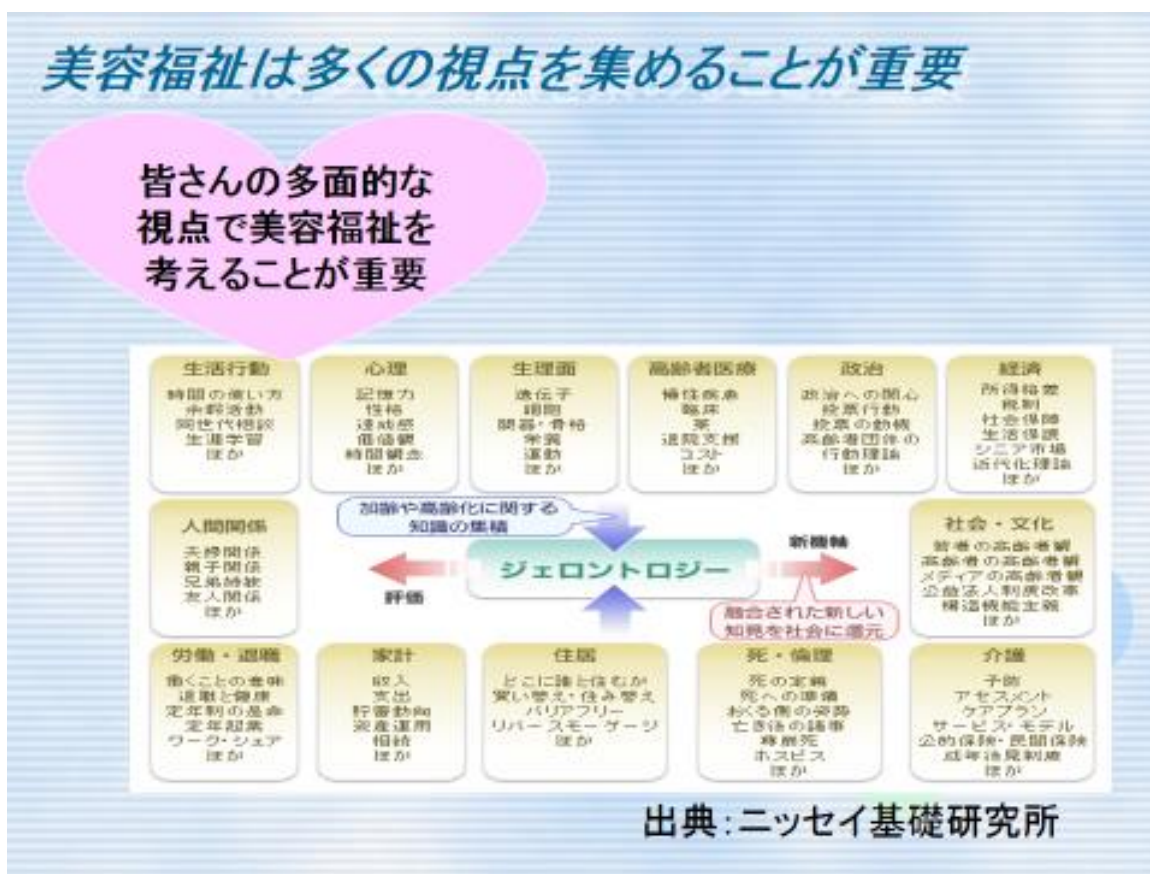
日本社会福祉事業大学大学院 社会福祉学研究科 博士前期課程

山野美容芸術短期大学准教授

1 なぜ今「美容福祉サービスの価値の転換」なのか

今、成熟産業といわれているサービス産業に求められているものは、「価値の転換」であり、特に美容業界においては、「顧客ニーズの創造」だと思います。「価値の転換」とは、美容事業者が単に髪がきれいにカットできて、お客様が喜んだということだけを目標にしている美容では限界が来ており、新しい目標を設定していくべき時、ということです。そして「顧客ニーズの創造」とは何かということ、お客様が美容サロンなどに行く目的を健康や介護予防といった新しいニーズに代わる仕組みを創る、ということです。

山野正義・山野学苑総長が研究・教育を推進している「ジェロントロジー」は、今や国が「ジェロントロジー」という学際的な視点とともに、産業と連携させ経済を活性化する形で社会に還元していくことを、戦略的に進めていくべきであるという前提に立っています。（①図）



（①図）

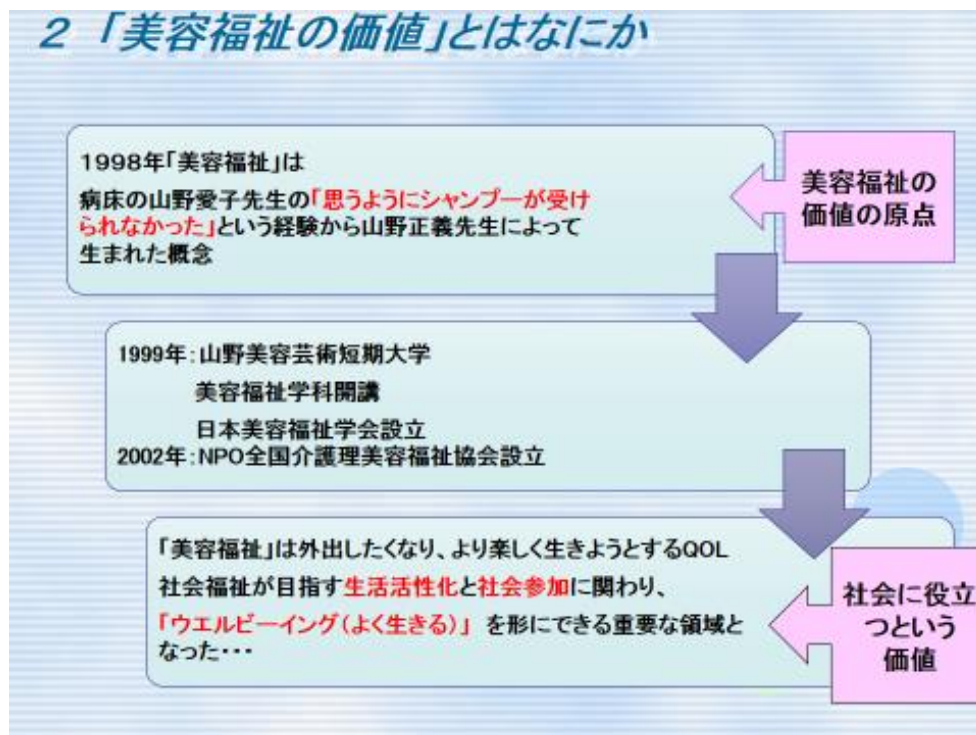
つまり、「ジェロントロジー」を社会に還元していく形が、山野にとっては「美容福祉サービス」そのものである、ということについてお話をしていきます。

また、その「美容福祉サービス」を今後、より質の高いものにしていけるよう、多くの皆様の力で考え続けられる場所として、「美容福祉事業研究センター」を、この山野美容芸術短期大学に開設することについて、ご紹介させていただきます。

2 「美容福祉の価値」とは何か

そもそも「美容福祉の価値」とは何かを考えてみましょう。ここには、忘れてはならない重要な視点があります。「美容福祉」は病床の山野愛子先生が看護師によっても美容師によっても「思うようにシャンプーが受けられなかった」という経験から、山野正義総長によって生まれた美容と福祉を融合した概念を表す言葉です。

そこから、1999年には山野美容芸術短期大学に美容福祉学科と日本美容福祉学会が開設されました。また2002年には、本日お集りの多くの皆様をご存知の、NPO全国介護美容福祉協会が設立されました。ところでこの、NPOの設立趣旨書には、「理美容によって、心のやすらぎ、精神的安定、外出したくなり、より楽しく生きようとするQOL向上」といった言葉が使われています。そして、皆様のご活躍によって、多くのお客様に心のやすらぎや、外出意欲を提供し、それによってQOLの支援につながってきたことも、様々な現場や実践報告を通して実感しております。(②表)



国語辞典では「価値」とは「どのくらい役に立つかの度合い」とされていますが、間違いなく「美容福祉サービス」は、「社会の役に立ち」、その「価値」は皆様の手によってつくられてきたと感じています。

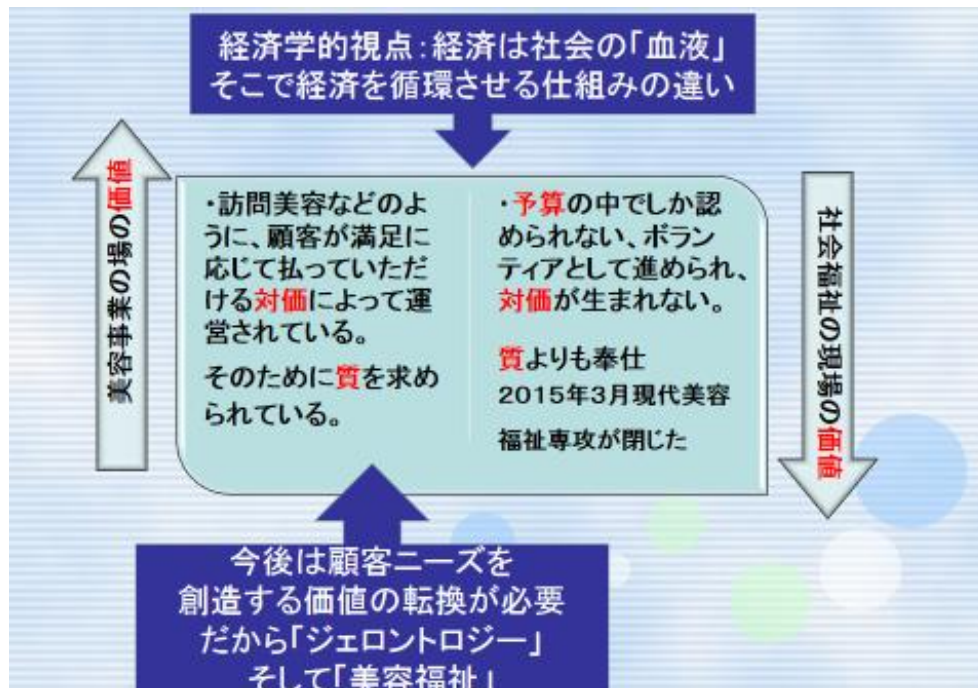
ところが、同じ価値を持って進めてきたはずなのに、場によって、その意味が違ってきておりました。美容事業として進められてきた「美容福祉」と、社会福祉現場から進めていこうとした「美容福祉」です。価値の違いは「対価」が得られる仕組みにできたかどうか、ということにもありました。

社会福祉現場では、介護保険が導入されて、利用者主体でサービスが選択される形になったはずだったのですが、美容のように特に個々の希望に差が生じるようなサービスに関しては、決められた予算の中でしか進められないことなどもあり、ボランティアと考えられる傾向にありました。特にメイクやネイルなどのような美容に関しては、美容師ではない人も行えるものと考えて進められてきた面が強く、「対価」を考えにくくなっていました。こんな話もあります。ある人が、長い間ネイルケアのボランティアをされていて、利用者の方々にも大変好評であったため、「材料費をそろそろいただけませんか」とお願いすると、施設側から「もう来なくてよい」と断られたそうです。このことは、社会福祉の現場で、美容福祉師が育たなかった要因にもなっていると考えます。

<基調講演>

一方で、美容事業から進められ、福祉現場や医療現場に入った美容福祉は、訪問美容などの形となって、「対価」につながる形をとることができました。そのため、同じボランティアを行っても、そこから顧客としてつながれるようになりました。

経済学では、経済は「社会の血液」というそうです。「血液」と言われると私にはよくわかりました。人の体を動かすためには「血液」によって必要なエネルギー源が運ばれなければなりません。「エネルギー」が届かないと体は動きません。つまり「経済」が回らないと質の良いお仕事につなげたいという思いはあっても、質の向上にはつながりにくいし、そのための責任も伴わなくなるのです。(③図)



(③図)

しかし、もう一つ忘れてはならない点があります。それは、「美容福祉サービス」が単なる「美容サービス」ではないということです。

さて、ここでもう一度「美容福祉の価値」について考えてみましょう。山野愛子先生は「看護師」という「体やそのひとの状態を見ていくプロ」のシャンプーでは満足できなかったということ、そして「シャンプーがプロ」の美容師でも満足できなかったということです。

そのため山野正義総長は、個々の人を見る視点と質の高い美容技術を持つ「美容福祉師」が必要だと考えられました。つまり、一つの「美容福祉サービス」には、様々な視点が含められ、進められるものだということです。これこそ「ジェロントロジー」の実践です。

さて、私は、今回佐野美恵子先生と杉本剛英先生の訪問美容の現場を見せていただきました。実に素晴らしいと感じたのは、佐野先生も、杉本先生のスタッフの川口さんと奥津さんも、介護職でも気づかない、また普通美容師にも配慮できない、全く新しい美容福祉師としての配慮ができていたことでした。

例えば、佐野先生は、訪問自体の方法もこだわりがあり、お客様の身体能力も考慮し、ノックしてからドアを開けるまで待ちます。お客様のプライバシーに慎重に対応するためです。杉本先生は、病院のお客様の受け入れ人数を10名以内と限定されていました。これは質を保つための配慮です。

また、昨年見せていただいた、西尾栄次先生、山下玲子先生の地域コミュニティのつなげ方は、社会福祉の専門職にもなかなかまねができないものです。ところでこれらの先生たちには、大切な共通点があります。それはみんな私と仲良しだということです。というのは冗談ですが、他の分野や多くの多角的な視点を取り入れていらっしゃるようです。

佐野先生は、アクティビティーの視点も取り込み、福祉施設と上手に関わりをつなげています。また、杉本先生も地域の美容組合と行政とのつながりをつくっています。そして奥山一成先生を含め、NPOのすべての方が、熱心にこのような他分野の観方を学ぶ研修会などにも参加されています。

<基調講演>

社会は常に変化しますが、このような多角的な視点を取り込みながら進めていく「美容福祉」だから、常に質の高いものに進化していけるのだと思います。

3 美容福祉サービスの価値をより高めていくために

これまで述べてきたように、様々な視点を含め美容福祉サービスは進化しています。だからこそ、これらを、今皆様の力を結集して、一つの形にしていければと考えております。そのための取り組むべき課題は以下のように考えております。

1) 社会展開の方法の整理

- ① ストレスケアを効果的に行える山野オリジナル・タッチケア（トリートメント）事業：ストレス社会を生きる人に、効果的なストレス対応が美容室で学べるしくみづくり
- ② 地域活性化事業：「シニア」が外出を楽しみ社会とつながる理・美容事業所のしくみづくり
- ③ 美容福祉訪問美容事業：訪問美容事業のモデルケースの整理
- ④ 認知症およびがんサバイバー対応事業：どのような障害があっても地域で社会参加が楽しめることを目指した事業のしくみ
- ⑤ 美容を取り入れた、終活事業：エンゼルメイクなどを含め、自分のライフデザインをお客様自ら考えられるようなプログラム

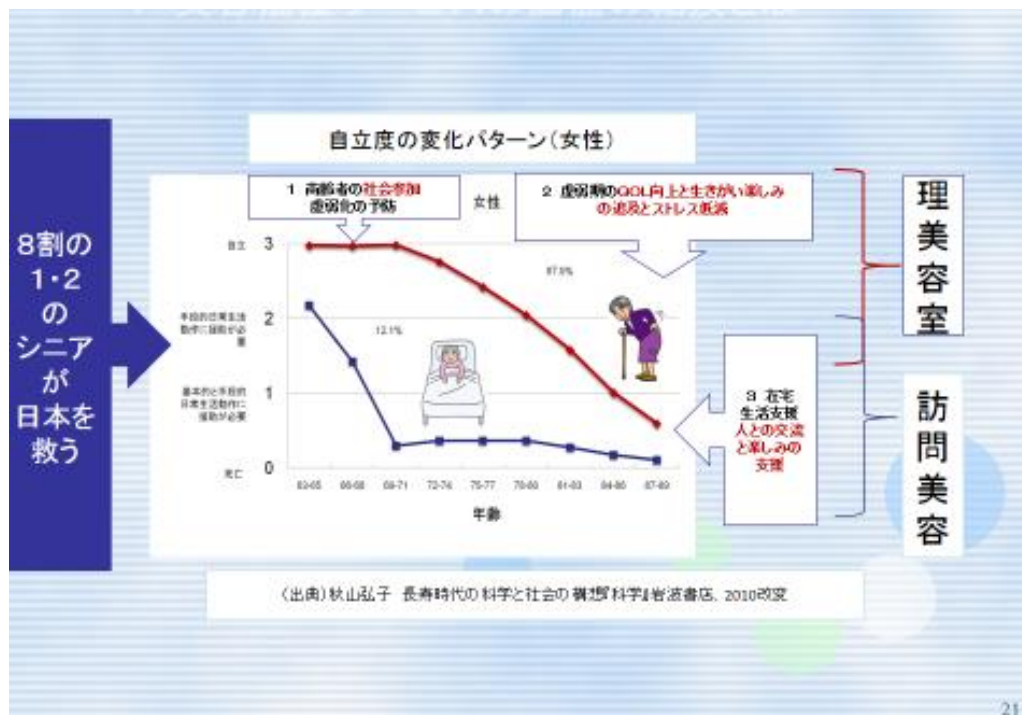
現在これらの内容について、すでに進めているものもあり、これらの事業を具体的な形にするためには、皆様の現場の視点が必要だと思っています。

1) 人材育成

社会展開の方法の整理とともに重要なのが、人材育成の方法です。人材育成については、目的や目標に応じた習得段階を設定し、日本美容福祉学会の認定制度につなげていければと考えております。

4 ジェロントロジーと美容福祉サービスの価値転換

今、ジェロントロジーを取り入れた様々な事業で考えられているのは、シニアを対象にしたものです。これは東大の秋山弘子先生の研究による20年間の追跡調査をまとめられたもので、よく男性の図を使われるのですが、女性の自立度のものを使って説明します。（④グラフ）



（④グラフ）

<基調講演>

横軸は年齢層、縦軸は自立度を表し、1以下がいわゆる寝たきりで、介護が必要な人たちです。これを見てわかるように、超高齢社会のシニアがすべて介護の必要な人というわけではありません。約8割以上の元気なシニアの自立度が下り坂になる部分を縦軸の自立度2レベルで維持できれば、社会保障や医療の財源が、これ以上圧迫されることなく、しかも社会は活性化する、だからこの8割以上のシニアを健康で活き活き生活できる社会にしようというのが国の戦略です。さて、これを見ていただくと「美容福祉」はこの各段階の方にかかわれる分野だということがお分かりいただけるのでしょうか。また、なんととっても、その8割以上の方の生活活性化に、とても重要な役割を果たすことができます。

認知症や寝たきりなどの予防で重要なことは、「普通の生活が続けること」です。外出して人とおしゃべりすること、何よりもそれを楽しむことです。まさにそこにかかわるのが、「美容福祉」なのです。そのために、これらの人が望んでいる自立度の高さが維持できる質の高いサービスが求められていることがお分かりいただけたでしょうか。

そして、最初に申しました通り、経済は社会の「血液」なのです。内閣府とニッセイ研究所のデータでは今のシニア世代は、精神的充足と時間消費の質に価値を見出す人たちであるということです。（⑤表）



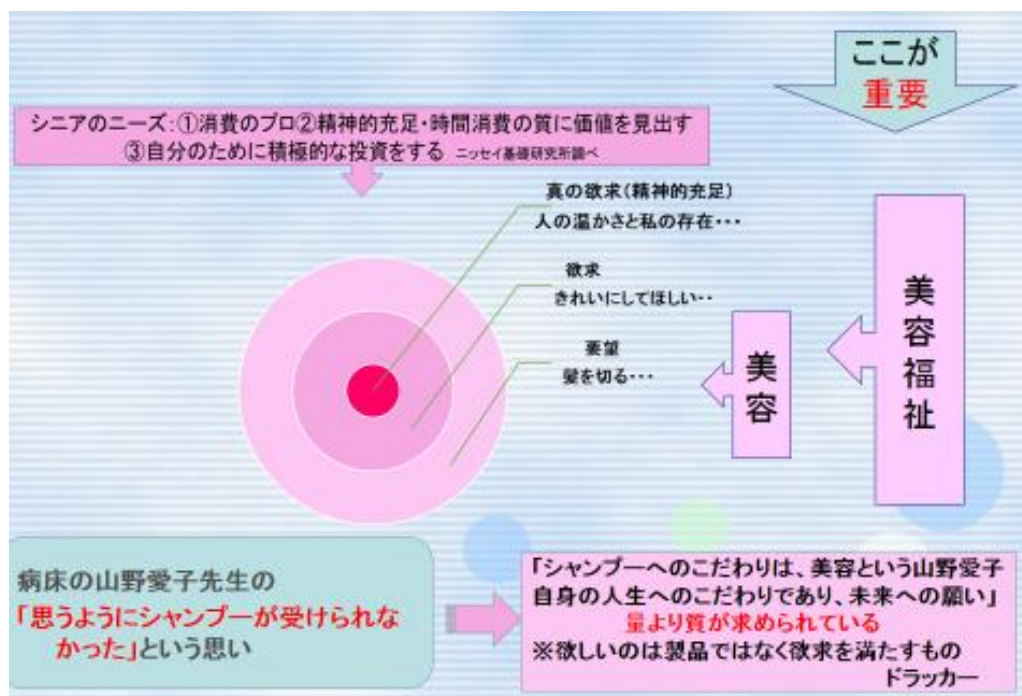
ところで、精神的充足と時間消費の質とは何でしょうか。

「マネジメント」で有名なドラッカーは、「顧客がほしいのは製品ではなく、欲求を満たすもの」と言っています。杉本先生のスタッフの川口さんと奥津さんがヘアを整えられた男性は、病院の看護師などスタッフにその方の以前の職業を思い起こさせました。周りの人の意識を変えたのです。佐野先生は、ホスピスで医療がなすすべを無くし、深い孤独の中で細々生きる人に必要とされるのは、いつもの自分の生活行為そのもの、そしてその普段の生活を持ち込める「美容」であり、その先に人とのつながりがあるとおっしゃっています。精神的充足や質を感じられる、そしてその欲求の先にあるのは、人とのつながりの中に確かに自分がいると感じられることではないでしょうか。

シニアが求める質の高さのヒントは、そこにあると考えます。人とのつながりが希薄になった現代で、今シニアが求めているのは、人とのつながりなのかもしれません。「人とのつながりが、自分が生きていることを感じさせてくれる」という人もいます。だから、美容福祉サービスを提供する方たちは、必ず温かい言葉と次につながるための配慮や気づかいをされます。「髪を切ってほしい」「きれいにしてほしい」だけに応えることだけで終わっていないことが「美容福祉サービスの質」です。そして大切なことは、価値を感じたことに対価を支払えることにも、人は満足を感じるということです。

<基調講演>

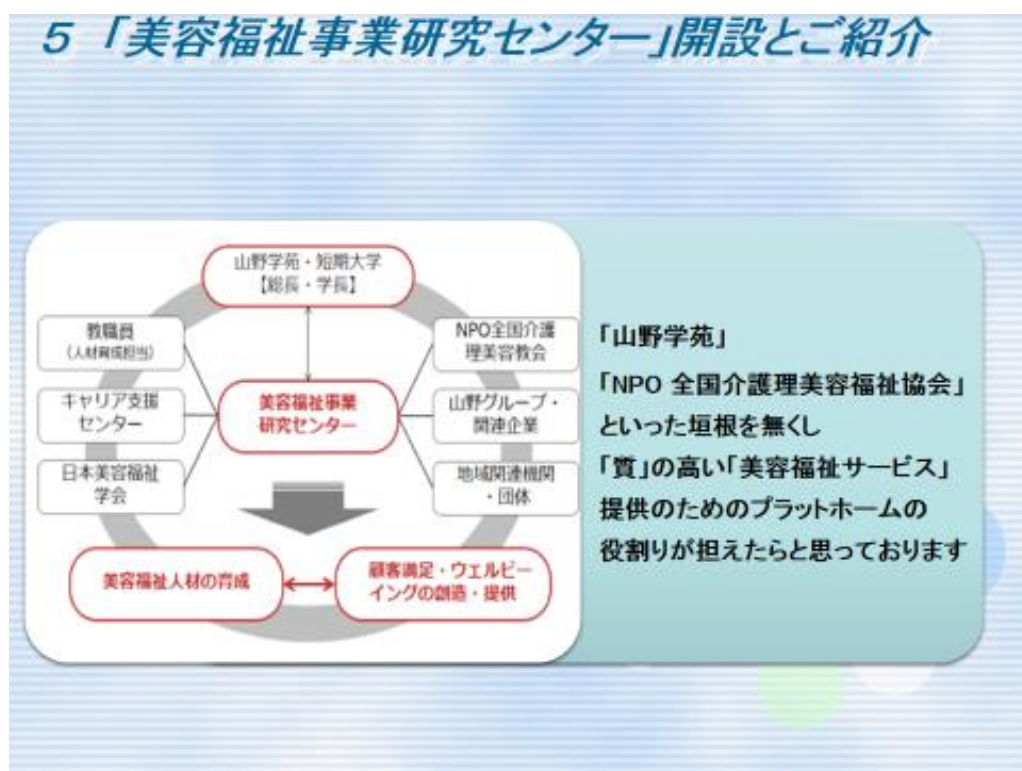
山野愛子先生は、人生をかけて、そのことを伝えようとされていたのではないのでしょうか。「髪を洗う」という行為だけがほしいわけではないのだと。(⑥図)



(⑥図)

5 「美容福祉事業研究センター」開設とご紹介

以上のように、今こそこれらの美容福祉サービスの価値を転換し、新しいニーズの創造と質の高いサービスの提供を考えていくことが必要な時期に来ていると考えます。そのために多角的な視点を入れることが重要です。それには「短大」「NPO」などと言っている場合ではありません。まず学苑もっと言えば、美容福祉にかかわる全領域で、「ひとつのものづくり」に力を尽くすことができれば、本当に素晴らしいと思います。そのために、私はここで山野短大にそのプラットフォームの役目をする「美容福祉事業研究センター」を開設することをお伝えしたいと思います。(⑦図)

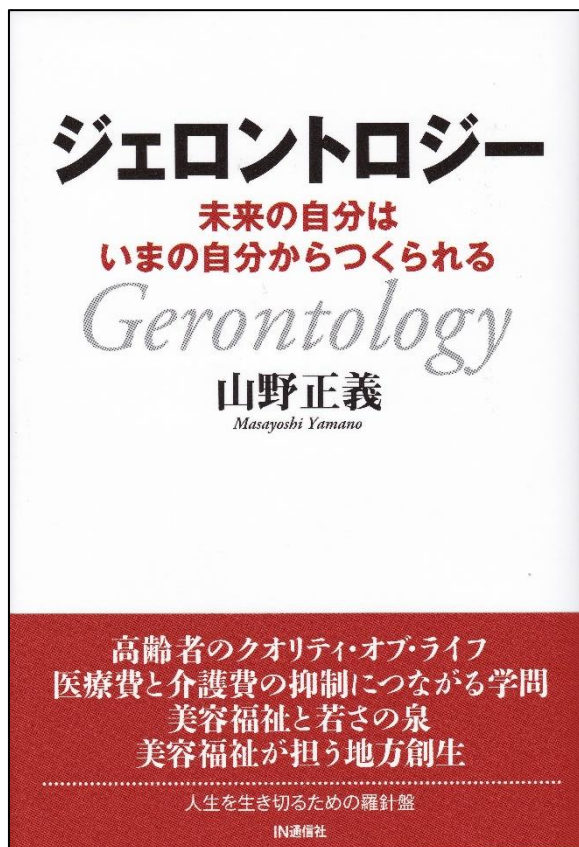


ぜひ、皆様の経験で培われた視点を合わせて、「美容福祉サービス」をよりよいものにしていただけたらと考えております。それが、きっとこれからの社会を温かく豊かな社会に繋げてくれると私は思っています。

「美容福祉事業研究センター」をプラットフォームとし、皆様にお力添えいただけることを切に願っております。

参考資料：

- 1) 内閣府 (2013) 平成 25 年度高齢者の地域社会への参加に関する意識調査
www8.cao.go.jp
- 2) 秋山弘子 (2010) 長寿時代の科学と社会の構想 『科学』 岩波書店
- 3) ジェロントロジーとは・・・東京大学高齢社会総合研究機構 日本生命保険
www.nissay.co.jp/kaisha/csr/chiiki/.../gerontology.pdf
- 4) 平成 21 年経済センサス - 基礎調査 (確報) 結果の概要—総務省統計局
www.stat.go.jp/data/e-census/2009/kakuho/.../gaiyou.pdf
- 4) 高齢者の商品・サービスニーズとは - 財務省
www.mof.go.jp/pri/research/conference/.../zk101_03.pdf
- 6) 美容業の実態と経営改善の方策 - 厚生労働省
www.mhlw.go.jp/file/05-Shingikai.../0000027509.pdf



高齢者美容をビジネスにするために考える（介護編）

原千恵子（はら・ちえこ）東京福祉大学・千恵の輪

はじめに

化粧が高齢者の心の健康に大きな効果をあげ得ることについては、今から20年ほど前、浜治世・浅井泉ら（1992）が、先駆的に種々のアプローチにより研究を始めた。やや遅れて筆者（原千恵子 2003、2004）も高齢者・認知症の人々を中心に実践的研究により、化粧の効果を実証してきた。

研究はその後にもさらに続けられ、多方面で化粧の効果は認められてきているものと思われる。ここ2～30年の間に、化粧は一般的な日常的な行為から研究の対象となり効果が実証されてきたものと思われる。さらに「ジェロントロジー」（山野正義 2015）では「心身ともに健康でより良い高齢期を過ごす」ために美容は必須であるとされている。

一方、早くから高齢者への心身への美容効果を認め、種々の工夫と実践を続けてきた美容師たちは、今、予期した成果をあげてきていると聞いている。そうでない人々、つまり美容福祉と呼ばれる領域に新たに参入してきた人々に参考になれば、と思い美容に身をおかない素人からみた美容、特に高齢者への美容がビジネスで成果を上げるために必要なものは何か、について考えてみた。

美容福祉をビジネスにするには

理念として

1. 化粧の有効性を介護に広める。宣伝する。これこそ美容福祉師の仕事である。
他者の幸せを純粋に願う（＝自分の幸せ）ことができる美容師の仕事は貴重だと思う。
人生における化粧の意味をいつも考え、ビジネスとして成立させる道を模索することが大事だと考える。そのうちに小さな夢は実現する。

- ① 老人介護施設や地域包括支援センターなど社会の組織とつながる。地域包括支援センターは介護予防を主におこなっているところである。介護予防とは認知症の悪化をふせぎ、改善するための実践を意味している。
- ② 気軽に高齢者と接する。近くのデイサービスへ行ってみる。

- ③ 美容の効果をあげ、データをだす。「キレイになってうれしい！」を広める。
- ④ 美容師が美しく充実した人生を生きている。自分が看板である。「美容師さんのようになりたい、とおもわせる。

2. 化粧することへの動機づけを考え、大事にする。

- ① 人は皆は美しい物や人が好き
- ② 見た目の大事さ
美しく見えることで開ける人生もある。—美容は有効な投資である。ヒラリー・クリントン、メルケル、朴→ 世界の人々はTVで彼女たちの主張よりも髪型、化粧、服装をまず評価する
- ③ 夢をみる一夢が実現することがある
自分もあのようになれたら……。
- ④ ちょっと美しくなることで自信がもてるようになる
- ⑤ 美しさは現実解決への一つの道を示す
今、美しくなることで変わることがある。
- ⑥ 未来や過去よりも今を大事に

3. 内面はなかなか変わらない。だからすぐに変えられる外面から変えてみる。次第に内面も変わってくる。

化粧することが楽しい
きれいになっていく自分がうれしい
↓
生きるのがうれしく楽になる
化粧の効果を楽しめるようになる。
いつもの自分と違う
何かいいことがあるような予感がする
自分を大事に扱うようになった。
どこかへ出かけたくなる
誰かに会いたくなる

4. 美容を長寿（健康寿命）につなげる。人生のときめきはながいきにつなげる。

5. 具体的な戦略 高齢者にアタック

介護保険関連の組織を理解し多施設を訪問する。

- ① 介護予防事業 → 地域包括支援センターと関わる
- ② 特定施設入居者生活介護（有料老人ホーム・養護老人ホーム・経費老人ホーム）
- ③ デイサービス
- ④ 地域密着型サービス等を実践の場とする。化粧に関心を持つ人は結構いる。
- ⑤ 社会福祉協議会とつながりをもつ。

組織を離れて

- ① マンションを訪問。集会場などで化粧療法を実施する。マンションには必ず多くの高齢者がいる。マンションは駅から遠くのマンションがいいように思う。

6. 最初は収入は考えず組織や機関とつながりを持つことを考える。

ニーズがあるので上手に仕事と結び付ける。できるだけたくさんの施設を訪問し美容の素晴らしさを広める。

まとめ

これまでに地域で数回化粧療法を実施してきた。美容に関係ない立場から美容に対する需要はもっと多くあると考えている。

特に高齢者のニーズは高い。日常的にするおしゃれは社会との繋がりになる。結果として健康寿命につながる。

高齢者はおしゃれのきっかけ、方法を知らない。美容師の積極的な行動、働きかけを待っている。

実践報告

以下に平成 27 年に実施した結果を報告する。最初の 2 枚の写真は地域包括支援センターとともに実施した化粧療法の情景である。秋晴れの日、予想より多く 20 名近くが集まり地域の公民館で実施した。かなり盛況であったが 1 回限りで終わってしまったら意味がない。今後も続けていくつもりである。



次はマンションの集会所で毎月開かれている高齢者の会に参加した写真である。初めての参加だったので交流を深めることで終わってしまったが次回は化粧療法を実施する予定である。一緒に参加したい方がいたら学会へ連絡してください。



介護福祉施設における高齢者を支援する美容技術

～メイク効果の心理的再検証と施術後の行動指標を関連付けて～

富田 知子（とみた・ともこ）山野美容芸術短期大学
田嶋 順子（たじま・じゅんこ）山野美容芸術短期大学
及川麻衣子（おいかわ・まいこ）山野美容芸術短期大学
難波 礼治（なんば・れいじ）第一工業大学 工学部

1. はじめに

山野学苑は美容技術の発展・継承のほかに、昭和を生き日本に活力をもたらした現在の高齢者を支援する福祉にも尽力している。

美容と福祉に関する田嶋の報告では、施設利用者の高齢者にネイルの美容を提供し、高齢者の笑顔の写真が多く記録された^①。

さらに富田らの報告では、介護福祉現場における洗髪の問題点を明らかにして従事者、利用者がスムーズに洗髪できることへの提案と洗髪に特記したADL向上の可能性について報告した^②。

これまで述べたように美容が福祉に寄与する成果は多大である。本報では、化粧（メイク）に着目する。高齢者の支援対策としてメイクの効果がもたらす影響と行動指標について検証した。メイクの効果を再検証したうえで行動指標と結び付けることで支援者側がほどこすメイクの程度が明らかとなり高齢者の社会参加を促すことにつながると考える。

2. 調査方法

メイクの効果についてはPANAS心理調査を実施した。PANASとは、被験者の現在のこころの情動がポジティブかネガティブかを得点で瞬時に知ることができる。

調査対象は、福祉施設を利用者50代から90代の女性31名である。18項目の質問紙をメイクの前後で実施した。回答は6段階の選択回答で得点として出力される。回収率は100%であった。

行動指標に関する調査では独自のアンケートを作成し実施した。メイクの程度を3段階に分けて実施した。アンケートはその3段階に応じて実施した。項目①の自宅から始まり項目④の結婚式や祝い事へ

の参加と4段階の階層を設定して階層が上がるごとにアクティブな行動になる。各種調査内容に倫理的問題がないかなどを確認の上で自記式での回答を求めた。回収率は100%であった。

3. 調査結果と考察

PANAS心理調査の結果を示す。ノーメイクとナチュラルメイク(完成)の前後で心の情動を調査した。メイク前のポジティブ情動の点数は、26.23点でネガティブ情動の点数は13.13点であった。

メイク完成後のポジティブ情動の点数は、34.94点でネガティブ情動の点数は10.84点であった。メイクをすることによりポジティブ情動は上昇し、ネガティブ情動は減少することがわかった。

併せてt検定により上記の得点が有意なものか否か検定をした。有意水準は5%とした。併せて効果量(ES)について算出した。メイク前後のポジティブ情動の得点については、統計学的に有意差が確認された。

効果量(ES)については大きい程度の効果が認められた。一方、メイク前後のネガティブ情動の得点についても、統計学的に有意差が確認された。効果量(ES)については小さい程度の効果が認められた。

以上よりメイクの効果が科学的に明らかとなり、これまでの先行研究以上に簡易にスムーズに高齢者に負担をかけることなく実施することができた。特に高齢者や認知症の方を調査対象とする場合、ないよりも心身に対する配慮が必要とされる。

PANAS心理調査を福祉の現場で試みた先行事例はなく今後の活用が期待される。

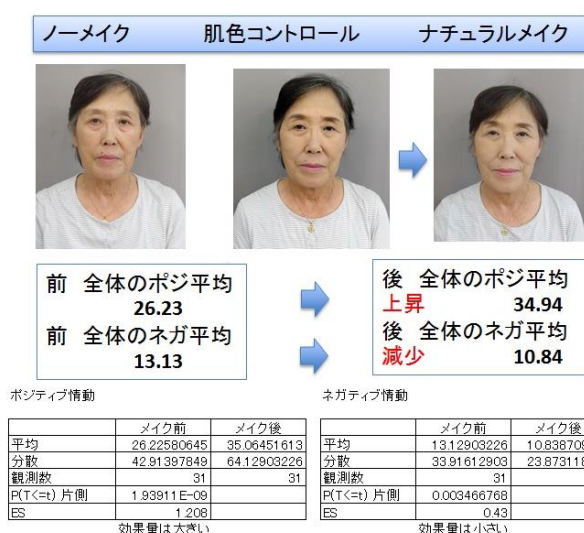
表 1 PANAS 心理調査表

日本語版 PANAS

以下に状態を表す語がいくつか表されています。現在のあなたの気分とどれほどあてはまるか「1. 全く当てはまらない」「2. 当てはまらない」「3. どちらかといえば当てはまらない」「4. どちらかといえば当てはまる」「5. 当てはまる」「6. 非常に当てはまる」の中から最も適当なものを選び○をつけて回答してください。

	1. 全く当てはまらない	2. 当てはまらない	3. どちらかといえば当てはまらない	4. どちらかといえば当てはまる	5. 当てはまる	6. 非常に当てはまる
びくびくした						
活気のある						
おびえた						
誇らしい						
うろたえた						
心配した						
強気な						
気合の入った						
びりびりした						
きつぱりとした						
苦悩した						
わくわくした						
機敏な						
熱狂した						
恥じた						
いらだった						

図 1 PANAS の分析結果



行動指標に関する調査の結果を示す。メイクの程度を 3 段階に分け、アンケートはその 3 段階に応じて実施した。円グラフの結果については、ノーメイクの段階は 65%(青)の高齢者が「自宅」で過ごすことが前提であると回答した。

第 2 段階である肌色コントロールを施すことで「自宅」の項目は減少して「自身や友人との買い物」が 32%(赤)、「繁華街での買い物、趣味の集まりや講演」が 42%(緑)と 2 項目が増加した。

最終段階であるフルメイクでは「結婚式や祝い事への参加」が 94%(紫)で大多数を示した。このことよりメイクの程度が高まるごとに行動範囲についてもよりアクティブになることがわかった。

表 2 行動指標のアンケート用紙

メイクに関するアンケート調査（行動指標）

これからメイクを 3 段階に分けて実施します。あくまでもナチュラルなメイクをほどこしていけます。段階に応じて、どこまで行動（動いてみよう）と感じましたか？率直な感想をお聞かせください。

①自宅 小

②近所への買い物 Active

③繁華街での買い物、趣味の集まりや講演会 大

④結婚式や祝い事などへの出席

図 2 行動指標に関する分析結果



4. まとめ

本研究から得られた知見を以下に示す。

- (1) メイクにより高齢者はポジティブ情動が上昇し、ネガティブ情動は減少することがわかった。メイクは生活に大切な一歩前に一歩外へといったポジティブ心情を奮起することがわかった。
- (2) メイクの程度と行動指標が示された。家族や支援者が施すメイクの程度がわかった。その指標に基づいてメイクすることで相互のよき理解となり高齢者の社会参加を促すことにつながると考える。

参考文献

- (1) 田嶋順子, こころをつなげよう, 日本美容福祉学会誌, 第 13 回学術集会, 第 13 巻 P38~P40, 2013 年 10 月
- (2) 富田知子, 及川麻衣子, 田嶋順子, 難波礼治, 高齢者を支援する美容技術の可能性について(第一報) ~介護施設での洗髪の現状~, 第 4 回日本認知症予防学術集会学会講演集, P170, 2014 年 9 月, 浦上賞受賞



写真1 施設Aでの施術風景



写真2 事例写真

図1にあるメイク事例の被験者へ、全てのアンケート終了後、ヘアスタイルの施術を行った例。ここにも印象変化を見る事ができ、心理的影響が考えられるため、今後も髪型も含めての研究も進めていく。

ボランティア活動を体験型サービスに！

久保山一美（くぼやま・ひとみ）登録美容師

Sun. M（さんえむ）ソーシャルビューティサービス

私は千葉県山武市で訪問美容をはじめ、美容福祉サービスという活動を行っています。

その概要は、8月に開催された「登録理美容師の集い」でも発表させていただきました。

訪問美容を目指して5年になります。当初は訪問美容の依頼が、ほとんどない状況がしばらく続きました。あっても2、3カ月に1回とかでした。そこで考えたのはボランティア活動でした。しかしそれはカットを提供するのではなく、ハンドマッサージなどカット以外の技術の提供です。認知度がまだ低い訪問美容を、どのような方法で世間に知らしめようかと思った末の行動でした。

そして高齢者に限らず幅広い年代の方々を対象としました。その活動を続けることにより、のちに美容福祉が地域に対する福祉サービスの可能性があることを感じました。

体験型サービス(美容福祉サービス)

・美容福祉サービスとは

ご高齢者や、小さなお子様をお持ちのママやシニア世代の方など、幅広い年代の方々を対象に、技術や知識をもとに提供するサービスです。

・おもなサービスとして

ハンドマッサージ、フットマッサージ、アロマクラフトなど美容や健康に関する内容を、体験やイベント・講座などの開催により、一般の方々に福祉美容の理解を深めていただくものです。

これらのサービスにより「福祉美容」が個人や地域への相互理解が得られると考えます。

そこで私が実践してきたことを、図式にしました。ボランティア活動をしていく中で、世間は健康への関心が非常に高いことがわかりました。それらを美容福祉とどう絡めるか、ということを考えた時に、この「体験型サービス」を思いつきました。これらのサービスを提供することで、健康と美容への関心を深めること、そして美容福祉の認知度を高めるという二つの目的がありました。

始めは地域のイベントに個人で参加するなどしていたのですが、2年前に市民活動団体を立ち上げ現在のグループ体制になってからは、自主イベントや講座なども開催出来るようになりました。その結果、美容福祉サービスが福祉関係者や市民活動団体など

美容福祉サービス(体験型サービス)事例



から、協力や連携を求められるようになりました。そして公的施設を利用し、地域コミュニティの活性を図るための催しとして、体験型交流イベント「あららぎコムサ」を主催することとなり、更なる活動の輪を広げました。

体験型交流イベントを続けることにより、さらに大きく進化することができました。

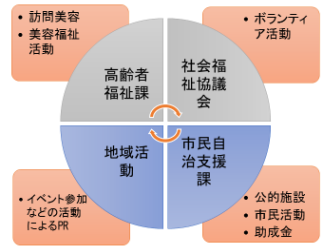
美容福祉とつながりで地域活性！



地域コミュニティ活動で行政を味方につける！

- ・情報発信の場を作る。
- ・地域イベント参加や自主イベント・講座などの開催により、美容福祉サービスや訪問美容を認知してもらう。
- ・行政の仕組みを知るそして仲良くなる。
- ・HPやSNSを活用する。
- ・市民団体などと連携をとる。
- ・話題性を作ることによりメディアなどから注目される。

その結果訪問美容につながる



様々な活動によって、他業種の人たちとのつながりが生まれたのです。そして今年の8月には「見つけよう・つながろう・わが町で！」というテーマのもと「第1回みんなの夏フェス」というビッグイベントを開催することができました。これまでの活動で知り合った方たちの協力を得て、出展ブース40。

ステージでは12団体が出演するというイベントが可能となりました。

このイベントを開催したことにより、美容福祉サービスが、地域の交流に貢献できるということを実感いたしました。福祉美容や訪問美容を世間に認知してもらう目的で、始めた美容福祉サービスでしたが、今では福祉美容が高齢者だけではなく、地域への社会福祉的要素の可能性があることがわかりました。

それはまさしく美容福祉のグローバル化ではないかと考えるものです。



地域活動をすることにより、行政や福祉関係者とも関わるようになります。そしてお互いの情報交換もできるようになります。そのような関係性が生まれることで、今社会が求めているものが何かということを知ることができます。つまり美容福祉の方向性などが、見いだせると考えます。

今年から介護保険制度も変わり、運営などが地方自治体に任されているそうです。これからが美容福祉の出番です。上図は山武市の「地域包括支援センター」の地域ケアシステムの姿です。この図で注目すべき部分は、「相談業務や、サービスのコーディネートを行います。」という部分です。私たち福祉美容師の明るい未来がここにあります。

地域包括で現在頭を悩ませているのは、ますます増える高齢者になるべく健康でいて欲しい！またはどのようなサービスを提供したらいいのか！などの問題を抱えています。つまり行政はサービスのプロではないので、ノウハウが皆無といってもいいと思います。そこで、訪問美容などで培った経験、美容師ならではの技術、サービスが提案または提供できる可能性があると考えます。

毎年開催される理美容師の集いにおいても、皆一応に高齢者に対する熱い思いを語ります。しかしその思いは行政や介護の現場には届いているでしょうか。私はそうは思えません。今こそ、その思いを行

政や介護の現場に伝えることができる絶好の機会だと考えます。そして相互の理解を深め、情報を共有することで行政と介護現場、そして美容福祉との三角関係が円滑になり得るのではないかと思います。

それは今後の高齢化社会に求められる美容福祉の形であると考えます。そして、その担い手は私たち福祉美容師の使命であると確信するものです。

＜追記＞

「美容福祉の事業化を考える」というテーマについて！

私は、前項に記した通り高齢者を対象とする訪問美容をはじめ、一般の方を対象とした美容福祉サービスを行ってきました。福祉美容における美容福祉というと、ハンドケア・化粧セラピー・ネイルなどあげられますが、それらのサービスをおもにボランティア活動として実施していたかと思われます。

私は、この領域にビジネスの可能性があると考えます。しかしながら、それを実現するためにはいくつかの問題点があります。

一つ目はこれらのサービスを提供する対象者は、大半が高齢者であり施設入居者であったりします。そこには、施設側と家族側の相互理解を得られないとこのサービスの有料化が図れないと考えます。

二つ目はこれらのサービスに付加価値をつけないと理解が得られないと思います。

ではその付加価値とは何かということ、今まで福祉理美容師の集いなどで発表された、事例報告などのデータまたは体験実績が裏付けとなり、付加価値になるのではないかと考えます。三つめは福祉美容への熱い思いを伝えることです。この3つをクリアすればボランティアから有償サービスの可能性が広がると思います。

具体的な方法として、施設には企画書または、提案書を提出することをお奨めします。家族には、美容福祉の必要性和付加価値を盛り込んだ内容のご案内などがいいかと思ひます。

次ページの内容は、実際に私が施設に提出した企画案です。美容福祉の意義などは、福祉美容理論や事例報告などから引用させていただいたものです、

初期（3年前）に作成したもので粗削りですが、参考までに「提案書の実例」を紹介します。

<提案書の実例>

美容福祉活動のご案内

私（久保山一美）は現在、訪問美容サービスの活動をさせていただいております。

またハンドマッサージのボランティア活動もおこなっております。

かねてより、私は高齢者施設における美容福祉の必要性を感じておりましたが、個人では活動内容にも限りがあり、まだ実現には至っておりませんでした。

しかしこの度、協力者を得て「Sun. M（さんえむ）ソーシャルビューティサービス」という団体を発足することができました。

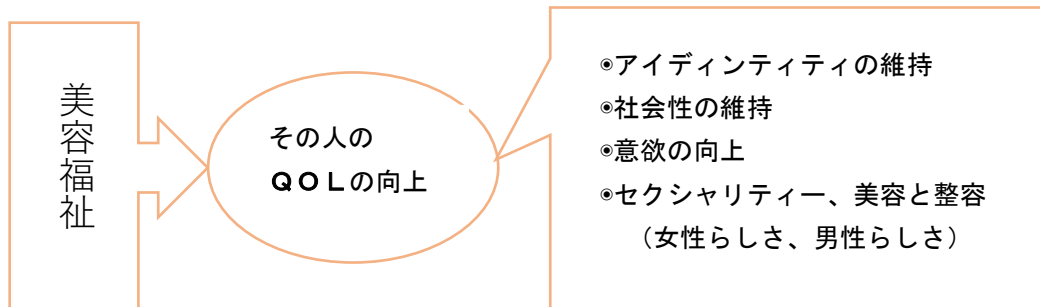
そこで、御施設におきまして「美容福祉サービス」の御導入の提案をさせて頂きたいと存じます。

なお、メンバー4名は全員美容師免許所持、そのうち3名はヘルパー2級の資格を取得しておりますので、利用者様への適切な対応が可能と考えられます。

美容福祉の意義として以下の通り明記させていただきます。

美容福祉とは

美容福祉の意義



美容福祉の概念として、美容にはすべての人がいかなる状況においても「その人がその人らしく生きる」ことへのサポートをすることです。

そして美容福祉が果たす役割は、人間らしい生活の保障と生活のQOLの向上にあります。社会福祉の理念の基に美容の視点と技術をもってして、人生の後半を「美しく積極的に生きること」をお手伝いすることではないかと考えます。

実際にどのような活動内容かという点、化粧・ネイルケア・フェイスクア・ハンドマッサージなどがあります。これらは既に美容福祉を導入し、良い効果が得られたという事例報告があげられています。

そこで、当初は以下の内容の活動を予定しておりますが、利用者様の反応をみながら臨機応変に対応したいと思います。

また職員の皆様方のご意見も参考にし、利用者様はもとよりそのご家族が笑顔でいられるような活動を志していきたいと思っております。

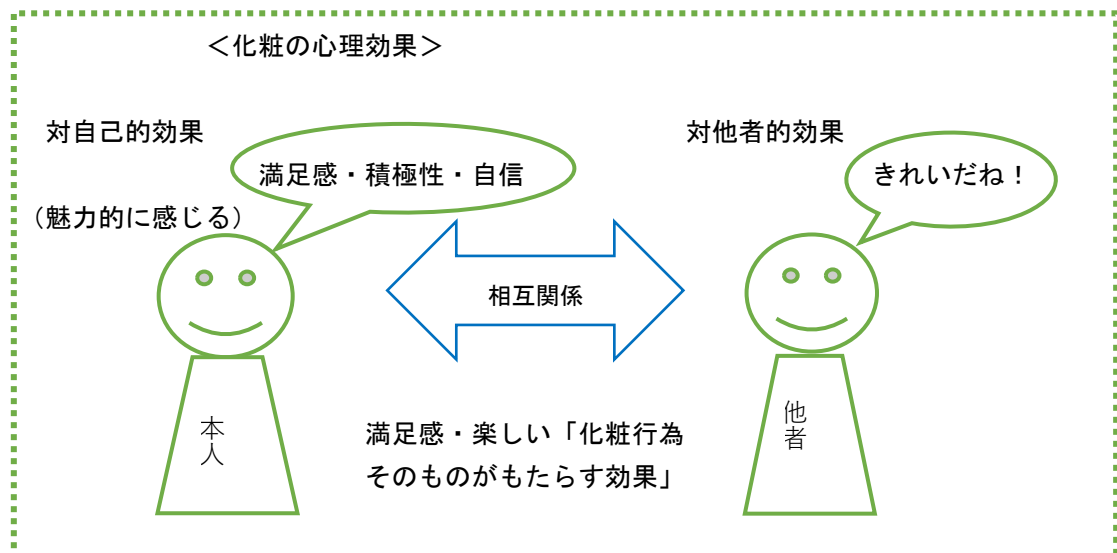
《美容福祉活動の内容》(予定)

- 1、化粧（化粧指導及び利用者様に化粧を施す。）
- 2、ネイルケア（爪のケア及びマニキュアを施す。）
- 3、ハンドマッサージ（男女に限らず手のマッサージを行う。）

期待できる効果

(1) 化粧セラピー

- ① 化粧をすることにより身体がぴんときます。（気分が高揚するなど）
- ② 自分が女性であることの意識を思い起こします。（自己受容）
- ③ ひきだす「回想」自分がきれいだった頃、楽しかった頃など思いだし、化粧によって能力が引き出される。



(2) ネイルケア

- ① 爪の手入れや手の手入れ（衛生と保護）
- ② マニキュア（化粧同様な心理効果）

(3) ハンドマッサージ

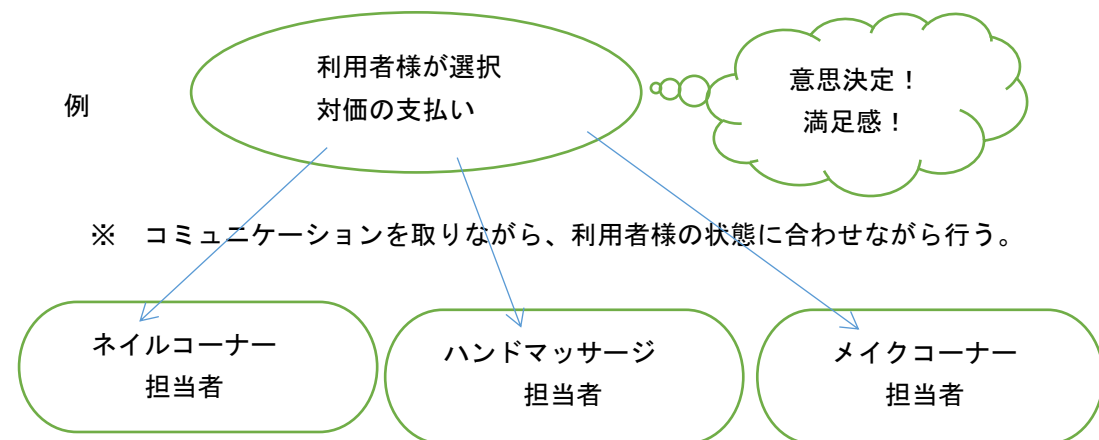
- ① 手に触れる（他人とかかわることで社会性が生まれる）
- ② リラクゼーション効果（ストレスの軽減）
- ③ 特定の臓器や機関の緊張をほぐします。
- ④ 手に活力や柔軟性が得られる。（指の動きがスムーズになる）

手は第2の頭脳として、脳と密接につながっているので脳の緊張もほぐれよく眠れたりします。

また脳の活性化にもつながります。

<美容福祉活動（企案画）>

活動名	・参加型サークル活動
コンセプト	・『笑顔でいきいき、明日も元気！あこのの輝きを！』
イメージ	・子供のころに遊んだ、〇〇屋さんごっこ的な要素を取り入れる。 (緊張感を取り除き楽しいイメージを感じていただく)
目的	・利用者様の意欲の向上とリラクゼーションをはかる。
実施日	・月1～2回程度
時間	・施設の都合の良い時間 2時間程度を予定しているが、延長もあり。
活動費	・エントリーの対価として参加する利用者様から、1回300円程度 または、チケット制（ご家族了解のもと、1,000円・1,500円・2,000円のチケットを購入していただきます。いずれも割安になる。）
内訳	・活動に伴う材料費、消耗品の購入及び移動交通費など。
内容	・メイクの指導（利用者様がご自身で化粧を楽しむ） メイクの実践（担当者が利用者様に化粧を施す） ネイルケア（爪のケア及び手入れ及びマニキュアを施す） ハンドマッサージ（男女問わずマッサージを行う）その際オイルを使用する。
方法	・利用者様が希望する内容に担当者が対応する。 あくまでも利用者様主体に行うが、アプローチも試みる。



効果 意識の向上や普段と違う利用者様の表情がみられる。チケットまたは金券のようなものを利用者様が使用することにより、自己意思の決定、自ら対価を支払うことの満足感や、参加することで社会性がうまれてくる。

以上の内容で提案したところ、現在もこの施設での美容福祉サービスは継続しています。

この施設以外にも提供または、問い合わせなどが現在も続いています。

このようなサービスを通じ福祉美容は、高齢者を取り巻く介護関係者や家族そして、地域の理解と協力を得ながら進めることが望ましいと思います。

高収入にはつながりにくいですが、地域ビジネスというコンセプトで取り組めば、十分な事業といえるのではないかと考えます。

高齢者の姿勢改善アプローチ（胸郭に着目して）

今井 英輝（いまい・ひでき）有限会社オフィスルースト

松崎 智子（まつざき・ともこ）訪問看護ステーションルースト

1. はじめに

高齢者における姿勢の崩れは、整形外科的問題、呼吸や消化器系の問題につながる。また、美容的観点からも重要なポイントとなる。そこで、姿勢改善のために有効な運動指導を検討した結果、胸郭の形態を整えることが重要であると考えた。

2. 目的

姿勢改善を目的に、胸椎を含む胸郭に着目した運動による集中的なアプローチが、どのように効果をもたらすか事例をもとに、有効性を検討する。

3. 方法

1) 週1回程度の運動指導と、自主訓練を指導し、介入前後で比較検討する。

2) 運動は、当社オリジナルで開発した胸郭に集中的にアプローチする内容。

※ 被検者の方には研究の趣旨を伝え、同意を得た上で実施した。

3) 運動指導の内容

胸郭を整える体操として、以下を実施。

1. 大胸筋・小胸筋のリラクゼーション
2. 僧帽筋のストレッチ
3. 体幹屈曲・伸展
4. 側屈
5. 回旋
6. 頸部の伸展

※ 各動作は、5秒止めて片側3回実施



小胸筋圧迫、大胸筋の圧迫、大胸筋のストレッチ



僧帽筋のストレッチ、体幹屈曲、 体幹伸展



体幹側屈 1、2

頸部伸展、 体幹回旋

4. 対象

当社で運営する訪問看護、訪問リハビリ、デイサービスの利用者、数名を対象とした。

5. 結果

明らかな姿勢改善がみられ、外見的な問題だけでなく、様々な効果がみられた。

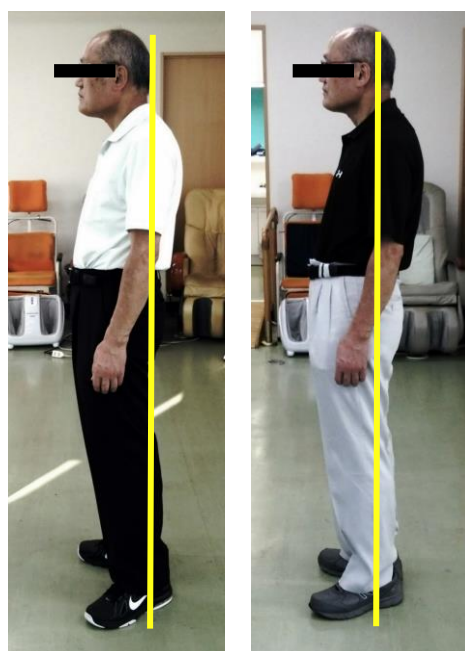
- 1) 姿勢が起きること、外見的に若々しく見える
- 2) 左右のバランスが整うと、腰や膝などの痛みが改善される
- 3) 胸郭の動きが改善され、呼吸が楽になる
- 4) 内臓器の圧迫が軽減し、食事が楽になる



症例 1. エクササイズ前（左）後（右）



症例 2. 3ヶ月経過 右



症例 3. 3ヶ月経過 右

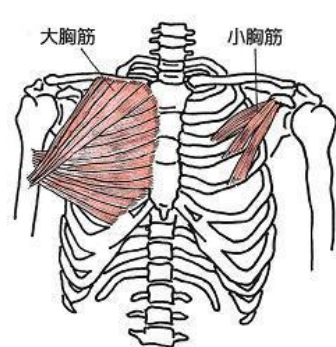


症例 4. エクササイズ前（左）後（右）

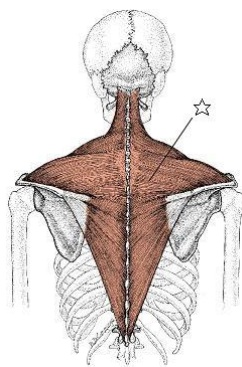
6. 考察

姿勢改善は胸郭へのアプローチが重要であると予測のもと、運動指導を実施した結果は、総じて良好であった。良い姿勢を作るためには、脊柱を良好な形状に保つことが重要である。脊柱の中でもその中心にある胸椎の後彎が強くなることで、高齢者に特徴的な背が丸くなる姿勢となる。その点からも姿勢改善には胸椎をふくむ胸郭にアプローチすることが最優先であると考ええる。

胸郭の主な筋肉

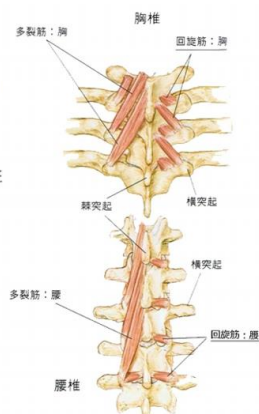
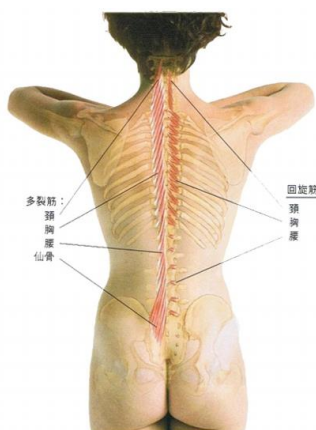


大胸筋・小胸筋



僧帽筋

大胸筋、小胸筋などの前方にある筋肉が固くなると、背が丸くなり、背中の筋肉は疲労する。



脊柱を支える筋肉は、運動範囲が狭くなり、しだいに固くなって、背骨全体の動きが少なくなり、変形したままとなる。

そこで、胸郭を集中的に動かすエクササイズをすることで、脊柱の可動性を高め、良い姿勢へ改善することが可能となる。

7. まとめ

胸郭の変形を予防・改善することは、外観的な若々しさを保ち、良好な健康状態を維持するためにも重要なことである。姿勢の崩れは、関節の痛みや呼吸・消化の問題にもつながる。

姿勢を整えることの重要性を再認識して、今後も症例を重ね、高齢者における姿勢改善のスタンダードとなるような運動を確立していけたらと考える。

[参考文献]

中村隆一 他：基礎運動学，第6版，医歯薬出版（株），2005.

鳥巢岳彦 他編：標準整形外科学，第9版，（株）医学書院，2005.

野村 巖 編：標準理学療法学・作業療法学，第2版，（株）医学書院，2004.

奈良 勲他 編：筋力，医歯薬出版（株），2004.

嶋田智明 他編：脊柱機能の臨床的重要性と上下肢との連関，（株）文光堂，2012.

特別養護老人ホームにおけるファッションショーの取組み

～ファッションショーを通して感じた、おしゃれの力～

小孫 洋子（こまご・ようこ）

社会福祉法人・隆生福祉会

特別養護老人ホーム・ゆめパラティース

大阪樟蔭女子大学大学院人間科学研究科・化粧ファッション学専攻

1. はじめに

社会福祉法人隆生福祉会は、「個を大切にする介護」と日本の「おもてなしの心」を融合させた施設作りを目指している。また、平成22年度よりフィンランドとの交流を行っている。平成26年5月に社会福祉法人隆生福祉会特別養護老人ホームゆめパラティース（兵庫県尼崎市）が開設された。

筆者は、平成27年1月より特別養護老人ホームゆめパラティースにおいて、理学療法士として勤務している。また、大阪樟蔭女子大学大学院人間科学研究科化粧ファッション学専攻で研究を進めている。特に、高齢者の個性豊かな生活を達成するために、「みだしなみ」や「おしゃれ」を取り入れることは重要であると考えている。

特別養護老人ホームゆめパラティースは、「身だしなみ」や「おしゃれ」を積極的に施設生活内で日々取り入れ、利用者の生活の向上、QOLの向上をはかるために、平成27年4月にクールビューティー委員会が設立された。活動内容としては、日々の身だしなみへのケア、イベント時にはおしゃれを楽しむ等、個々の生活にあったケアを施設全体で取り組んでいる。

平成27年9月に施設設立1周年記念イベントとして、ファッションショーを実施した。

なお、高齢者施設等でファッションショーを実施している所はあるが、主に利用者がモデルとなり、「ファッション」を観るという観点からの開催が大半である。

特別養護老人ホーム「ゆめパラティース」では、今回のファッションショーの目的を次のように設定した。

①ファッションショー内で、人生ストーリーを表現し、各々の利用者の人生に敬意を払う。

②今後の人生への活性化を図る。また、おしゃれを用いた生活内での楽しさを提供する。

③おしゃれを取り入れることにより、日常生活活動の向上を図る。

④他職種との連携、利用者や家族とのコミュニケーションを大切にする施設作りに着目する。

2. 目的

本研究では、ファッションショー終了後の認知機能評価およびインタビュー調査の結果から、ファッションショーを通して、出演者、家族およびスタッフにどのような影響を与えたのかを検証することを目的とする。

3. 方法

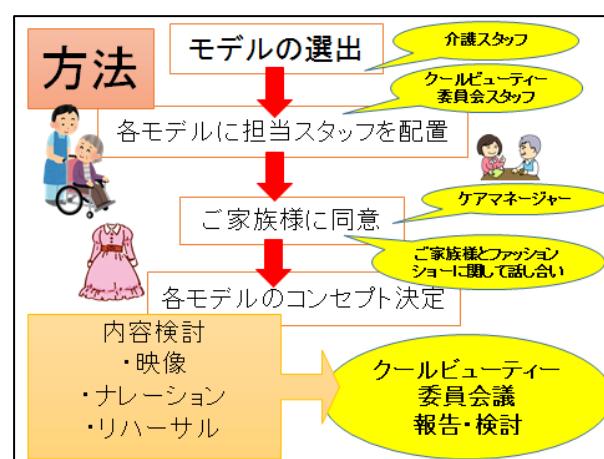


図1 ファッションショーの準備の流れ

おしゃれに興味のある8名のモデル（特別養護老人ホーム女性利用者7名、デイサービス男性利用1名）を選出した。認知機能評価（MMSE）では、重症度認知症2名、中等度認知症2名、軽度認知症4名であった。

家族に同意を得た後、各モデルに担当スタッフを配置した。洋服に対する思い出を調査した後、各モデルのコンセプト（その人らしさや特徴）を考案し、

過去に着ていた思い出の洋服等を、家族に持参して頂いた。各モデルには、エスコート、ナレーション発表者を設けた。家族、利用者、施設スタッフと話し合いを繰り返し、情報連携や内容の検討を繰り返した（図1）。

ファッションショー当日は、モデルが登場している際に、コンセプトと関連のあるナレーション、映像およびBGMを流した。また、会場にはスポットライトや手作りのランウェイを設置した。整容やお化粧は施設スタッフを中心に実施した。

ファッションショーの終了2週間後、モデルを務めた利用者、家族、観客および施設スタッフに対してインタビュー調査を実施した。また、モデルを務めた利用者の行動評価を実施した。

4. 結果と考察

インタビュー調査の結果、出演したモデルは、「楽しかった」、「感動した」、「はづかしかった」、「お化粧してまた出てみたい」、「しわが増えた」（自分の姿をみて）、「そんなのやったかな」という意見が得られた。

施設のスタッフからは、「ご利用者様の笑顔に感動した」、「ご利用者様やご家族様と関わりが持てた」、「出場されていないご利用者様にも参加できる方法を検討したい」等の意見が出された。

家族からのインタビューで、「感動した」、「いつもは何も言わないが、裁縫してみようかなと前向きな言葉が出て驚いた」との発言があった。この利用者は、施設に入所前、手芸を活発に行っていた。しかし、ファッションショーの前までは、手芸に興味を示さなかった。ファッションショー後、家族から得たインタビューより、スタッフと検討し、編み物活動を勧めた。その結果、真剣に取り組むことができ、新たな余暇活動に繋がった。

今回、ファッションショーを通し、利用者の歩んできた人生を振り返り、再び、生活の活動として取り入れることで、行動や動作の変化に影響することが考えられた。

このように、ファッションショーを通して、利用者の意欲、行動の活性化、およびコミュニケーション能力の向上が2名（重症度認知症1名、中等度認知症1名）にみられた。

施設全体を通しては、職域を越え、コミュニケーションが活発に行うことができたことにより、施設全体の活性化に繋がることが示唆された。

5. 今後の課題

「みだしなみ」や「おしゃれ」の力は近年、心理や行動への影響、QOLの向上に繋がるという報告がなされている⁽¹⁾⁽²⁾。

筆者自身も臨床現場において、座っていることに疲労を訴える利用者が、お化粧を取り入れる事で他者とのコミュニケーションが活発になり、通常より長く離床することできた例を認めている。また、お化粧行為において、姿勢の変化や身体動作の向上がみられたケースもあり、「身だしなみ」や「おしゃれ」が生活活動において、大変重要な活動であることを実感している。

今後も個々のニーズに合ったケアを検討し、身だしなみや、おしゃれを通して、高齢者の心身機能の維持、向上、QOLの向上が施設全体の活性化に繋がる実証的研究を進めていきたい。医療、福祉現場が当たり前に「身だしなみ」や「おしゃれ」を取り入れる環境を検討していきたい。

5. 文献

- (1) 山岸裕美子 学校法人昌賢学園論集 創刊号, 129-139, 2002
- (2) 大野淑子 ファッションショーの実践 学校法人山野学苑 「三訂 美容福祉概論」 中央法規出版 2012

6. 謝辞

事例報告に際し、ご協力頂きました、ご家族様、ゆめパラティース施設長、スタッフの皆様、大阪樟蔭女子大学の武藤祐子講師に感謝申し上げます。また、山野美容芸術短期大学美容福祉学科卒業生の上田悟子氏にも、メイク担当として参加頂きました。ここから感謝申し上げます。

ユニバーサルファッション・マーケティング

～ユニバーサルファッション協会の現在～

森 秀男（もり ひでお）（株）総合商品研究所 代表
（NP0）ユニバーサルファッション協会副理事長

第1章 ユニバーサルファッションとは

1 ユニバーサルファッションの概念と理念

ユニバーサルファッション（以下UF）とは、ファッションにおけるユニバーサルデザインを意味し、ユニバーサルファッション協会（以下UNIFA）が提唱する理念と活動である。その基本の概念は、年齢、性別、能力、体型、サイズ、国籍、文化、人種などに関わらず、可能な限りのすべての人々がファッションを楽しむことが出来る社会を創ることである。つまり「Fashion for Everybody」と言える。



2 ユニバーサルファッションの枠組み

UFは以下に述べる6種の領域から構成される。これらにおいて質の高い価値ある商品・サービスを作ることが求められる。なお、本論ではアパレル商品（衣服）を主体とする。

<6種の領域>

- （1）顧客（顧客分類、顧客特性、市場設定）
- （2）ファッション性（審美性、流行性）
- （3）人体・生活行動への適用（人体特性、生理機能、身体機能性、安全性、介護・障がい対応）
- （4）市場性（商品開発、マーケティング）
- （5）社会性（エシカル、サステナビリティ）

2-1 顧客（顧客分類、顧客特性、市場設定）

すべては顧客から始まり、顧客によって完結する。UFの商品開発においては、顧客を最も重視する「顧客中心主義」に立脚する。対象の顧客の要望、不満などの声を真摯に聞き、商品開発に活かすことが重要である。

■顧客分類

ユニバーサルファッションにおける顧客については、どのようなタイプ（種別）があるかを分析し、一定の基準や特徴に基づいて顧客を分けることを「顧客分類」という。その上で、普遍性の高い、より大きな集団としての、いわば「ユニバーサル・カスタマー」を設定する。

（1）対象顧客の人数的な観点からの分類

【個人の顧客（パーソナル・カスタマー）】特定個人の顧客であり、身体能力・機能、体型、サイズ、デザイン、カラーなどの条件に対する個人的な必要性、要望、好みを取り入れる。特に、高齢者や各種の障害による身体の不自由な方々の個別対応を求める顧客層である。

【不特定多数の顧客（マス・カスタマー）】通常の一般の顧客層であり、事業展開においては大きな可能性を持つが、不特定多数の顧客であるために多くの課題を考慮しなければならないので、顧客の満足を得ることにおいて難しさが高くなる。

・通常ファッションの領域：一般的なアパレル商品の場合＝オーディナリー・カスタマー

・UFの領域：健常者と障がい者の融合された顧客が対象となる＝ユニバーサルファッション・カスタマー

【特定個人も、不特定多数も、その両者を含む顧客】カスタマイズド・カスタマー・マス・カスタマーとパーソナル・カスタマーが折衷された顧客であり、いわゆる「カスタマイズド商品」に見られるように、マス・カスタマー向きにデザインされたものを、特定個人の好みや要望に対応できるように調整し設計されたものをいう。

（2）対象顧客の細分要素別の分類

様々な細分要素に基づいて、顧客を分ける方法のことである。以下の5種がある。

<細分要素>

- ・ライフステージ（顧客の生涯を想定し、それを段階的に区分したもの）
- ・テイスト（感覚、感性の違いのこと。）
- ・グレード（イメージ、品質、価格などから判断された、トータルな格付けのこと）
- ・ライフ・シーン（生活場面・情景のこと）
- ・ライフ・スタイル（生活様式。各人の暮らし振りのこと。価値観や生き方の哲学も含む）

1. ライフステージ別分類

ライフステージ名	エイジ (実質年齢)
① ベビー&レイエツテ（乳児）	0～2歳
② トドラー（幼児）	3～6歳
③ スクール（小学生）ボーイズ& ガールズ	7～12歳
④ ティーンズ（中学生）	13～15歳
⑤ ピュア・ヤング1（高校生）	16～18歳
⑥ ピュア・ヤング2（大学、短大、専門学生）	19～22歳
⑦ ヤング	19～24歳
⑧ ヤング・キャリア	25～29歳
⑨ ヤング・アダルト	30～34歳
⑩ アダルト	35～44歳
⑪ ミドル（プレミアム世代）	45～54歳
⑫ シニア1（プレミアム世代）	55～64歳
⑬ シニア2（プレミアム世代）	65～74歳
⑭ シニア3（プレミアム世代）	75歳以上

2. テイスト

- (1) アドヴァンスト、アヴァンギャルド（先端的な、前衛的な感覚）
- (2) アップ・トゥ・デイト、コンテンポラリー（いわゆるナウで今日的な感覚）
- (3) コンサバティブ（保守的な）
 - ・エスタブリッシュド（伝統的で良識的、新しさより品質の良さを重視する）
 - ・エレガント（上品な、気品のある、優雅な）

3. グレード

プレステージ（最上級、最高級）
 ハイ・ブリッジ
 ブリッジ

ブリッジ・ベター

ベター

モデレート・アッパー

モデレート

ボリューム

ポピュラー

バジェット（最低価格のクラス）

4. ライフ・シーン&ライフ・オケージョン

ライフ・シーン

「場面、情景」のことで、服装を計画する時に、その情景や場面を思い浮かべて、それに合ったコーディネートをする。

ライフ・オケージョン

日常生活における「特定の機会、場合、目的」などの意味で、服装を整える時やコーディネートをする際に配慮される。

- (1) オフィシャル・ライフシーン（公的な生活の領域）①ビジネス・シーン（通勤、会議、出張など、ビジネス全般）②キャンパス・シーン（学校生活、クラブ活動、など）
- (2) ソーシャルライフ シーン（様々な社交生活の領域）①パーティーシーン（結婚パーティー、ビジネスパーティーなど）②セレモニーシーン（様々な式典、入社式、卒業・入学式、冠婚葬祭など）③外出、お出かけシーン（訪問、ライブ公演&コンサートなど）
- (3) プライベートライフ シーン（私的な生活）①ウイークエンド・ライフ・シーン（週末の生活）②スポーツライフ・シーン（スポーツを楽しむ生活）③レジャーライフ・シーン（旅行、ドライブ、娯楽、リゾート、音楽ライブ、ショッピング）④ホームライフ&ワーク・シーン（家事全般、料理、庭の手入れ、掃除、DIY）⑤デリーリー・ショッピング・シーン（買い物、近所での用たし）⑥フィットネス・シーン（シェープアップ、ウォーキング、ジョギング、ヨガなど）⑦スリーピング・シーン（睡眠）（パジャマ、ナイトガウン、ネグリジェ、スリーピングウェア）⑧リラクゼーション・シーン（くつろぎ）（リラクセスウェア）⑨ヒーリング・シーン（癒し）（ヨガ、瞑想、アロマセラピー、タラソセ

ラピー、) ⑩ルームライフ・シーン (部屋着)
インナー&アンダーウェア (下着、ファウンデーション、ランジェリー)

■顧客特性

上記の顧客の細分要素から選択して絞り込み、顧客の明確な個性や特徴を表現したものを顧客特性という。商品企画やデザインに生かされる。

■顧客設定

上述の、細分化された顧客特性を縦断的に総合化し、ファッションのユニバーサルデザインに適合した、より普遍性が高く、一層大きな集団としての顧客を設定することを顧客設定という。

例えば、ライフステージはヤング・キャリア～シニア2、テイストはコンテンポラリー、グレードはモデレート、ライフ・シーンは、ウィークエンド(週末) ライフとする、というように設定される。

■ユニバーサルファッション・カスタマー設定 (UF顧客) の重要な留意点

ユニバーサルファッション顧客の設定において、ライフステージに関する顧客設定は可能な限り幅広く、しかもファッションとしてのテイストやグレードは逆に絞り込まれる必要がある。この点に留意する必要がある、他の分野のユニバーサルデザインに見られない、ユニバーサルファッションの特性である。

- ・ライフステージをなぜ広く取るかは、ユニバーサルデザインの基本概念「可能な限り多くの顧客」という普遍性に、より適合するからである。
- ・テイストを絞り込み狭く設定する理由は、商品やブランドの感性的な特徴が強くなり、個性が明快になるからである。たとえシンプルでベーシックな普通のデザインでも、その「普通さ」に絞り込むのである。それが強いメッセージを発揮するのである。
- ・グレードの巾を狭くすれば、例えば、中級ブランドなのか低価格ブランドなのか明確になり、顧客にとって判断がしやすくなるからである。

2-2 ファッション性 (審美性、流行性)

■審美性

ユニバーサルファッションは、21世紀の新しい美の概念を創ろうとするものであり、従来の美学に変革を迫るものである。ユニバーサルファッションは「人間の美しさは、表面上の身体的美だけではない」と主張する。「知・情・意・体」すなわち、精神と身体の調和された美こそ、人間の真の美である。

「若さ」だけが美しいのではない。「細い身体」だけが美しいのではないのである。今までの「若さ＝美しさ」だけとする固定観念を打破することである。人間を深く見つめ直す新しい美学なのである。

■流行性

UFは、ファッションという「変化する新鮮さ」と、UDという「普遍的な価値」の両面を必要とする。この点の相反する二者の調和を達成することがその核心である。消費者の中には、実用性のみで満足する人々も存在するが、多くの顧客は衣服というファッション商品に「新しさ、夢、あこがれ」という美的なイメージや価値を期待する。

ファッション情報

ファッション業界は、ほぼ6ヶ月単位で変化してゆく。それは一年が「春夏」シーズンと「秋冬」シーズンの大きく2シーズンに区分されているからである。情報は極めて重要であり、ファッション業界は「情報ビジネス」でもあると認識されている。

以下に最も基本的な情報を解説する。

・デザイナーズコレクション情報

ファッション・デザイナーが、主催団体の指揮の元に、毎シーズンほぼ一定の時期に発表する合同ショーと展示会を業界では「コレクション」と呼んでいる。多くのバイヤー、報道関係者、得意顧客などを招いて実施される。

海外コレクション情報 (パリ、ミラノ、ニューヨーク、ロンドンなど)

東京コレクション情報

・ファッションマーケット情報

有力店やブランドのファッション動向



・ストリート・ファッション情報

若者を中心に、彼らの好きな着こなし、デザイン、スタイルなどが、街中から自然発生的に生まれて流行現象を生む傾向が強くなっている。その場合の情報のことである。企業や業界が流行を創るのではなく、消費者が主導すると言って良い。

・カラー&素材情報

ファッションにおいては色と素材は極めて重要である。ファッションの変化は色から生まれるといわれるほどである。また、素材はアパレルを製造するには必要欠くべからざるものであり、両者ともシーズン毎に専門機関や展示会主催者、企業などから発信される。



流行色情報の事例

2-3 人体と生活行動への適応・応用／ユニバーサルデザイン

■人間生活工学とUD

(「ワークショップ人間生活工学」平成17年より引用し再編集)

人間生活工学は、人間工学と生活工学の総合された技術的な研究の分野であり、モノと人間との間に生じる問題を解決し、人間にとって使いやすく、快適な製品をつくり、生活を豊かにすることを目指している。

ユニバーサルファッションにおいても、企業が衣服の商品を研究・開発・製造し、多様なニーズを持つ消費者が購入して着用し、生活の中で活かしている状況は、換言すれば人間と生活の両面にわたる領域に関わるデザイン活動でもあると言える。その意味でUDは「人間生活工学的デザイン」である。

＜人体特性の領域＞

■体型やサイズに配慮されたデザイン

「体型」：体型とは「人間の体の形態」を意味し、瘦身体型、肥満体型、反り身体型などの種類がある。

「体格」：体格とは、骨格や筋肉の発育状態や栄養状態が発現された結果の身長の高低、胸囲の大小などを表す。

＜要因毎の不満と対応の例＞（多岐にわたるために抜粋）

（加齢と共に）

【骨格、筋肉、脂肪のつき方などが変化する】パターンが合わず、体型がきれいに見えない「高齢者体型」などの顧客に適したボディーを採用する。ボディーを部分的に調整する（パッドや中綿などで）。パターンのゆとり量を調整する。

【体型のバラツキが大きくなる】標準体型のパターンだけでは対応できないので、体型のバリエーションを広げる（男性のY, A, B体のように）。サイズのバリエーションを広げる。伸縮性のある素材を使用して体型のカバー率を高める。

【下腹部が出てくる】前ウエストが上がり、スカート前裾がつりあがる。前裾を長くする。逆開きファスナー、スリットの活用。

＜身体機能の領域＞

■身体機能の低下に配慮されたデザイン

【体力の低下】①衣服が動作の妨げになるので、ゆとり、伸縮性を適度に取り②（冬に厚着、重ね着をすると）重くて動きにくく、疲れる。軽くて、保温性の高いニット素材など裏地などで滑りやすく、袖通しを良くする。

【関節が動きにくい、痛みを伴う】①身体をひねる動作が困難、脇や背中に手が回らないので留め具や明きの位置に注意する②五十肩などで腕が上がらない。肩や肘が曲がったままで腕を通すので、袖付けを広く（ドルマン袖を嫌う人もいるので注意）。伸縮性を持たせる。脇や肩に明きをつくる。

＜生理機能の領域＞

【肌が弱い】①アレルギー体質、皮膚乾燥などによる障害は、吸汗、抗菌素材が良い（汗による肌面での菌の増殖を予防）。保温機能がある素材。直射日光などを防ぐための肌の露出を少なく。②物理的

な刺激による皮膚障害。シルクなどの柔らかい天然繊維。身体を締め付けないパターンに。縫製箇所や副資材が直接に肌に当たらないように。手首、足首等のリブニットの使用に注意③化学的刺激による皮膚障害(染料、加工剤、クリーニング用材残留など)。天然繊維の素材を使用。樹脂加工(ホルマリン等)、ゴム、皮革、柔軟剤、接着剤、染料、金属等に注意。

【寒さに弱い(保温性)】体熱が発熱しにくい。通気性の良い素材。衣服内換気ができるデザイン。

【暑さに弱い(涼感性)】手足の関節が冷えやすくなる。重ね着(組み合わせ)ができるデザイン。保温性の高いデザインと素材。血流を阻害しないデザインと素材。後ろ衿ぐりの形状に配慮(過度に後ろに下げない)

【体温調節】「介護と衣生活」(高齢者の体温調節と被服、P41～42引用し再編集)：高齢者は、体温調節機能が低下するために、特に冬の寒さや夏の高湿で多湿な季節では、健康を害しやすい。素材や衣服デザインでこの点をカバーする必要がある。衣服内気候とは、身体の肌と衣服の間につくられる局所的な一種の空間を快適にすることが衣服の役割である。衣服内の温度が31～33度、湿度が40～60パーセントRHの範囲が快適とされる。

＜安全性の領域＞

■安全性に配慮されたデザイン

【夜間歩行(反射材の使用)】反射材とは、自動車のヘッドライトを光源の方にまっすぐ戻す「再帰性反射」を実現した高機能素材で、夜でも明るく輝いて見える優れた特性を持つ。高齢者が夜間に交差点を横切るときなどに安全性を高める。この素材を衣服の一部に使用したり、バッグや帽子にも使うと良い。

＜身体感覚の領域＞

■身体感覚に配慮されたデザイン

【視覚・色覚】高齢者の視覚特性：高齢者の視覚機能を専門的に研究されているユニバーサルカラー協会理事長の南涼子氏の著書『介護力を高めるカラーコーディネート術』を参照して紹介する。

【視細胞の機能が低下し、色の見え方が違ってくる】高齢者は、特に暗い所で物が見えにくくなる。その原因は視細胞の機能低下である。視細胞は、錐

状体細胞(明かるい所で物を見る時に働く、色を判断する細胞)と桿状体細胞(暗い所で物を見る時に働く、明暗を判断する細胞)があるが、加齢とともにこの機能が低下して、明るさの変化に対する順応が難しくなる。

【瞳孔が縮小する】暗い場所で物が見えにくくなる理由のもう一つの原因である。瞳孔が縮小すると、網膜まで到達する光の量が減少し、目に入る光の量は65歳頃で若年者の約3分の1程度になる場合もある。色の判断力については、赤と緑は90%維持されるが、青は10%に低下する場合もある。つまり、青系など短い波長の色の区別がしづらくなる。

【水晶体が白濁したり、さらに黄変する】白濁すると視界がぼんやりと霞がかかったようにみえる。さらに黄変が進むと、ものが黄色味を帯びて見えるようになる。短波長の色である寒色系の色光(青色、紫色)は水晶体を通りにくくなり(吸収される)、青や紫系統の色は暗く濁った様に感じられる。高齢者には茶色や黒との区別が難しい。

＜福祉活動の領域＞

■介護や障害に対応したデザイン

【介護する】①すべる素材では要介護者を抱えにくいので滑らない素材が好ましい②着崩れ、体位を直す時などループ等で、指をかけられるようにする。伸びない素材。

【片マヒ】①片手で留め具の使用は難しい。片手で着用可能なものを選ぶ②バッグや財布が使いづらい。片手で開閉でき、使いやすいように配慮。

【車いすの使用】①車いすの座面、背面に身体が接しているので着脱が困難。かぶり式や前明きにする。背中が開くようにする(後ろ中心等にコンシールファスナーを入れるなど)②車いすを腕でこぐ時に、衣服が腕の動作の妨げになる。袖付け、胸回りはゆとりを十分取る。

2-4 市場性

UFは、対象顧客の満足を得るために、顧客の声を聞きながら商品を企画・デザインし、生産を行い、実店舗やウェブ、TV通信などの販売、販促や広告などのプロモーションなどを通して顧客に提供するものである。これら一連の活動はマーケティングである。

■マーケティング・ミックス

UFのマーケティングをマーケティング・ミックスの観点からまとめると以下になる。対象顧客に適合した「7種の手段 | MSPSPCS」を計画し、その複合効果を企画・実行してゆくこととなる。

MSPSPCS

- ・商品 (Merchandise/ファッション性、UD、市場性などを取り入れる)
- ・販売 (Selling/接客、人的販売、ネット販売など)
- ・価格 (Price/グレードとの妥当性を考慮する)
- ・サービス (Service/教育、コンサルティング、アドバイスなど)
- ・店舗 (Place/店舗、チャネル、ウェブ販売、TV販売)
- ・コミュニケーション (Communication/情報の発信、広報、啓蒙、販売促進などに関わる)
- ・社会性 (Social Activity/ケア福祉の活動支援、エシカルに関わる活動)

■UFの商品分野

UFの商品には多様な商品の種類があるが、主力はアパレル商品であり、付随して服飾小物が考えられる。

【アパレル商品】レディースアパレル（婦人服）を中心に、メンズアパレル（紳士服）、チルドレンズアパレル（子供服）となる。これは市場規模の大小の順と一致する。

【服飾小物（ファッショングッズ・アクセサリ）】靴、バッグ、装身具などとなる。特に靴は重要であり、サイズや足型、履き心地、機能性（足の出し入れなど）がUDと直結する。

■商品開発の留意点

【顧客主導型の開発体制】

- ・顧客の声を真摯に聞く（不平、不満、要望、を聞く）ヒアリング（個人インタビュー、グループ・インタビュー）アンケート調査。
- ・協同開発をする（企業と顧客とのコラボレーション）
- ・顧客の評価を取り入れる。試作品、サンプル見本へのアドバイス。モニター制を確立する。

2-5 社会性

■エシカル（倫理的な）：サステナビリティより精神性を重んじた観点。哲学的、道徳的な面がある。

1. エシカル (ethical) とは、正しい考えかたで、正しい行動をすること。自分の利益のみを優先するのではなく、他者の利益も同じように大切ににする。関係するすべての企業や人々に恩恵を与えるようにすること。
2. エシカルファッションとは、エシカルな精神を大切にしたファッションの全体を意味する。商品開発、販売、ビジネス活動、社会環境を一体と考える。

＜事例＞

【オーガニック (Organic)】オーガニックとは「有機的な、有機体の」のこと。生命（いのち）があること。生物つまり動植物のこと。炭素を含む化合物のことで、本来は生命力によって作られる。「健康」と「生態系」の2つの軸がある。

- ・ヘルシー生活：化学的な農薬や染料を使用せず、保存料や着色料などの添加物を使わずアレルギーのない生活を目指し、食品の安全を確保する。
- ・自然や環境をたいせつに：農薬や化学肥料を使わずに、水、大地、空気を汚染から守る。自然の動植物を大切にして、生物多様性を維持し守る。

【ソーシャルデザイン | Social Design】社会のためになる活動を計画し実行すること。人々の生活の向上、地域の発展、産地の振興を目指す。ユニバーファッション、ユニバーサルカラーなどが含まれる。

【フェア・トレード (Fair Trade)】FAIRは、公平な、公正な。TRADEは、取り引き、貿易。公平で対等な取引のこと。適正な賃金、働きやすい労働の環境を確保するビジネスを行うこと。

【クラフトマンシップ (Craftsmanship)】クラフトマンシップとは、職人の技能、職人ワザ、技巧のこと。伝統的な技術を大切にして、文化を含めて未来へ伝える取り組みのこと。①伝統的な技術を取り入れる、②ヴィンテージ品の活用、③熟練の職人ワザを活かす。

【リサイクルの推進 (Recycle)】リサイクルとは、捨てられるはずだったものを活用すること、再生利用のこと。在庫になったり、不用になった素材や商品などを回収して利用すること。

【サステナビリティ（Sustainability）持続的な経済的成長の意味）】より経済的、経営的、産業的、ビジネス的な視点から見ている。

- ・環境への問題意識が高まる中で、様々な企業が取り組んでいる。環境を汚さない素材を使用したり、モノづくりをすること。素材では特に、①天然素材、②エコな化学繊維、③リサイクル繊維を取り入れる。
- ・綿素材から「エタノール開発」ができる新しい技術開発が進んでいる。トウモロコシよりもエタノール化の効率が高いとのことである。
- ・大手アパレル企業のオンワード樫山などは、自社商品を回収して、一定の金額の引換券を配布し

て、顧客の新たな購買を促進しながら、サステビリティ活動を行っている。

【リファッション】

- ・リペア（痛んだところを補修し、さらに大切に長く用いること）
- ・リフォーム（お気に入りのものを自分の体型や機能、好み、流行に合わせて、補正し、さらに大切に長く用いること）
- ・リメイク（お気に入りのものを異なるデザインや別の用途のものに作り直して、さらに大切に長く用いること）

第2章 ユニバーサルファッション協会 (UNIFA) と活動

■その歩み

1993年3月に創立し発足した特定非営利活動法人（NPO）である。当時の今井啓子理事長（現名誉会長）と鈴木淳事務局長（現顧問）を中心に設立された。現在のUNIFA理事長は、岡田たけ志 氏（（株）アイエムユー代表取締役社長）である。

■UNIFAの役割

業界の「ハブ機能」（分岐点）を果たすことと、UFの推進役となることがその役割である。すなわち、作り手（製造メーカー）、売り手（小売業）、買い手（消費者）、教え手（教育機関）、知らせ手（メディア企業）、官の手（行政）の中継点であり発着点となることである。

■活動内容

UF協会の様々な活動内容は、以下のようになる。

【定例セミナーの開催】原則的に、夏と冬の特定の時期を除く毎月1回、年10回程度のセミナーや講演会などを実施している。各分野の専門家や企業人を招き、会員が最新の動向を学べる格好の場である。

【商品研究・開発】ユニバーサルファッション協会、（地方独立行政法人）東京都立産業技術研究センター、企業、大学の四者共同によりUF商品の開発を進

めている。ポロシャツ、ジーンズ、パンツ（スラックス）、下着などの研究開発が行われている。

【衣のUDプロジェクト】国際ユニヴァーサルデザイン協議会（IAUD）における衣服分野のプロジェクトであり、UNIFAが中核として関わっている。

【商品推薦制度】メーカーがユニバーサルファッションの精神を取り入れて

て企画生産された商品を申請して、UF協会 が「認定商品」とした場合に、

「UNIFAマーク」をつけて

販売できるようにした制度

である。協会は広報支

援や小売業への紹介・仲介などを行い、メーカーの販売をサポートしている。

【UNIFA展示会の開催】2014年、六本木ヒルズで約30社の出店による展示会を開催した。

【ファッション店における販売支援】伊勢丹新宿店の期間限定ショップのコラボ企画を支援した。

【ファッションショーの開催】ケア施設におけるショーやフレンチ・ブランドのショーを開催している。

【テレビ通販によるUF商品の販売】テレビショッピングチャンネルのQVCの番組の中で、（株）アイエムユーを核に商品をテレビ通販で販売している。



UNIFAマーク

<研究発表・実践報告 ⑥>

【HPによる情報発信】公式ホームページによって活動報告、セミナーの予告、重要事項の告知、協会会員のブログなどを発信している。

【会員企業の紹介】会員企業の事業や商品情報などを発信解説している。

【書籍の発行】2009年に、「ユニバーサルファッション宣言PartⅡ」を発刊した。出版社は「中央公論

新社」である。以前に同社より発行された「ユニバーサルファッション宣言」の改訂版である。



第3章 UFの商品開発の事例

●MIGUポロシャツ

肩から腕の運動機能をパターン設計で増加させたおしゃれで着やすいポロ。健常者にも、片マヒやリュウマチの方々にも最適なデザイン。



●(株) Peace 21 BEE PANT

尿漏れ防止パンツの下着。二重レイヤーの素材、半永久的な抗菌、防臭素材。



●(株) デサント

片腕がマヒした方にも便利なポロシャツ。着脱しやすいカッティングと超伸縮性素材を使用。



<参考資料>

織研新聞社、WWDジャパン、アイエムユーのネットサイト、『介護力を高めるカラーコーディネート術』南涼子著、「ワークショップ人間生活工学」平成17年から引用しました。

地域活動からの美容福祉サロン開設について

川津孝代（かわづ・たかよ）美容室 h a n a k a n

「はじめに」

私が本格的にこの道に進もうと思ったきっかけは4年前、以前勤めていた美容室を1カ月休職した時でした。山野学苑公開講座「美容福祉技術講習」を修了し、福祉美容師の資格を取得したものの、忙しさに追われ、なかなか行動に移せないでいたのですが、NPO全国介護美容福祉協会の登録美容師の集いでNPOの理事でもある佐野美恵子先生の活動に感銘を受け、同行訪問をお願いし美容福祉の現場を見せていただいたのが始まりでした。

佐野先生は私の話をよく聞いて下さり、自らの豊富な活動経験からの次の3点のアドバイスをして下さいました。

- ① 何もないところから動くより、スタートする前に準備を！
- ② サロンワークと訪問美容の両輪で！
- ③ 人材育成(学生教育)を！

「アドバイス」

- ① 先生は、25年ほど前から訪問美容を経験され、250名～300名のお客様を担当されているのと、入って行ける施設があるので、私にそのような環境があるか？その準備ができるか、できないかで、いくらやりたいと思っていてもなかなか現状は厳しいかなと。
- ② そういう現状もふまえ、全ての仕事を訪問美容にするのではなく、今までのお客様にも対応させてもらいながら、上手くサロンワークと訪問美容のバランスをとりながら行っていくこと、を勧めていただきました。
- ③ 佐野先生は現場のお仕事をされながらも、山野美容芸術短大で教壇にも立たれていて、生の現場の声を学生さんに指導されていると聞き、私も将来、自分の活動を通して学生さんに美容福祉を伝えていきたいと思い、佐野先生をお手本として、「自分に出来る事を精一杯やってみよう」と2012年1月からフリーになり、活動を開始しました。

「3年間やってきた事」

(訪問美容)

美容施術、営業、施設見学、訪問美容同行、イベント開催、ボランティア活動

活動訪問先…特別養護老人ホーム・デイサービス・グループホーム・ケアステーション・在宅

(サロンワーク)

面貸しで今までのお客様や友人などを対応や写真館でのヘアメイク着付けの手伝い、ブライダルでのヘアメイク等

(短大の非常勤講師)

地元短大(社会福祉、介護福祉科)で美容福祉学講座担当、学生にメイクの指導、施設でのファッションショー開催、高校大学連携の授業として、附属高校での美容福祉授業

「良かった点」

- ・ サロンワークばかりではないので、フットワークが軽く動きやすい
- ・ フリーでいるため他とのしがらみが無く、自由に動ける
- ・ 多種多様な職種の方との出会いが多い
- ・ フリーでいるため声をかけてもらいやすい(仕事をもらえる)
- ・ 時間の使い方が自分で調整できる
- ・ 勉強の時間がとれるので、資格取得などスキルアップできる

「良くなかった点」

- ・ フリーのために大きな施設での信用性が低く、営業の受け入れが悪い
- ・ 1人で動いているので、動ける範囲など仕事量が制限される
- ・ 自分で決めて自分で動くので、不安や落ち込んだ時は仲間の重要性を感じる
- ・ 仕事と収入が不安定
- ・ 周りで興味を持った人に現場を見せても、先につながらない(一緒にやってみたいなど…)
- ・ 美容福祉に興味がある人自体が少ない(理美容師)

<研究発表・実践報告 ⑦>

- ・ ボランティア感覚に思われがち
- ・ 施設側も低料金でのサービスを求めてくる

「問題点からの改善」

ご縁があり、2年前から地元短大の非常勤講師として、介護現場に出て行く学生に、「福祉現場で活かしていける美容を!」との思いで担当させていたでいます。非常勤講師になることで、信頼性、権威がつくので見られ方に変化が起きた。学校と関わる事で、信用性や格がアップし、大きなイベント企画も共同で出来るようになった。

理美容師に限定して美容福祉に興味がある人を増やすのには時間がかかるので、「介護の中に美容を!」と強く願う介護福祉士2名とチームを組んで、サポートしてもらいながら、一緒に美容アクティビティケアやイベントを開催している。



<資格取得>

- ・ 介護職員2級(現初任者研修)
- ・ アクティビティインストラクター(高齢者アクティビティ開発センター)
- ・ 認知症サポーター
- ・ 手話初級
- ・ 日本メイクアップ技術検定4～1級
- ・ メイクアップアドバイザー
- ・ 学内認定指導講師

3年間、このような資格取得の勉強をし、自らの強みとして仕事に活かそうとスキルアップを図ってきました。

丸3年間無我夢中で動いてきましたが、4年目を目前にこれから先のことを考えた時に、自分の中の基本のベースは出来てきたので、より美容福祉を地域に浸透させる為には、「きちんとお店を構えて地域貢献していこう!」と決意し、本年の5月に訪問美容の事務所兼サロンをオープンすることに致しました。



「今後目指していくもの」

- ・ まだまだ地域に美容福祉が浸透していないので、私の活動を通して、地域美容師さんに美容福祉活動を知ってもらい、地域美容室の美容福祉面でのサポート、又興味がある方には福祉美容師資格取得を目指していただきたいと思います。
- ・ 後々コミュニティサロンとして、色々な方に集ってもらえる場の提供、異業種間での交流、イベント開催などもしていきたいと思います。
- ・ 未来を担う子供達に職業選択の一つとして見てもらえるよう、現場に立ちながらこの仕事のやり甲斐を学生に伝えていける自分に成長していきたいと思います。

「おわりに」

「10年後20年後、自分がどうなっていたいか? そのためには今何をすべきか」を考えた時に、私も自分にしか出来ない事、大変でも自分でつくっていく道を選びました。都心に比べ地方都市ではまだまだ美容福祉の重要性、注目度は低い現状にあります。それでもこの3年の間で少しずつ変化を感じるようになりました。否定も批判も沢山されてきました。でも必ず応援してくれる人、力になってくれる人、全国に多くの仲間もいます。

美容福祉とは誰でも簡単に出来る仕事ではないと思います。だからこそ福祉美容師、美容福祉師の価値は大きいし、ますます今後求められる素晴らしい仕事ではないかと思います。

全国の素敵な皆様のご活躍を楽しみに、私も一歩一歩前進していきたいと思います。

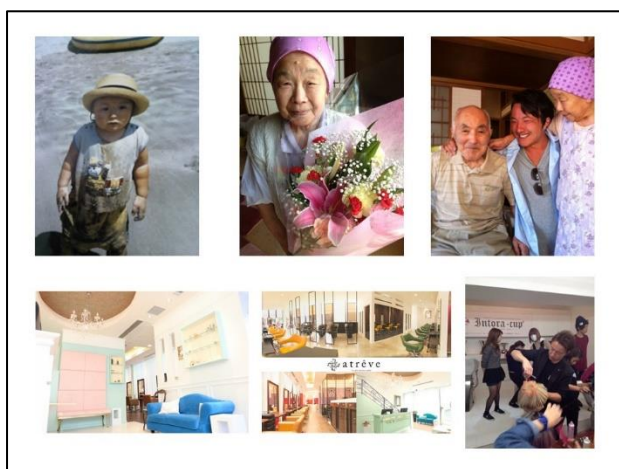


美容福祉のスタートラインに立って

佐藤 寛（さとう・ゆたか）美容室 atreve・登録美容師

はじめに

私は小さいころからどこに行くにも祖父母の家に
行ってから保育園や学校などに通っていました。今
でも父の日、母の日はプレゼントを渡し本当の親の
ように会いに行き、たまに帰る時には、髪を切って
あげたりしておりました。



訪問美容

美容師として10年経った頃から私も独立を考え
始め、色々な講習などにも参加しながら将来に向け
て考えておりました。その中である経営の本を読んで
いて、訪問美容の存在を知り、少しずつ興味を持
っておりました。調べていく中で学校法人山野学苑
の福祉美容技術講習を知り、その他の講習よりたく
さん学ぶことが多そうで面白そうでしたので受講さ
せていただきました。

講習を終えて

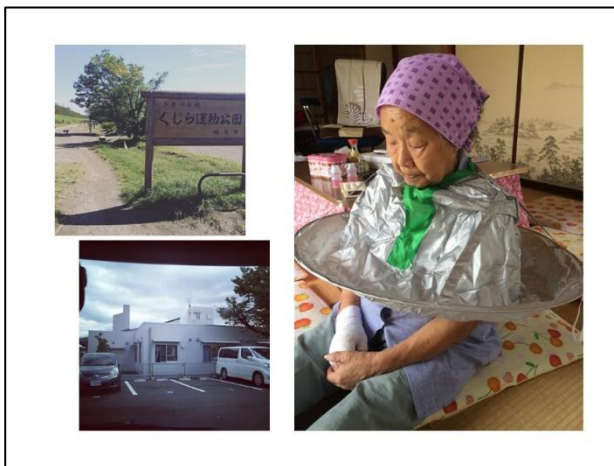
4日間の講習の中で「すいこ〜ム」や「ハッピー
シャンプー」、寝たきりの方や車いすの方の介助方法
など、今まで勉強したことのないものばかりで、と
ても勉強になりました。現在私の祖父がパーキンソ
ン病を患っておりまして、要介護4なのですが、そ
ちらの介護の手伝いも少しずつ手伝うことが増え、
訪問美容の実践が楽しみでした。

いざ営業へ

講習を終えた時点で、実際訪問美容をさせていた
だいていた所は、知り合いがやっているデイサービ
スのみでした。デイサービスは経験がある為、まず
はデイサービス中心に営業をしていきました。電話
をかけ、資料を作っておくり、40〜50件近くや
りましたが中々実りませんでした。

次に実践したのは、祖父の看護にきていた、訪問
看護のかたにお話を伺い、訪問看護の事業所、ケア
マネージャーの事業所、地域包括支援センターなど
をまわり、在宅のお客様をターゲットに絞り動いて
いきました。

営業地域としては、地元の昭島市とその近郊の立
川市、八王子市、日野市周辺をメインにまわらせて
いただきまして、まずは各地域の市役所などに行き、
それぞれの地域の事業所を確認し、近場なら自転車
や車などで回り、実際に出向きながら直接お話をさ
せていただきながら信頼を得ていこうと思い、40
〜50件ほど回りました。その結果やっと一件ご連
絡があり、実際に在宅の訪問美容をさせていただきました。



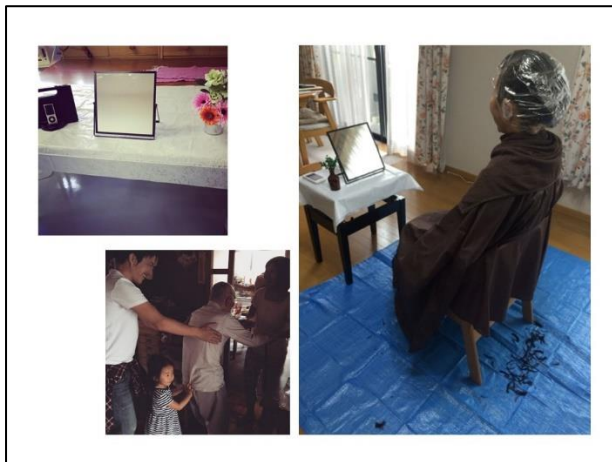
初めての在宅訪問美容実践

初めて在宅訪問美容をさせていただきましたまず感じた
ことは、自分のイメージしたものとは全然違うもの
でした。カット出来るスペースが全然なく、ヘアエ
プロンをつけて以前のかたはやってくれたので、そ

れでやっていただきたいということでしたが、そちらは準備していなかったのと知識もなく、でも近くにベッドがあったため髪の毛が散らばらないようにカットしなければならないため、座った状態で「すいこ〜ム」でカットさせていただきました。

なんとかカットは終わりましたが、その時の反応はイマイチで私も納得できない状況でした。

今はこの時の失敗を含めて実践し、次にご依頼いただいたかたにはリピートさせていただいております。



施設への営業

次に特別養護老人ホームへ営業。ほとんどがその他の訪問美容の業者などが入っていました。大体一つの施設に 2～3 件のほかの訪問理美容が入っておりまして、どうにかその中の一つにいていただけないかと粘って交渉させていただきまして、一つだけ入れそうな所があり、今は一人の利用者の為だけに行きながら少しずつ信頼作りをしています。

また奥山一成功生に府中療育センターをご紹介いただきまして、障害者施設などは他の訪問美容が入っている所が少ないので入りやすいかもよとお話をいただいて、障害者の施設を調べ、営業していった結果、反応はととてもよく、今は日野の施設様がちょうど訪問理美容を取り入れようと考えていたタイミングとあいまして、契約させていただき月一回のペースで訪問させていただいております。



ボランティア

以上の他にやっていることとしては、児童養護施設や自立援助ホームではボランティアでカットをさせていただいたりしております。ここでは幼児から成人手前の子供達ばかりです。色々な理由がある子供達ですが、綺麗になった後は表情も明るくなるし、美容に興味を持つことで自分に自信を持ち社会との交流をもち始めることが出来たらいいなと思い、初心を忘れないためにボランティアでもいかせていただいております。

あしがき

一人から始めるのは本当にコツコツと地道なことばかりですが、頑張れば頑張る分だけ信頼となりお客様、または自分の喜びと変わっていきます。

まだまだこれからですが、少しずつ色々な施設等を訪問しながら、訪問美容を喜んでもらえる方たちを増やしていけたらと思います。そしてこれからの訪問美容をもっと盛り上げていけるように頑張りたいと考えております。



ロービジョン検査判断材料としてのブラインドメイクの検討

ー福祉から医療の領域拡大の可能性についてー

大石 華法（おおいし・かほう）日本福祉大学大学院 社会福祉学研究科

【事例報告】

厚生労働省より平成24年度の眼科診療報酬改定で「D2702ロービジョン検査判断料(250点)」が新設された。

現在、厚生労働省主催視覚障害者用補装具適合判定医師研究会を修了した医師がいる医療施設に限定されている。眼科病院・診療等の医療施設は、本報酬を受けるために研修を受ける眼科医師が増加傾向にある。

これを受けて報告者は、視覚障害者に向けた化粧援助技術である「ブラインドメイク」をロービジョンケア（視覚障害者の視機能を最大限に活用してQOLの向上を目指すケア）として、ロービジョン検査判断料に算定することをS病院に提案した。

本提案を検討するため、S病院の眼科診療部長を筆頭に者と検討会を開催した（2015年5月24日）。

本検討会により、視覚障害者に向けた化粧援助技術「ブラインドメイク」が、福祉領域から医療領域へ、美容福祉の領域拡大の可能性が期待できる検討会となった為、ここに報告する。

【研究の方法】

現在、ロービジョン外来（視覚障害者のケア及びリハビリテーションをロービジョン検査判断としている）診療をしているS病院にて、ロービジョン外来に携わる眼科医師3名、視能訓練士6名、眼科事務1名（全員女性）を対象に、ブラインドメイクのデモンストレーションを行った。

次に、対象者全員からブラインドメイクを行った。視覚障害の女性に向けた質疑応答を行った後、これらを踏まえた上で検討を行った。

【内容】

検討会では、ロービジョン検査判断材料として検討するにあたり、対象者全員に次の説明と提案をした。

視覚障害の女性は視覚認知することが困難であるため、化粧することを諦めている女性が少なくない。女性にとっての化粧は、日常生活、社会生活を営む上において「身だしなみ」「エチケット」「マナー」と言われている。

視覚障害ということで化粧を諦めてしなくなることは、女性としての身だしなみができていないことを現し、これらは女性肯定感の低下となり、QOL（quality of Life）の低下にも繋がることになる。外出時に女性として視覚障害の女性が自分自身で化粧することができるブラインドメイクは、一人の女性としての尊厳を支えるケアとして、ロービジョンケアであると言えるのではないか。

以上から、ブラインドメイクをロービジョン検査判断料として取り入れることを提案し、ブラインドメイクは視覚障害者のロービジョンケアの1つとして位置づけられるかどうかの検討を行った。

【結果】

ブラインドメイクは視覚障害者のロービジョンケアの1つとして位置づけられることが示唆された。これにより、ロービジョン検査判断料として認められる可能性の期待ができた。同時に、化粧という整容・美容行為が福祉領域から医療領域に拡大が期待できた。

本研究におけるS病院での検討会は、美容福祉の領域拡大において、一石を投じたと言えよう。



学校法人山野学苑ジェロントロジー特別講座

2015 年 7 月 13 日・山野ホール

開講にあたって

山野正義・学校法人山野学苑総長



今日は、私が尊敬する南カリフォルニア大学（USC）ジェロントロジー学部長のピンカス・コーエン博士を山野学苑にお招きして、ジェロントロジーについて講演をしていただくことになりました。

山野美容専門学校、山野医療専門学校、山野美容芸術短期大学の学生のみなさん、そしてジェロントロジーに注目して勉強されている社会人のみなさんと一緒に勉強したいと思います。

いま、日本はかつてない高齢社会になっています。しかしその高齢者のみなさんは、現在の平和な日本を築いてきた功労者です。そうした努力をされた高

齢者の方々が、これからの残された人生を、明るく元気で、そして希望を持って過ごしていくためには、何をすべきか、何が必要なのかを考えることが大切になってきているのです。

ジェロントロジーは、高齢者のために心理学、医学、経済学、法学などたくさんの学問を学際的・総合的に研究している新しい学問です。みなさんは山野学苑で、いち早くこのジェロントロジーを学ぶことができることの意義を理解し、ジェロントロジーをぜひご自分のものにしてください。そして卒業後の社会のさまざまな分野で活用してください。

社会人3氏に修了証を授与

講義に先立ち、コーエン博士は、ジェロントロジー・オンラインコースを修了した、渡部千奈津さん（株）USオーナーズカンパニー）、青山貴子さん（EDIT&DESINE CLOVER主宰）、都直人さん（医療法人社団愛優会理事長）＝写真左から＝に修了証を授与しました。



高齢化と美学・美意識—太平洋に架ける美の協力

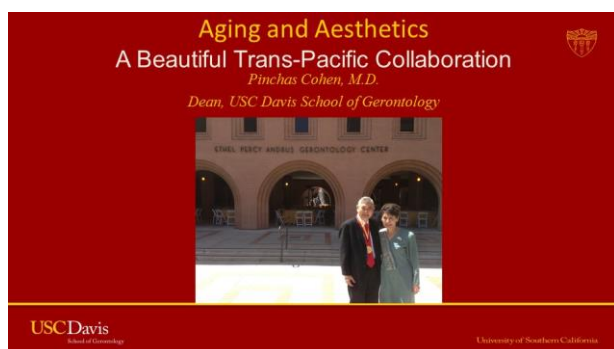
Aging and Aesthetics—A Beautiful Trans-Pacific Collaboration

ピンカス・コーエン医学博士 Pinchas Cohen, M.D.

Dean, USC Davis School of Gerontology

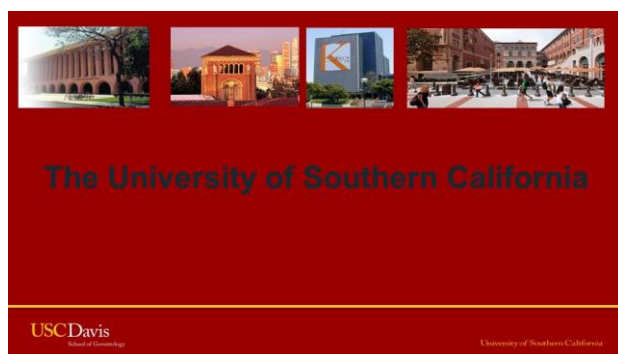
みなさん、こんにちは。

今回で4回目になりますが、山野学苑を訪問させていただき、大変光栄です。ジェロントロジーに関してこれまで、南カリフォルニア大学（USC）と山野学苑との間で、特別なパートナーシップが強化されてきたことは、大変喜ばしいことです。



山野正義総長とダイアン夫人が立っている後方の建物がUSCジェロントロジー・デイビス校で、もう一つの名称が、エセルパーシー・アンドラス・ジェロントロジーセンター（Ethel Percy Andrus Gerontology Center）です。

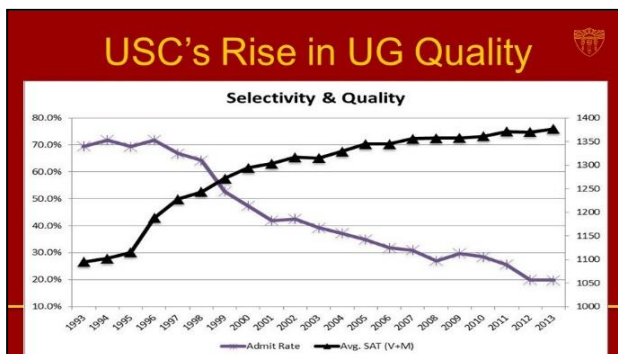
USCジェロントロジー・デイビス校は、ジェロントロジーを教える専門の学部としては、世界で初めてかつ最大規模であり、学生数も最大です。



USCの概要を紹介します。キャンパスは、ロサンゼルスダウンタウンにあり、120年以上前に建てられた美しい建物に加えて、メディカル・センターはじめ新しい建物が増築されています。

デイビス校は、これまで多数のUSCジェロントロジー・コース修了生を輩出してきました。これが

らジェロントロジーを学ぼうとするみなさんが、いつか我が校のキャンパスを訪問して下さることを楽しみにしています。



ジェロントロジーを学んだみなさんは、USCから修了証が贈られますが、これを誇りにしてほしいと思います。USCは世界の中でも最も評価の高い難関大学の一つなのです。上図のように、今年の応募者60,000人に対して、入学できたのは2,700人という狭き門でした。

USCジェロントロジー・デイビス校のミッションは、とても重要となってきたジェロントロジーについて教育する一方、研究を深め、様々な政策決定などに貢献していくことで、この分野を発展させていくことです。

そういう観点は、山野美容芸術短期大学と山野学苑も同じです。USC、山野美容芸術短期大学と山野学苑は、両校ともに全ての年齢の人々の健康・活力・美を最大にするという、共通の目標を抱えています。



上図の左に山野総長夫妻が写っています。これは山野総長が昨年、USCにこられて、「アジア・エイジング会議」に参加された際、USC学部長が名

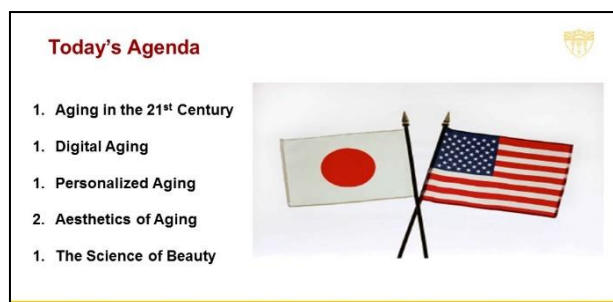
誉メダルを贈りました。そのメダルをかけて本校屋上で撮影されたものです。

この写真の遥か向こうの山並みに、有名なハリウッド・サインが写っています。晴れた日には、これをはっきりと見ることができます。

みなさんの中には、ジェロントロジー導入コース

を修了された方がいらっしゃると思いますが、今日はジェロントロジーに関して、今後どのような活動が期待されるのか、どのような新しい考え方が提案されているのか、特にUSCで行われているエイジング研究の成果についてお話します。

本日の講演テーマ*****



最初のテーマは、21世紀におけるエイジングの状況です。現況は、従来の高齢化あるいは老化といった現象で予想されるものとは、全く異なる状況になっており、昔の高齢者とはまったく違う高齢者の世界になっています。その高齢者たちは、昔とは違うニーズがあり、昔とは違う能力を持っている人々だということです。

21世紀において、健康で豊かなしっかりとした高齢化を促していく重要なキーポイントは、デジタル技術が使われている時代ですので、デジタルの利用が大きく関連してきます。

そこでUSCのデジタル・エイジング研究情報としてスタートしたプログラムを紹介します。それは、USCの学生だけでなく、山野学苑の学生も参加して作成したプログラムです。

さらに、今日のもう一つの話題は、エイジングに関わる科学の進歩、研究成果に基づいて、いかに個別化エイジングが重要か、すなわち人々それぞれにエイジング対策として何が適切なのかについての助言を個別化して提供していくことの重要性についてです。

そして、山野総長、ジェーン理事長から伺った学苑の先生方が専門とされている美容の分野について、私なりの理解をお話させていただきます。いかに美容が、「ヘルシー・エイジング＝健康な老化」のプロセスに重要であるか、ということです。

最後に、エイジングについて新たに台頭している分野について紹介します。それは、美容のサイエンス、ゲノムの解析・研究が進むことによって、美の科学が発展してきているということです。

21世紀のエイジング*****



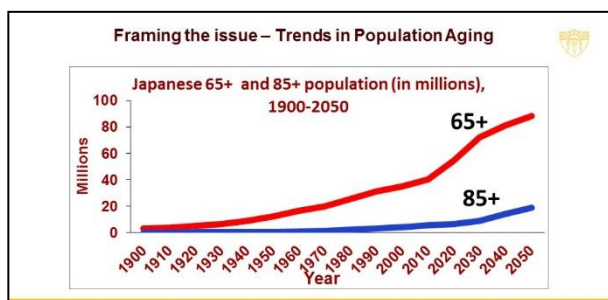
近代的なジェロントロジーの考え方は、三つの分野が関連し、それらが四つめの要素に貢献するという概念です。私が専門とする生物学と医学の領域は、エイジング並びに健康に関わります。社会学、心理学は高齢者のケアに関わり、さらに人口動態、経済学が関わってきます。これら全てが結集された形で新たなサービスが生まれ、新たな政策立案へとつながっていきます。

これらの概念が特に日本の実態にいかに関係している

るか、日本文化の中でどのように取り込まれているかについて、雄弁に語っているのが、最近山野総長が出版された『ジェロントロジー—未来の自分はいまの自分からつくられる』です。

ここに書かれている山野総長のビジョンと、USCにおける研究のリーダーシップが、今後の日本をはじめ世界中のジェロントロジーの新しい方向づけを行っていくと私は考えています。

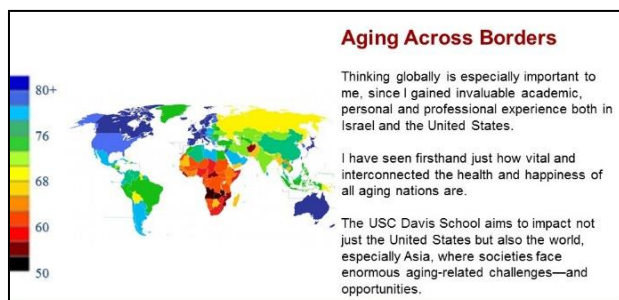
世界と日本におけるジェロントロジーの様々な課題を理解するためには、人口動態について考えなければなりません。かつて65歳以上の高齢者は第二次世界大戦までは少数で、これが20世紀の終わり頃まで続きました。その後、21世紀に入ると劇的に増加しました。特に日本はその傾向が顕著です。良きにつけ悪きにつけ、日本は世界でもっとも寿命が長い国になりました。



仕事をリタイアした数千万という比較的若い高齢者に対応していくことも今後大事ですが、85 歳以上の特にいろいろなニーズが発生しやすい数千万の人々に対する対応が今後必要になってきます。

こうした意味からジェロントロジー・コースで学ばれたいろいろな技能や知識は、とても重要になります。

USC デビス校では、アメリカのエイジング状況だけに焦点をあてているわけではなく、エイジングの視点で世界各国の状態について調査研究しています。エイジングの中で、どのような新しいニーズが生まれているのか、どのようなサービスが提供されているのかなどについてです。



上図は世界各国の平均寿命を色分けして表したものです。アフリカは 50～60 歳代とかなり短いのが現状です。中央アメリカ、アジア、中国などは、中間くらいの 60～70 歳代です。そして最も寿命が長いのは、ブルーまたは濃いブルーで示されている北米、西ヨーロッパ、香港、オーストラリアなどの国々です。

デジタル・エイジング*****

Digital Aging

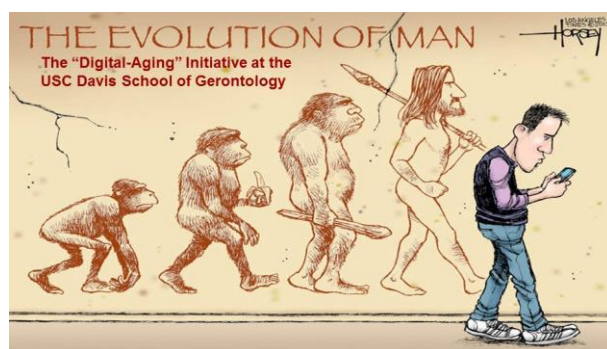
One of the USC Davis School's major initiatives is to tackle the social media revolution.

Nobody has really taken ownership of how such inventions as Facebook or Twitter can impact an aging world.

We see enormous potential, and that's why we're taking a leadership role.

こうした地図を見ていると、いろいろな事が分かってきます。例えばどういうライフスタイル、人々の行動パターンが健康な長寿に貢献しているのかが分析できます。どのような地域でエイジングに関わるどのようなサービスのニーズが台頭しつつあるのか、それにどのように対応しなければならないのかなども分析できます。

ブルーの地域に住んでいる人はかなりの確率で高齢になるまで長生きできるということが予想できます。同じような国々においては高齢者からいろいろなニーズが出てくるため、それに対応するサービスを提供することが重要になりますし、そうしたサービスを提供するスキルを持っていることがとても価値があるということになります。



上図は人類の進化の様子を描いています。猿から類人猿になり、今の人となってきたわけですが、今一番進化した段階が右図の右側の人です。「デジタル型の生物」になっています。

今、世界のほとんどの人々は、ポケットにデジタル・デバイスを持っていると思います。こうしたデバイスを使えば、インターネットに接続して、ソーシャル・メディアにつながります。それらを活用しながら便利な生活をおくることが可能です。

USC はこうした方向性をとらえ、ジェロントロジーの分野で高齢者の生活の質を向上させるために、これらの技術の使用法、新しい製品やサービスの開発につなげようとしています。

高齢者にデジタル・デバイスに関する教養・知識を持ってもらうことがとても重要です。

特に先進国においては、ソーシャル・メディアを活用して家族、友人やいろいろなサービスにつながるということが、今後、健康寿命を伸ばしていくためにとても重要になると思います。

USC デビス校は、デジタル・エイジング研究センターを設立しました。そのミッションは、ジェロントロジー分野で役に立つ新しいアプリケー

ションの開発をすることです。

私は学部長として、学生がアプリを開発して提案するように指示を出しました。学生たちの方がデジタル機器についての知識・経験はとても豊富なので、良いアイデアを生み出せると思ったからです。

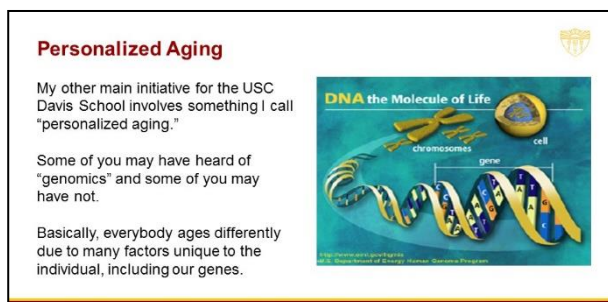


学生たちが提案したアプリのうち既にいくつかは開発されており、iPhoneのストアで購入可能なものもあります。

それらには、略してGEAR（ガイド・トゥ・エルダー・アビュース・レスポンス・アップ）という高齢者への虐待に対応できるアプリがあります。もう一つは「ロンジェヴィティ・アップ=長生きアプリ」です。

この長生きアプリはとても面白いツールです。まず自分の年齢、血圧、コレステロール値、一週間の運動量などの基本情報を入力すると、平均寿命の予測が出てきます。

個別化エイジング*****

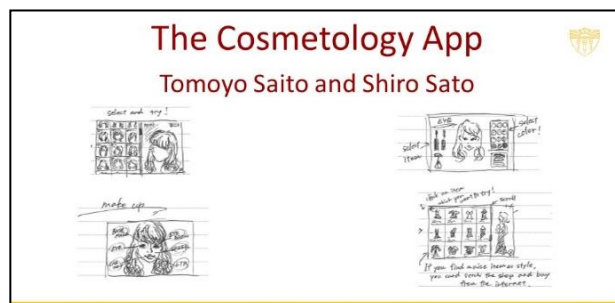


次にお話する概念は、ヘルシーエイジング、ジェロントロジーそのものを一変させてしまうだけの大きな力がある考え方です。私が呼んでいる「個別化エイジング」という考え方です。

エイジング、老化していく過程はそれぞれ一人ひとりまったく異なるという考え方に基づいています。二人として同じように老化していくことはあり得ないのです。

まだ比較的若くて、健康な状態であったとしても、老年になって発生するようないろんな問題や病気のリスクがあり、人それぞれが異なるリスクを抱え

どれくらいの年齢まで生きられるかという予想だけでなく、さらにその寿命を伸ばすためのアドバイスもしてくれます。自分に一番合ったもっとも良いライフスタイルに変えるために効果的なアドバイスをくれるのです。



非常に嬉しかったのは、昨年のアプリコンペの受賞者の中に山野学苑から応募した学生が含まれていたことです。ヤマノ・コスメトロジー・アプリを開発してくれたのは、卒業生のサイトウ・トモヨさんとサトウ・シロウさんです。高齢女性がこのアプリを使って、最初に髪型やお化粧のスタイルを選び、それを美容師に伝え、このようにしてくださいと頼むことを助けるアプリです。

わが校のデジタルセンターのいろいろな活動に、今後も山野学苑の学生が積極的に参加してくれることを期待しています。

ているのです。ですからそれぞれに対応することが大事です。



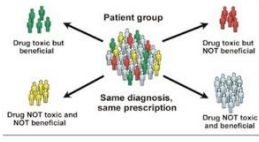
一人ひとり異なるというのは、一人ひとりの遺伝子の構成が違うことから生まれます。そこでUSCでは、ヘルシーエイジングに関するもう一つの研究所を設立しました。ここでのミッションは、今まで老化というとみな同じように、こうすれば健康で老化することができると一律に当てはめて、みなに同じことをやらせてしまうエイジング対策や助言が行われてきたのですが、そうした事をしないとを決めたのです。

そこでゲノム情報とその他の技術を活用し、個々

人にとって一番高いリスクに的を絞り、例えば食事などをその人に合った選択肢から選択することになります。

Personalized Aging

- This concept has been applied to medicine and is called "personalized medicine".
- It allows the use of genetic analysis to determine who will benefit from specific treatments
- Applying this to aging will allow us to select the most appropriate diets, exercise regimens, activities, and perhaps even cosmetics selected specifically to for us
- As with digital aging, we at the USC Davis School are leading the way when it comes to the developing field of personalized aging.



その人が抱えている病気のリスクに対応した助言をしていく、対策をとっていくという考え方です。

現在進行中の調査ですが、沢山の人の遺伝子解析を継続的に行っています。そして、いろいろな遺伝子を持っている人たちがどういう運動をすれば良いのか、食事をとれば良いのか、活動をすれば良いのか——ということを判定しようとしています。それはその人に合ったお化粧品とか、その人に合った美

容サービスなどにつながる情報だと思います。

Aesthetics of Aging

You are one of the first classes of the Yamano College of Aesthetics/USC Davis School of Gerontology collaboration!



While cosmetology and gerontology may not seem like an obvious match, the number of older adults requiring services is booming.

Every worker in every field can benefit from gerontological training.

Every person in every country can benefit from gerontological training.

山野学苑とのパートナーシップにおいて関心があるのは、美容の分野とジェロントロジーの分野がどのように関連し、どのように融合させていけば良いのかについて解明していくことです。通常は、ジェロントロジーと美容は関係ないと思いがちですが、明らかにとても密接な関係があります。

こうした意味でも山野学苑で提供されるジェロントロジーに関する教育が、いかに価値があり有意義であるかをしっかり認識して欲しいと思います。

エイジングの美学・美意識*****

Aesthetics of Aging

- The idea of "beauty" is very powerful, but it's hard to define.
- Take a minute to think about what the "beauty" rituals of a 20-year-old girl are.
- What about a 40-year-old?
- What about an 80-year-old?
- Even though women of different ages have different beauty concerns and definitions, what remains the same for all of them?



人は、年齢とともに美の概念が変化していきます。例えば美容に置いて何が重要であるかは、20 歳代、40 歳代、80 歳代では違うのです。

The Science of Beauty

Scientists have been studying beauty from many angles

Psychology
Mathematics (symmetry)
Genetics
Biochemistry



美を理解するためには、それはただ単に芸術の領域だけでなく、科学であるということも理解しなければなりません。研究者は様々なアングルから美を研究してきました。例えば、美の認識、美の心理学の分野はとても重要です。対称性は美に非常に関係

してきますので、数学的な要素も大切です。遺伝学も重要です。

私がもっとも興味を持っているのは、生化学の分野です。特に皮膚の加齢は、とても重要な側面です。

Aesthetics of Aging Hair

With age, hair:

- Turns gray
- Changes thickness
- May thin or fall out
- Body and facial hair may grow or become coarser



George Clooney (1961 -)

男性を例にとると、加齢とともに毛髪が抜けたり白髪になるなどの加齢のプロセスを経験することになります。だからと言って、写真のジョージ・クルーニーがハンサムであることには変わりありません。

Aesthetics of Aging Skin

With age, skin:

- Develops liver spots
- Appears to thin
- Sags
- Wrinkles
- Becomes dry



加齢のプロセスで、美容上もっとも難しい課題は皮膚だと思います。加齢とともに皮膚の課題が徐々に複雑さを増します。シミができたり薄くなったり、弛み、皺、乾燥などが起こります。

Aesthetics of Aging

- Have you ever heard of someone looking "old" or "young" for their age?
- A 2009 study by the *British Medical Journal* found that people who appear to be more "youthful" tend to live longer than people who look "older" than their years.
- This may be related to genetic factors, meaning that physical appearance can be a marker of health.
- Your job, to help clients look and feel their best, can actually help their health!



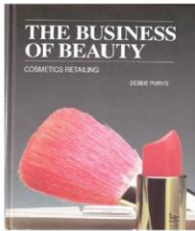
Betty White (1922 -)

例えば、年齢よりも若く見るとか老けてみえるというのは、単に気持ちが若いとか見た目だけの問題だとも思いますが、実はそうではないのです。すでにいくつかの研究結果で分かっているのは、年齢より若く見える人は、より長生きする傾向にあります。ですから見た目年齢と長生きすること、そして健康に長生きできることは、相関関係にあるのです。

どうしてそうなるのかについては、まだ完全に解明されていませんが、山野学苑を卒業されたみなさんは、お客さまに対して、良い気持ちにして差し上げる、見た目を良くして差し上げることが、実はお客さまたちの健康とか、長生きに役立っているという気持ちを持って欲しいと思います。

The Next Frontier for the Aesthetics of Aging

Development of new products, based on the discovery of novel genetic targets, and the application of personalized-aesthetics approaches



Total Annual spending on skin care products:
\$60,000,000,000 (¥8,000,000,000,000円)

More than the total annual spending on diabetes care

山野学苑とのパートナーシップを立ち上げてから、私自身も皮膚についての情報を調べてみました。びっくりすることがありました。一大ビジネスになっているということです。

スキンケア製品の売り上げは、1年間で8兆円と書きましたが、おそらくもっと増えて10兆円ぐらいにはなっていると思います。

この金額は世界中で糖尿病の治療に費やされる医療費を上回る額です。

Cosmeceuticals: the link between medicine of beauty

Billion Dollar Products

- Hyaluronic Acid
- Botulinum neurotoxin (**BoTox**)
- Collagen
- Retinoic Acid (RetinA)
- Estrogen
- Growth Hormone
- Peptides



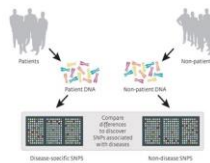
世界中で 10 億ドル以上の売り上げを誇るようなスキンケア製品は、ヒアルロン酸、ボツリヌス神経毒素、コラーゲン、レチノイン酸、エストロゲン、成長ホルモン、ペプチドなど、沢山あります。

How to Discover the Next Generation of Beauty Products

Applying Genomic Discovery

Utilizing elderly beauty salon customers
Choosing "the best skin-agers" and the "worst skin-agers"

Finding NEW GENES that control skin aging and beauty
Developing new products



みなさんが社会人となり仕事をするようになる頃には、ますます遺伝子情報などを利用して、合理的に生物学的に設計され、開発された新しい製品が出てくることを経験することになるでしょう。

山野学苑とのパートナーシップで目指していることの一つは、遺伝子情報に基づく新しい製品・サービスを開発することです。女性達について、皮膚の良い方とそうでない方のいろいろな要素を調べて、それに関わっている特に健康的で若い皮膚につながるような遺伝子を発見することができれば、それを利用した治療用の製品とか、新しい化粧品につながると期待しています。

Application

You share the mission of the USC Davis School in helping people look and feel their best: beautiful and brilliant at any age.



Together, I hope we can work not just on delivery of services, but also on research and development of new products

We are proud to be your partners

結論としてまとめます。

ジェロントロジーという分野が、これから職業人生に入っていられる皆様方にとって、とても重要な要素であることは間違いのないと思います。そうした意味でジェロントロジー教育の一環を提供してあげることが出来ることはとても嬉しいことです。ぜひ

ともジェロントロジーの知識や技術を身に着けて、今後、さまざまな分野で活躍して欲しいと思います。

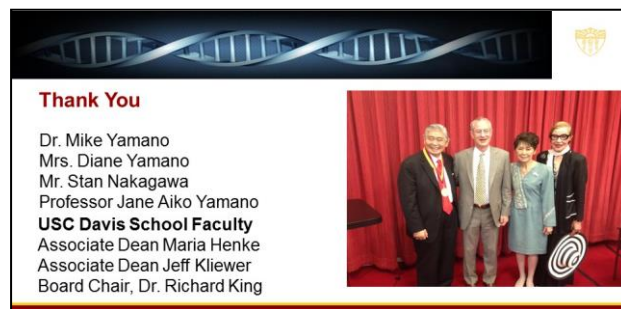
山野学苑とのパートナーシップは、私たちにとって大変誇りです。

最後になりますが、講演を聞いていただいたみなさまに感謝します。そして、山野正義博士、ダイアン夫人、中川巧スタン総括、山野愛子ジェーン理事長のおもてなしにお礼申し上げますとともに、ジェロントロジーを山野学苑のミッションに含めていただいたことに、心から感謝申し上げます。

USC教授陣では副学部長のマリア・ヘンケとジ

ェフ・クリューワー、理事会会長のリチャード・キングに感謝します。

ご清聴、ありがとうございました。



質疑応答*****

黒沢美紀（67 期 12 組）貴重な講演をありがとうございました。コーエン先生がジェロントロジーに取り込まれることになった動機は何ですか。

コーエン博士 私は最初、小児科の勉強をして小児科医になりました。20 年間小児科医をしていましたが、その過程で気づいたのは、若い子どもたちより、むしろ人生の後半を過ぎた人々の方が、より大

きな問題を抱えているので、そこに私が貢献できる可能性が大きいのではないかと思います。ほとんどの国は、18 歳未満の人口より 65 歳以上の高齢者人口が上回る状況にあります。

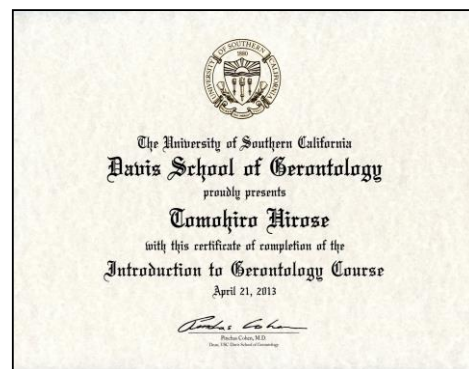
こうした高齢者のニーズとか課題が沢山あることを知るにつれて、私の研究がより高齢者に集中するようになりました。かなり悩んだ末に、ジェロントロジーに入ることを決意しました。

ジェロントロジー・スカイキャンパス 紹介

学校法人・山野学苑は、2009 年から南カリフォルニア大学ジェロントロジー・デイビス校と提携して、ジェロントロジー・オンライン・コースを創設し、2012 年度から山野学苑の山野美容専門学校、山野美容芸術短期大学、山野医療専門学校で必修カリキュラムとして、「スカイキャンパス」による教育をスタートさせました。

2014 年には「一般財団法人グローバル・ジェロントロジー・センター」（G G C）が設立され、社会人を対象にしてジェロントロジー受講を呼びかけています。

2015 年 3 月末現在、上記 3 短大・専門学校と一般社会人の受講者総数は、1,907 人にのぼっています（写真右は、USC 発行の修了証）。



「ジェロントロジー・スカイキャンパス」のお問い合わせは下記まで

一般財団法人グローバル・ジェロントロジー・センター事務局 荻野道人 3379-0111

<資料>

一般社団法人・日本美容福祉学会 設立趣意書と活動実績

◆日本美容福祉学会設立総会

1999(平成11)年11月11日

日本外国特派員協会(東京・有楽町)

「日本美容福祉学会」設立趣意書

我が国の生活水準は、第2次世界大戦終了後著しく向上し、その結果西欧諸国と肩を並べ、むしろこれらの諸国を凌駕する状態になってきたことは、慶賀の至りであります。

現在、国民の総所得は、世界のトップグループに入っておりますが、個人所得、住宅事情、交通機関の整備などでは必ずしも満足のいく状態ではありません。さらに最近の経済不況によって、失業率は我が国史上、最高率を更新しつつあり、好景気時代の国民の生活価値観の多様化の影響を受けた不満足感も大きくなってきております。

一方、国民の健康面をみると、生活習慣に起因するいわゆる「生活習慣病」に悩んでいる方が多くなってきています。最近、我が国の人々の社会生活は、人口の高齢化、出生率の低下による少子化、国際化の進展、産業技術の進歩発展、生活価値観の多様化等、国民の福祉と健康に影響を与える条件が急激に、しかも大きく変化いたしました。その結果、21世紀を迎えるに当たって、社会福祉の面では、単に所得保障、住宅の確保など恩恵を施すものだけでなく、生活を豊かにし、人間性を高めるものであり、いわゆる生活の質(Quality of Life=QOL)の向上をもたらすものであります。また健康面でも、生活習慣病、再興感染症、ストレスの時代と言われるようになりました。このように福祉面、健康面のいずれも、すべての国民を対象として取り組む時代となりました。

一方、生活価値観の変化の中には、従来パーマをかける、ヘアカットをする、化粧をする、髭を剃る、ネクタイを結ぶといった行為が、単なる「きれい」「カッコイイ」「華美」「キザ」としたとらえ方ではなく、生活にとって必須の要素として受け取るようになってきました。今後はこうした行為が、「身だしなみ」「おしゃれ」「エチケット」の一つとして、積極的に生活の質の向上のために求められるようになっていくでしょう。

21世紀を迎えるにあたって、高齢社会における社会福祉のあり方について如何にあるべきか、を考えなければなりません。すなわち高齢者、障害者の要介護者、介護者の人間性が尊重され、生活の充実のためには、介護を中心にしながら広くすべての国民を視野に入れて、健康面に配慮しつつ、「身だしなみ」「おしゃれ」としての諸行為を積極的に取り入れ、高齢者、障害者の自立、個性

豊かな生活を達成することが必要であろうかと思われま

す。
今回、こうした新しい社会福祉のあり方を考え、また経済的な面での福祉の充実だけでなく、心理、精神的な面での充実を如何にするべきか等を課題として、福祉学、美学、哲学、医学、看護学、保健学、栄養学、心理学、介護学等の学問分野などと、化粧、美粧、装い、豊かな生活等の生活面での実践活動分野を併せて、「美容福祉」の学問の確立と社会サービスの充実及び学際的並びに国際的研究の促進を目的として「日本美容福祉学会」を設立することにいたしました。

本学会の事業は、学術集会及び研究会の開催、研究助成並びに調査の実施、社会福祉事業関係者の資質の向上、公開講演会の開催、内外の諸学会及び関係団体との連携及び協力、学会誌その他刊行物の発行等であります。

本学会の対象とする分野が生活全般にわたることから、国内外の多くの学会、関係諸団体との協力を図り、多くの方のご参加をいただくことが必要と考えております。

本学会の設立とその発展のために、設立趣旨をご理解のうえ、是非とも多くの皆様方のご参加と多大なるご支援を心からお願い申し上げます。

【設立発起人】(カッコ内は設立時の所属)

大島 恭二(東洋英和女学院教授)
岡本 民夫(同志社大学教授)
古野谷 亘(聖学院大学教授)
大坊 郁夫(北星学園大学)
西坂 オ子(スリムビューティハウス)
野坂 勉(大正大学教授)
原田 克己(大妻女子大学教授)
丸山 欣哉(宮城学院女子大学教授)
米山 岳広(武蔵野女子学院大学助教授)
星野 卓雄(東京テミス法律事務所)
堀部 美行(堀部モードインターナショナル代表)
新藤 アイ(山野流着装宗伝)
福渡 靖(山野美容芸術短期大学教授)
山野愛子ジェーン(山野美容芸術短期大学教授)
渡辺 聡子(山野美容芸術短期大学教授)
多田 正明(山野学苑秘書室長)
三宅政志公(山野美容専門学校事務局長)
福島 清(山野美容芸術短期大学事務局長)



◆第1回学術集会

2001(平成13)年4月28日

山野美容芸術短期大学(八王子市)

《テーマ》

『福祉』と『おしゃれ』21世紀…介護の視点から

<講演>

「介護施設における『おしゃれと身だしなみ』への関心」
塩原正一(日本美容福祉学会会長)

<シンポジウム>

「21世紀の高齢者・障害者と『おしゃれ』と『身だしなみ』美容の役割」

◇装いの立場から＝渡辺聡子(山野美容芸術短期大学教授)
◇住居の立場から＝辻育美(福祉住環境コーディネーター)
◇化粧心理の立場から＝日比野英子(山野美容芸術短期大学助教授)
◇福祉文化の立場から＝小林博(茨城キリスト教大学教授)
◇医療施設の立場から＝桑田美代子(青梅慶友病院看護・介護開発室長)
◇福祉施設の立場から＝江國泰介(知的障害者施設「入道雲」施設長)

<エキジビション>

「車イス利用者の和装着付け・ヘア&メイク

<ワークショップ>

講習「車イス利用者の和装着付け」

◆第2回学術集会

2002(平成14)年10月20日

東京・八王子学園都市センター(八王子市)

《テーマ》

「美容福祉の可能性」

<講演>

「おしゃれと身だしなみに関する全国調査」塩原正一(日本美容福祉学会会長)

<エキジビション>

「高齢者の美容」鈴木昌子(山野美容芸術短期大学教授)、
及川麻衣子(山野美容芸術短期大学講師)

<特別講演>

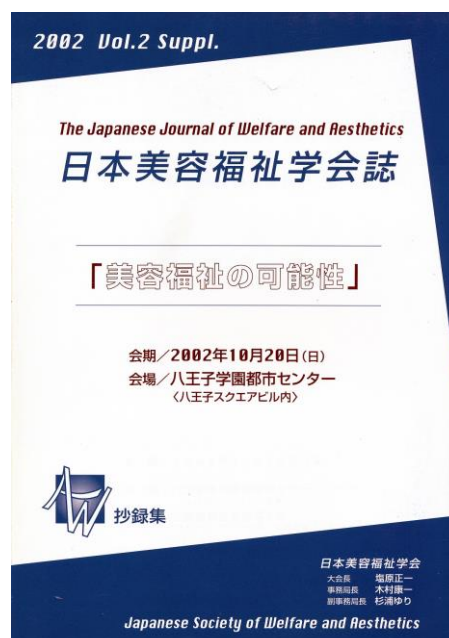
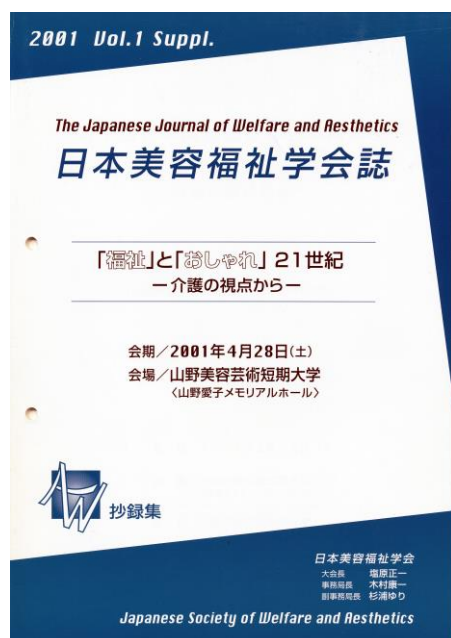
「高齢者にとって、生きるということ、装うということ」
樋口恵子(東京家政大学教授)

<シンポジウム>

「美容福祉の可能性＝現場からの提言」座長＝佐藤林正
(九州看護福祉大学教授) ◇精神科病院に美容室を開設
して＝岩崎由美子(昭和大学附属烏山病院精神保健福祉士)
◇老人施設におけるコスメティック・セラピー＝原
千恵子(山野美容芸術短期大学助教授) ◇色彩からのア
プローチ＝南涼子(カラー・コンサルタント)

<ワークショップ>

「高齢者のハンドケア＝ネイルケアやハンドマッサージ
の方法」



◆第3回学術集会

2003(平成15)年11月2日

東京・八王子学園都市センター(八王子市)

《テーマ》

「セルフアートケア(SAC)と美容福祉」

＜講演＞

「おしゃれと身だしなみ全国調査・SACの概念」塩原正一(日本美容福祉学会会長)

＜一般演題発表＞

①福祉施設職員の施設利用者への化粧・おしゃれに関する意識—A社会法人での調査から—足立香織②「高齢者に対する美容調査」後藤智之他③「痴呆性高齢者へのセラピー効果—自己像描画の検討から—」原千恵子④「昭和大学烏山病院内美容室の活動—精神科・高齢者専門病院における美容室の役割と必要性」伊藤麻衣子他⑤「高齢者施設における美容福祉の実際—美容福祉学科卒業生の取り組みと現状報告」木谷佳子⑥「頭スッキリ体操でリフレッシュ創造的なプログラムにとりかかる前に」高木弘⑦「介護における色彩の活用と実践」南涼子⑧「在宅ケアとSelf Art Care」平尾良雄他

＜特別講演＞

「生きるほどに美しく」山野正義・山野美容芸術短期大学学長、「自己表現と福祉」宮川俊彦・国語作文教育研究所長

＜シンポジウム＞

「セルフアートケア(SAC)と美容福祉」座長＝岩崎由美子(昭和大学附属烏山病院)◇音楽療法の立場から＝唐澤清美(音楽療法士)◇コミュニケーション・インストラクターの立場から＝島吉琴子(コミュニケーション・インストラクター)仁野衣子(コミュニケーション・アドバイザー)◇アロマセラピーの立場から＝安珠(アロマセラピスト)

◆第4回学術集会

2005(平成17)年1月25日

山野美容芸術短期大学(八王子市)

《テーマ》

「生きるほどに美しく……美容福祉のこころ」＝2005新春セミナー

＜講演①＞

「介護施設がのぞむ美容福祉」木川田典彌(社団法人全国介護老人保健施設協会常務理事、NPO法人全国痴呆性高齢者グループホーム協会代表理事)

＜講演②＞

「施設内理美容室エリザベートについて」鈴木長治(医療法人ケアテル最高経営責任者・専務理事)

＜講演③＞

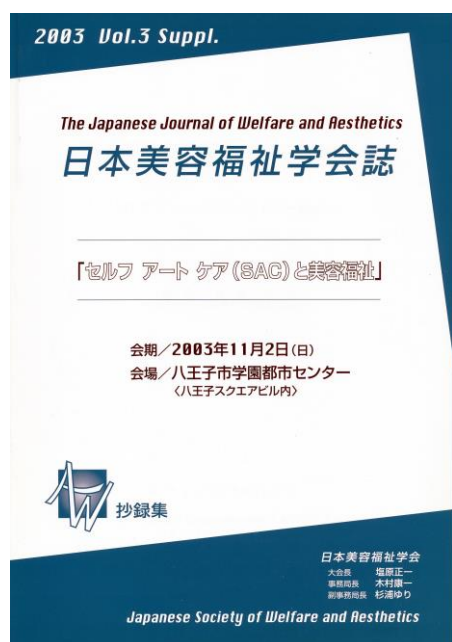
「心理学から見た美容福祉」原千恵子(東京福祉大学大学院教授)

＜パネルディスカッション＞

「訪問美容奮戦記—NPO全国介護美容福祉協会登録美容師」佐野美恵子(在宅訪問)／加納静江(府中療育センター)／伊藤雅美(ケアテル猪苗代)／鈴木いづみ(ケアテル猪苗代)／杉本剛英(多摩永山病院)／村木代志美(多摩永山病院)／有村亜紀子(多摩永山病院)

＜まとめ＞

「これからの訪問美容に期待すること」＝佐藤典子・至誠ホーム「スオミ」アクティビティ・プロデューサー



◆第5回学術集会

2005(平成17)年10月23日

山野美容専門学校(東京・渋谷区)

《テーマ》

「美容福祉 新たな展開」

＜基調講演＞

「今、美容福祉が求められている」一番ヶ瀬康子・長崎純心大学教授・日本女子大学名誉教授・山野美容芸術短期大学客員教授

＜シンポジウム＞

「今、美容福祉がもためられている」◇社会福祉研究者の立場から＝一番ヶ瀬康子(長崎純心大学教授・日本女子大学名誉教授)◇私たちが求めている美容福祉＝上山のり子(駿台トラベル&ホテル専門学校講師)◇美容福祉サービスを利用する親の立場から＝坂口幸美(八王子市重症心身障害児デイサービス「こあら」運営委員)◇今、美容福祉が求められている＝佐野美恵子(美容福祉師、山野美容芸術短期大学講師)◇100歳のファッションモデル＝島崎隆太郎(社会福祉法人浴風会・特別養護老人ホーム第三南陽園施設長)

＜事例・研究発表＞

〔美容福祉援助理論・障害者の事例部門〕

(座長＝大西典子)

①「美容福祉援助持論仮説Ⅰ」濱田清吉、荒井典子(山野美容芸術短期大学)②「重症障害をもつ子への美容福祉援助の実際・事例Ⅰ」荒井典子、濱田清吉(山野美容芸術短期大学)③「重症障害をもつ子への美容福祉援助の実際・事例Ⅱ」黒田文美、河野誠二(山野美容芸術短期大学)④「精神障害者の共同作業所喫茶Rー美容福祉援助活動の実際」西川奈美、及川麻衣子、中嶋理(山野美容芸術短期大学)

〔高齢者等の事例・調査・開発〕

(座長＝濱田清吉)

①「美容福祉技術講習受講生の意識調査」鈴木昌子(山野美容芸術短期大学)②「美容福祉技術講習受講生の意識調査(速報)と今後の課題」秋元弘子(山野美容芸術短期大学)③「『すいこ〜ム』ができるまで」奥山一成(山野美容芸術短期大学)田爪正気(東海大学健康科学部)④「ひきこもり女性に対する化粧を用いた心理的援助の検討」野澤桂子(山野美容芸術短期大学)⑤「高齢者のケアプランに美容セラピーを導入」木谷佳子(介護老人保健施設銀の船よこはま)⑥「在宅における訪問美容福祉の役割について」佐野美恵子(NPO 全国介護美容福祉協会美容福祉師)

◆第6回学術集会

2006(平成18)年10月22日

山野美容専門学校(東京・渋谷区)

《テーマ》

「美容福祉 その理論と実践」

＜特別講演＞

「障害者福祉政策の今日」八代英太・トータル福祉アドバイザー

＜シンポジウム＞

「おしゃれは、生きる楽しみ」◇日比野英子・神戸親和女子大学教授◇木実谷哲史・島田療育センター院長◇芝敏子・八王子福祉園地域支援コーディネーター◇後藤智之・「ヒルトップロマン」介護福祉士◇久保みち子・美容福祉師◇司会＝中嶋理・山野美容芸術短期大学教授

＜事例・研究発表＞

〔調査・統計：事例障害福祉部門〕

(座長＝濱田清吉、副座長＝黒田文美)

①「技術と心の交流」古山智(山野美容芸術短期大学美容福祉学科2年)②「本学における美容福祉演習、ボランティア活動の実際とその意義―過去5年間における活動集計からの検証」濱田清吉、久保田智弘、川口剛史、及川麻衣子(山野美容芸術短期大学)③「利用者本位の新たな福祉サービスの向上に向けて」芝敏子(東京都八王子福祉園地域支援コーディネーター)④「重症障害をもつ子への美容福祉援助の実際」黒田文美、山内朝江、濱田清吉(山野美容芸術短期大学)松井綾子(八王子重症心身障害児地域デイグループ「こあら」)⑤「重症心身障害児への美容福祉援助～美容室椅子でのポジショニングの工夫」山内朝江、黒田文美、濱田清吉(山野美容芸術短期大学)松井綾子(八王子重症心身障害児地域デイグループ「こあら」)⑥「きもの文化のバリアフリー」西川奈美、山下牧子、青木和子(山野美容芸術短期大学)⑦「美容福祉援助技術の方法―その計画と進め方、記録について」濱田清吉、荒井典子(山野美容芸術短期大学)⑧「障害を持つ人への美容福祉サービスとその考察」岸川皇生(山野美容芸術短期大学美容福祉学科1年)⑨「初めての美容福祉活動」荒井裕美(山野美容芸術短期大学美容福祉学科1年)⑩「重症心身障害児施設でのボランティア活動、美容福祉演習を行って」高橋萌(山野美容芸術短期大学美容福祉学科3年)⑪「重症障害をもつ子への美容福祉援助の実際、事例Ⅰ＜美容室＞」荒井典子、濱田清吉(山野美容芸術短期大学)松井綾子(八王子重症心身障害児地域デイグループ「こあら」)⑫「知的障害を持つ人への美容福祉サービスとその考察―1事例を通して」鈴木里美(ヘアサロンソシエ)濱田清吉(山野美容芸術短期大学)

〔調査・統計：事例高齢者福祉部門〕

(座長＝中嶋理、副座長＝及川麻衣子)

①ミチコ・エン(ケアホーム)に見る美容福祉の実践―社会福祉専攻科サンノゼ研修レポート」遠藤まな(山野

美容芸術短期大学社会福祉専攻科) 渡辺聡子 (山野美容芸術短期大学) ②「平成 15 年度美容福祉学科入学学生の意識変化と今後の課題」秋元弘子 (山野美容芸術短期大学) ③「高齢者施設における美容福祉の位置づけと導入について—文献展望からの考察」木谷佳子 (介護老人保健施設「銀の舟よこはま」) ④「認知症予防プログラムにおける美容技術援助の報告」及川麻衣子 (山野美容芸術短期大学) 府中市立介護予防推進センター⑤「在宅における美容福祉援助の実際」佐野美恵子 (NPO 全国介護美容福祉協会美容福祉師) ⑥「美容施設による心理的効果—不安感・うつ軽減について」原千恵子 (東京福祉大学大学院) 南弥生 (シェルブール代表) ⑦「救護施設利用者の美容・整容に対する意識調査」大西典子、大野淑子、鎌田正純 (山野美容芸術短期大学) 林昭宏、平間鈴折 (救護施設光華寮) ⑧「美容福祉援助活動の実際—認知症高齢者通所介護施設 N におけるボランティア活動」黒田文美 (山野美容芸術短期大学) ⑨「本学における美容福祉実践活動—美容福祉実践研究会報告」古山智 (山野美容芸術短期大学美容福祉学科 2 年) 美容福祉実践研究会一同⑩「美容福祉実践への取り組み」古澤はるか (山野美容芸術短期大学美容福祉学科 2 年) ⑪「美容福祉への第一歩」三国桂輔⑫「美容福祉 認知症を知る」山本真希 (山野美容芸術短期大学美容福祉学科 1 年)



◆第7回学術集会

2007(平成 19)年 10 月 27 日

山野ホール (東京・渋谷区)

《テーマ》

「美容福祉 その現状と課題」

<基調報告>

「福祉施設への美容福祉導入意向調査について」浜田清吉・山野美容芸術短期大学助教授

<シンポジウム>

「美としあわせの追求」◇医療の立場から＝白澤友裕・Dr. トーム美容医学研究所所長◇福祉施設の立場から＝石井美智子・島田療育センター療育長◇福祉施設の立場から＝西堀理・島田療育センター療育主任◇訪問美容実践者の立場から＝大平千代子・美容福祉師

<事例・研究発表>

〔A 障害者福祉部門〕

(座長＝大西典子、副座長＝武藤祐子)

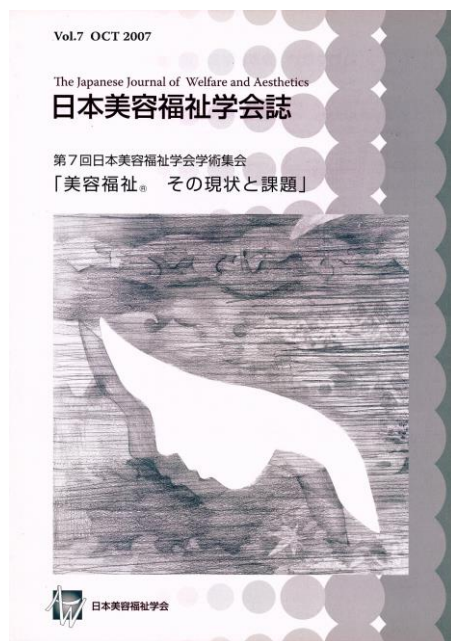
①「初対面の方に対する情報のあり方」古山智 (山野美容芸術短期大学美容福祉学科美容福祉学科 3 年) ②「利用者本位の新たな福祉サービスの向上に向けて」芝敏子 (八王子福祉園地域支援コーディネーター) 及川麻衣子、濱田清吉 (山野美容芸術短期大学) ③重症障害をもつ子への美容福祉援助技術の実例 事例Ⅰ＝在宅にて」荒井典子、濱田清吉 (山野美容芸術短期大学) ④「障害者福祉において今後美容福祉に期待するもの」鶴田悦子 (看護師・介護支援専門職) ⑤「きもの文化バリアフリー (男性の装い)」山下牧子、西川奈美、青木和子 (山野美容芸術短期大学) ⑥「高齢者障害者の衣服をテーマとした授業での高齢者・障害者との関わり」大野淑子、渡辺聡子 (山野美容芸術短期大学) ⑦「美容福祉活動事例報告」杉本剛英 (ヘアライフステーション「ソラ」) ⑧「特別支援学校における美容福祉導入への取り組み—卒業単元授業案を作成・実施して」黒田文美、荒井典子、濱田清吉 (山野美容芸術短期大学) 野崎健 (都立特別支援学校) ⑨介護におけるメイクアップの必要性と意義」公文裕子 (山野美容芸術短期大学) ⑩「在宅における美容福祉援助の実例」佐野美恵子 (NPO 全国介護美容福祉協会美容福祉師) ⑪「重症心身障害児・者と援助関係を築くための情報収集」濱田清吉、黒田文美、荒井典子、山内朝江 (山野美容芸術短期大学)

〔B 高齢者福祉部門〕

(座長＝佐野美恵子、副座長＝荒井典子)

①「美容福祉実践における利用者理解の大切さ」古澤はるか (山野美容芸術短期大学美容福祉学科 3 年) ②「介護老人保健施設『めぐみ』における美容クラブ活動『乙女倶楽部』の取り組み」岡本勝子 (ビアン・ネートル) 野澤桂子 (山野美容芸術短期大学) ③「介護福祉と要介護高齢者に対して美容の意義と役割」南弥生 (ヘルスケア美容ネットワーク代表) ④「高齢者施設に働く山野美容芸術短期大学「美容福祉学科」卒業生の活動」木谷

佳子（介護老人保健施設・銀の舟よこはま）⑤「高齢者の美容室・理容室利用状況に関する男女の比較」安藤理美（山野美容芸術短期大学）⑥「スウェーデン・デンマークの高齢者福祉」佐藤典子（社会福祉法人至誠学舎立川至誠ホームスオミ、アクティビティ・プロデューサー）⑦「健康と美容福祉～「相模健康体操」の新しい可能性」下家由起子（山野美容芸術短期大学）⑧「利用者の情報収集、アセスメントを実施しての美容福祉援助活動の試み—認知症対応型共同生活介護（グループホーム）Nについて」濱田清吉、黒田文美、及川麻衣子、荒井典子（山野美容芸術短期大学）竹村弘子、沖西宏美（グループホームN）⑨「米国サンノゼ・ケアホーム入居者に見る社会活動とおしゃれ」大西典子（山野美容芸術短期大学）⑩「終末期における美容福祉援助の実際—家族をつないだハンドマッサージの事例報告」及川麻衣子（山野美容芸術短期大学）⑪「平成16年度『訪問介護員養成研修2級課程』受講学生の意識変化と今後の課題」秋元弘子（山野美容芸術短期大学）



◆「一般社団法人・日本美容福祉学会」発足

日本美容福祉学会理事会は、「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律」に基づき、「一般社団法人・日本美容福祉学会」に改組することを決定申請し、2008（平成20）年7月14日付で改組発足した。詳細は「一般社団法人・日本美容福祉学会定款」参照。

◆第8回学術集会

2008（平成20）年10月7日

山野美容芸術短期大学（八王子市）

《テーマ》

「美容ケアを考える」

＜基調講演＞

「医療・福祉における美容ケア」野澤桂子・山野美容芸術短期大学准教授

＜研究発表・実践報告＞

〔A 研究発表部門〕

（座長＝大野淑子、副座長＝松下能万）

①「高齢者の美容～社会参加に与える影響について」井坪歩（カネボウ化粧品ビューティカウンセラー）②「ターミナル期の高齢者における美容福祉の有効性について」野村歩（社団法人東京蒼生会特別養護老人ホーム第二万寿園）③「美容福祉への拘り—山野短大卒業生の活動から」木谷佳子（介護老人保健施設・銀の舟よこはま）④「社会活動をする高齢女性の装い志向性に関連する要因」安藤理美（山野美容芸術短期大学）⑤「化粧療法の効果測定の方法—高齢者の自己描画」原千恵子（東京福祉大学大学院）⑥「実践研究・美容福祉 10のインテリアデザイン—医療福祉のインテリアデザイン研究から」藤澤忠盛（長岡造形大学造形学部建築・環境デザイン学科）吉田真澄（研究室メンバー）

〔B 実践発表部門〕

（座長＝秋田留美、副座長＝武藤祐子）

①「美容福祉・障がい者就労支援とのマッチングにおける新たな挑戦—福祉美容室と障がい者就労継続支援B型・鳥取型」井手添敬子（NPO「楽」）②「学生の卒論課題・フットケアに取り組んで」荏原順子（新潟青陵大学）③「施設における高齢者美容援助の課題」餘目玲子（西南学院大学大学院）④「美容ケアを考える」杉本剛英（ヘアライフステーション「ソラ」）⑤「重症心身障害児施設における美容福祉アドバイザーの役割」黒田文美、荒井典子、濱田清吉（山野美容芸術短期大学）



◆第9回学術集会

2009(平成21)年10月24日

山野ホール(東京・渋谷区)

《テーマ》

「ジェロントロジーの意義とその展開～美容福祉の視点から」

【特別公開講座】

<基調講演>

「ジェロントロジーの現在と未来」ジェラルド・C. デビソン(南カリフォルニア大学教授)

<講演①>

「日本におけるジェロントロジーの発展」辻哲夫(東京大学高齢社会総合研究機構)

<講演②>

「美しいこと・老いること～美容の心理学」阿部恒之(東北大学大学院)

<講演③>

「高齢社会における美容の役割」野澤桂子(山野美容芸術短期大学)

<講師と参加者の総合討論>

司会＝鎌田正純(山野美容芸術短期大学)

【研究発表・実践報告】

(座長＝漆原克文、副座長＝大野淑子)

<研究発表>

- ①「認知症高齢者の心理療法について」原千恵子(東京福祉大学大学院)
- ②「美容・整容による認知症高齢者の変化～自画像分析を中心に」余目玲子(西南学院大学大学院)
- ③「施設入所の認知症高齢者に対する美容マッサージ効果の研究」金銀玉(特別養護老人ホーム第三南陽園)
- ④「重症心身障害児施設入所者における高齢化の現状と美容への期待」荒井典子(山野美容芸術短期大学)
- ⑤「山野美容芸術短期大学におけるジェロントロジー研究」武藤祐子(山野美容芸術短期大学)

<実践報告>

(座長＝佐野美恵子、副座長＝荒井典子)

- ①「ジェロントロジーにおける美容の役割と可能性」及川麻衣子(山野美容芸術短期大学)
- ②「美容福祉の現場から見てきた『美容福祉の展望・鳥取型』」井手添敬子(NPO「楽」)
- ③「訪問理美容を新しい福祉産業として創出する」奥山一成(NPO全国介護美容福祉協会)
- ④「障害者の自立支援・就労支援における美容福祉プログラム」及川麻衣子(山野美容芸術短期大学)
- ⑤「アクティビティケアと美容福祉」多田千尋(芸術教育研究所)

◆第10回学術集会

2010(平成22)年11月2日

山野美容芸術短期大学(八王子市)

《テーマ》

「ヘルスプロモーションと美容福祉」

<基調講演>

「女性のトータルヘルスプロモーション」横倉恒雄(医療法人社団健人会横倉クリニック)

<研究発表>

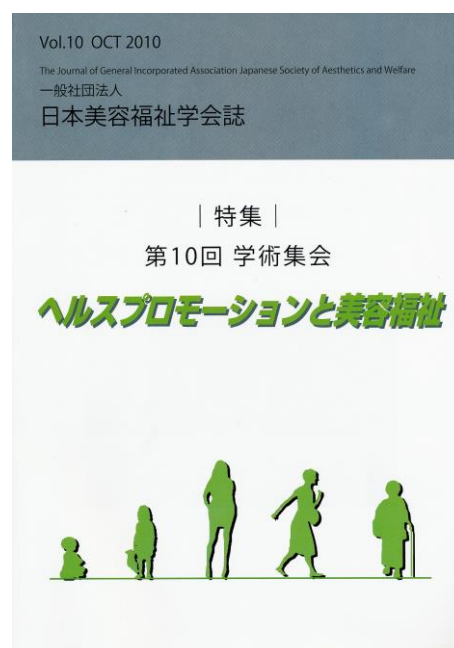
(座長＝漆原克文、副座長＝佐伯久美子)

- ①「美容を通して施設利用者のQOL向上を図るために一考察」金ドヨン(桜美林大学大学院老年学専攻)
- ②「精神的ストレスと化粧によるストレス緩和作用—唾液中クロモグラニンAの定量的検査法による化粧行動の評価」大西典子、田嶋順子(山野美容芸術短期大学)
- ③「ブラセボを用いたアミノ酸食品の効能評価」郷間宏史(名古屋大学大学院)
- ④「化粧療法 認知症患者への化粧の治療的効果について」余目玲子(西南学院大学大学院)

<実践報告>

(座長＝大野淑子、副座長＝荒井典子)

- ①「美容によって変化する利用者の意識」松田あかり(山野美容芸術短期大学美容福祉学科3年)
- ②「在宅からグループホーム—訪問美容の実践」佐野美恵子(美容福祉師)
- ③「エアブラシを使用しての美容福祉」奥山一成(NPO全国介護美容福祉協会)
- ④「病院出張美容時におけるヒヤリハットの現状と対策」井手添敬子(NPO「楽」)
- ⑤「チームにおける美容福祉活動」森欣也(福祉美容師)



◆第11回学術集会

2011(平成23)年10月11日

山野ホール(東京・渋谷区)

《テーマ》

「ジェロントロジーと美容福祉～QOLへのアプローチ」

【特別公開講座】

<基調講演>

「美容師と対人サービス専門職者のためのストレスマネジメント」ジェラルド・C. デビソン(南カリフォルニア大学教授)

<講演①>「長寿社会を考える視点」小野太一(東京大学公共政策大学院教授)

<講演②>「山野学苑とジェロントロジー」山野正義(学校法人山野学苑理事長)



<研究発表>

(座長＝大野淑子、副座長＝荒井典子)

①「化粧療法 認知症患者への化粧の効果とQOLについて」餘目玲子(西南学院大学人間科学研究科) ②「創造性を育てる未完成絵画療法」原千恵子(東京福祉大学大学院) ③「高齢者における美しい姿勢と活動的な動作創り—その指導方法」生山匡、JOHN PAEKER、鈴木ひろ子、山本恵子(山野美容芸術短期大学) 古田裕子(オフィス・ケア)

<実践報告>

(座長＝大西典子、副座長＝佐伯久美子)

①「東日本大震災 被災地での実践報告」杉本剛英(美容室そら、福祉美容師) ②「宮城県石巻市での訪問美容を体験して」山下玲子(福祉美容師) ③「A重症心身障害児施設におけるQOLへのアプローチ 事例1」荒井典子(山野美容芸術短期大学) ④「緩和ケアを受けながら今を生きるKさんが訪問美容に求めるもの」佐野美恵子(美容福祉師) ⑤「美容福祉・実践と展望—鳥取型」井手添敬子(NPO楽理事長、福祉美容師) ⑥「アクティビティの一環としての訪問美容」佐藤典子(アクティビティ・プロデューサー)

◆第12回学術集会

2012(平成24)年10月31日

山野美容芸術短期大学(東京・八王子)

《テーマ》

「その人らしい生き方と美容福祉」

<基調講演>

「その人らしい生き方と美容福祉」井手添敬子(特定非営利活動法人「楽」理事長)

<特別報告>

「訪問理美容に係る法規等の現状と課題」北村秀敏・一般社団法人日本美容福祉学会事務局長

<研究発表>

(座長＝大西典子、副座長＝荒井典子)

①「会話分析から見た女性高齢者への美容効果」鈴木忠慶、五十嵐由樹、杉浦哲朗(山野医療専門学校) ②「腸内環境改善による肌質の改善効果」貴家康尋(㈱ビーアンドエス・コーポレーション)

<実践報告>

①「ボランティア活動を通じて」町田貴史(山野美容専門学校) ②「重症心身障害者施設における美容の取り組みと今後の展望」古山智(島田療育センター) 荒井典子(山野美容芸術短期大学) 濱田清吉(ヤマザキ学園大学) ③「62歳で美容師に、そして美容福祉師に」伊藤徳子(美容福祉師、NPO全国介護理美容福祉協会登録美容師) ④「地域密着の美容福祉活動」森欣也(美容室「ほたる」、NPO全国介護理美容福祉協会登録美容師) ⑤「15年間美容福祉実践の成果と課題」安立英雅(福祉移動美容室・株式会社シルバーサポート) ⑥「介護施設におけるファッションショー」小貫紘子(グループホーム「しらかば」家族、元小規模多機能ホーム旭ヶ丘職員)

Vol.12 OCT 2012

The Journal of General Incorporated Association Japanese Society of Aesthetics and Welfare
一般社団法人

日本美容福祉学会誌

｜特集｜

第12回 学術集会

その人らしい生き方と美容福祉



◆第13回学術集会

2013(平成25)年10月15日

山野美容芸術短期大学(東京・八王子)

《テーマ》

「サクセスフルエイジングと美容福祉」

＜基調講演＞

「化粧とこころの健康を脳波で測る」佐藤詔司・田中美枝子(脳機能研究所)

＜研究発表＞ 座長＝大野淑子

①「認知症早期発見と予防の場としてのエクササイズ『ハートフルレッスン』の実践と効果」利根川久女紅(利根川Kスタジオ主宰) ②「『美容を用いたかわり』と学生の自己評価との関連」安藤理美(山野美容芸術短期大学現代美容福祉専攻) ③「ミズメザクラ精油が高齢者の頸部筋硬度に与える効果」杉崎哲朗、鈴木忠慶、五十嵐由樹(山野医療専門学校) 佐野美恵子(山野美容芸術短期大学非常勤講師、美容福祉師) 加納静江(NPO 全国介護美容福祉協会登録美容師) ④「エステティックにおける介護予防の本質と可能性」宮本治(エステティックサロン「ミックアップ」) ⑤「珠理心身調整法—O 脚の修正」谷合恵(珠理心身調整法・和敬の会) ⑥「こころをつなげよう」田嶋順子(山野美容芸術短期大学現代美容福祉専攻) ⑦「般若心経と山野愛子」中松和己(兵庫県立大学・環境人間学部・教授)

＜実践報告＞ 座長＝大西典子

①「寝たきり老人・仮設住宅等に訪問美容を行うための人材育成」奥山一成(学校法人山野学苑) 鶴浦智美(NPO 全国介護美容福祉協会登録美容師・盛岡市) 沼田あつ子(NPO 全国介護美容福祉協会登録美容師・仙台市) 佐瀬いづみ(NPO 全国介護美容福祉協会登録美容師・会津若松市) ②「地域アクティビティ Vol.2～ユニバーサル・ファッション」山下玲子(NPO 全国介護美容福祉協会登録美容師、美容室「エポック」) ③「美容と福祉—ボランティア活動を経て思うこと」文元麻理香(山野美容芸術短期大学) ④「上肢の機能が低下した人のための美容自助具の展開」山崎希生(デイサービス「あおば」) 椿彩加(福祉訪問美容「髪や」) ⑤「デイケアサービスにおける美容活動」原千恵子(デイサービス・居宅支援「千恵の輪」施設長) 瀧山元(NPO 全国介護美容福祉協会登録美容師、ビューティサロン「もと」)

◆第14回学術集会

2014(平成26)年11月4日

山野美容芸術短期大学(東京・八王子)

《テーマ》

「ライフデザインと美容福祉～実践の場の創造」

＜基調講演＞

「がん医療の場で求められるアピアランス～外見ケアと実践の場の創造～」野沢桂子(国立がん研究センター中央病院アピアランス支援センター長)

＜研究発表＞ 座長＝安藤理美

①「ミズメザクラ精油の芳香好感度が身体機能および健康関連QOLに与える効果」鈴木忠慶、吉成有紗、五十嵐由樹、杉崎哲朗(山野医療専門学校同) 三谷玲子、吉田 真希、鈴木ひろ子(山野美容芸術短期大学同) ②「視覚障害者の化粧支援プログラム『ブラインドメイク』の検証」大石華法(日本福祉大学大学院社会福祉学部) ③「美容の役割とライフデザイナー—エンゼルメイクの調査」文元麻理香、田嶋順子、富田知子、及川麻衣子、大西典子(山野美容芸術短期大学美容福祉ライフデザイン研究チーム) ④「健康の将来予測—ライフデザインの基礎資料」生山匡(山野美容芸術短期大学名誉教授) ⑤「高齢者のQOL向上をめざす美容技術の提供～介護施設での洗髪の現状報告～」富田知子、及川麻衣子、田嶋順子(山野美容芸術短期大学) 難波礼治(第一工業大学)

＜特別研究発表＞「美道と幸福——美容福祉の心髄」

中松和己(兵庫県立大学・環境人間学部・教授)

＜実践報告＞ 座長＝大西 典子

「スキルを活かして活動の場を創出」山下師賀子(リヴァー美容室・NPO 登録美容師) ②「視覚障害者支援ビューティセミナー—自立と社会参加に関わる美容」ティミー西村、八槇達也、田嶋順子(山野美容芸術短期大学美容福祉ライフホーム) ③「特別養護老人ホームたまがわ—プライベートサロン活動報告」池浦斗糸子(美容室レディ・NPO 登録美容師) ④「地域アクティビティ VOL.3～ユニバーサルファッション展」山下玲子(美容室エポック NPO 登録美容師) 西尾栄次(美容室ヘアーレスト、NPO 全国介護美容福祉協会理事) 神崎充代(美容室ヘアーレスト、NPO 登録美容師) 早川武(ヘアーアップス、NPO 登録美容師) 早川由美(ヘアーアップス、NPO 登録美容師) ⑤「愛知県の施設における美容福祉活動」夏目久枝(美容室トゥルベール・NPO 登録美容師) ⑥「認知症予防分野の場の創造」杉本剛英、佐野美恵子(NPO 全国介護美容福祉協会理事) 田嶋順子、大西典子(山野美容芸術短期大学) ⑦「医療用帽子・簡単に脱着可能な帽子『ウィッシングキャップ』」伊佐美佐((有)ISAMISA デザインスタジオ代表) ⑧「外見ケアにおけるウィッグの製法」下家由起子(山野美容芸術短期大学)

一般社団法人・日本美容福祉学会 定款

「日本美容福祉学会」＝平成 11(1999)年 11 月 11 日設立

「一般社団法人・日本美容福祉学会」＝平成 21(2009)年 7 月 23 日改組

第 1 章 総則

(名称)

第 1 条 当法人は、一般社団法人日本美容福祉学会と称し、英文では、General Incorporated Association Japanese Society of Aesthetics and Welfare と表記する。

(主たる事務所等)

第 2 条 当法人は、主たる事務所を東京都渋谷区に置く。

2 当法人は、理事会の決議により従たる事務所を必要な場所に設置することができる。

(目的)

第 3 条 当法人は、美容福祉の理論と実践に関する研究及び事業並びに普及活動を推進し、高齢者及び障がいのある人々並びに福祉事業に携わる人々の福祉に貢献することを目的とする。

(事業)

第 4 条 当法人は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 美容福祉に関する学術的研究と理論構築
- (2) 学術集会及び研究会並びに講演会の設置、運営、開催
- (3) 美容福祉に関する学会誌その他の刊行物の発行及び公表
- (4) 美容福祉師資格認定制度の運営
- (5) 美容福祉師の教育及び養成
- (6) 美容福祉に関する相談及び助言
- (7) 介護関連施設等での美容福祉師によるサービスの提供
- (8) その他、当法人の目的を達成するために必要な事業

(公告)

第 5 条 当法人の公告は、電子公告により行う。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、官報に掲載する方法により行う。

(機関の設置)

第 6 条 当法人は、理事会、監事を置く。

第 2 章 会員

(種別)

第 7 条 当法人の会員は、次の 3 種とし、正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般法人法」という。）上の社員とする。

- (1) 正会員 当法人の目的に賛同して入会した個人又は団体
- (2) 賛助会員 当法人の事業を賛助するため入会した個人又は団体

(3) 名誉会員 当法人に功労のあった者又は学識経験者で理事会において推薦された者

(入会)

第 8 条 正会員又は賛助会員として入会しようとする者は、理事会が別に定める入会申込書により申し込み、理事会の承認を受けなければならない。その承認があったときに正会員又は賛助会員となる。

(入会金及び会費)

第 9 条 正会員は、社員総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

2 賛助会員は、社員総会において別に定める賛助会費を納入しなければならない。

(任意退会)

第 10 条 会員は、理事会において別に定める退会届を提出することにより、任意にいつでも退会することができる。

(除名)

第 11 条 会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、第 20 条第 2 項に定める社員総会の特別決議によって当該会員を除名することができる。

- (1) この定款その他の規則に違反したとき。
- (2) 当法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
- (3) その他の除名すべき正当な事由があるとき。

(会員資格の喪失)

第 12 条 前 2 条の場合のほか、会員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 会費の納入が継続して 2 年以上されなかったとき。
- (2) 総正会員が同意したとき。
- (3) 当該会員が死亡し、又は解散したとき。

(会員資格喪失に伴う権利及び義務)

第 13 条 会員が前 3 条の規定によりその資格を喪失したときは、当法人に対する会員としての権利を失い、義務を免れる。正会員については、一般法人法上の社員としての地位を失う。ただし、未履行の義務は、これを免れることはできない。

2 当法人は、会員がその資格を喪失しても、既納の入会金、会費その他の拠出金品は、これを返還しない。

第 3 章 社員総会

(種類)

第 14 条 当法人の社員総会は、定時社員総会及び臨時社員総会の 2 種とする。

(構成)

第 15 条 社員総会は、正会員をもって構成する。

2 社員総会における議決権は、正会員 1 名につき 1 個とする。

(権限)

第16条 社員総会は、次の事項を決議する。

- (1) 入会の基準並びに会費及び入会金の金額
- (2) 会員の除名
- (3) 役員の選任及び解任
- (4) 役員の報酬の額又はその規定
- (5) 各事業年度の決算報告
- (6) 定款の変更
- (7) 長期借入金並びに重要な財産の処分及び譲受け
- (8) 解散
- (9) 合併並びに事業の全部及び事業の重要な一部の譲渡
- (10) 理事会において社員総会に付議した事項
- (11) 前各号に定めるもののほか、一般法人法に規定する事項及びこの定款に定める事項

(開催)

第17条 定時社員総会は、毎年1回、毎事業年度終了後3か月以内に開催し、臨時社員総会は、必要がある場合に開催する。

(招集)

第18条 社員総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。ただし、すべての正会員の同意がある場合には、書面又は電磁的方法による議決権の行使を認める場合を除き、その招集手続を省略することができる。

2 総正会員の議決権の10分の1以上を有する正会員は、理事長に対し、社員総会の目的である事項及び招集の理由を示して、社員総会招集の請求をすることができる。

(議長)

第19条 社員総会の議長は、理事長がこれに当たる。理事長に事故等による支障があるときは、その社員総会において、出席した正会員の中から議長を選出する。

(決議)

第20条 社員総会の決議は、法令又はこの定款に別段の定めがある場合を除き、総正会員の議決権の過半数を有する正会員が出席し、出席した正会員の議決権の過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

- (1) 会員の除名
- (2) 監事の解任
- (3) 定款の変更
- (4) 解散
- (5) 公益目的事業を行うために不可欠な特定の財産の処分
- (6) その他法令で定めた事項

3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第25条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者

の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(代理)

第21条 社員総会に出席できない正会員は、他の正会員を代理人として議決権の行使を委任することができる。この場合においては、当該正会員又は代理人は、代理権を証明する書類を当法人に提出しなければならない。

(決議及び報告の省略)

第22条 理事又は正会員が、社員総会の目的である事項について提案した場合において、その提案について、正会員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の社員総会の決議があったものとみなす。

2 理事が正会員の全員に対し、社員総会に報告すべき事項を通知した場合において、その事項を社員総会に報告することを要しないことについて、正会員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その事項の社員総会への報告があったものとみなす。

(議事録)

第23条 社員総会の議事については、理事長が議事録を作成する。

2 理事長は、前項の議事録に署名又は記名押印する。

(社員総会規則)

第24条 社員総会の運営に関し必要な事項は、法令又はこの定款に定めるもののほか、社員総会において定める社員総会規則による。

第4章 役員等

(役員の設置等)

第25条 当法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事 3名以上30名以内
- (2) 監事 3名以内

2 理事のうち、1名を理事長とし、2名以内を副理事長とすることができる。

(選任等)

第26条 理事及び監事は、社員総会の決議によって選任する。

2 理事長、副理事長は、理事会の決議によって理事の中から定める。

3 監事は、当法人又はその子法人の理事若しくは使用人を兼ねることができない。

4 理事のうち、理事のいずれかの1名とその配偶者又は3親等内の親族その他特別の関係にある者の合計数は、理事総数の3分の1を超えてはならない。監事についても、同様とする。

5 他の同一の団体（公益法人を除く。）の理事又は使用人である者その他これに準ずる相互に密接な関係にある者である理事の合計数は、理事の総数の3分の1を超えてはならない。監事についても、同様とする。

(理事の職務権限)

第27条 理事長は、当法人を代表し、その業務を執行す

る。

2 副理事長は、理事長を補佐する。

3 理事会は、必要のあるときは、副理事長の中から代表理事1名を選定することができる。

(監事の職務権限)

第28条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、当法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員の任期)

第29条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。

2 監事の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。

3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

4 理事又は監事は、第25条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(解任)

第30条 役員は、社員総会の決議によって解任することができる。ただし、監事を解任する場合は、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。

(報酬等)

第31条 理事及び監事は無報酬とする。ただし、常勤の理事及び監事に対しては、社員総会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を、社員総会の決議を経て、支給することができる。

(取引の制限)

第32条 理事が次に掲げる取引をしようとする場合は、その取引について重要な事実を開示し、理事会の承認を得なければならない。

(1) 自己又は第三者のためにする当法人の事業の部に属する取引

(2) 自己又は第三者のためにする当法人との取引

(3) 当法人がその理事の債務を保証することその他理事以外の者との間における当法人とその理事との利益が相反する取引

2 前項の取引をした理事は、その取引の重要な事実を遅滞なく理事会に報告しなければならない。

3 前2項の取扱いについては、第44条に定める理事会規則によるものとする。

(名誉理事長及び顧問)

第33条 当法人に、名誉理事長及び若干名の顧問を置くことができる。

2 名誉理事長及び顧問は、会員の中から、理事会において任期を定めた上で選任する。

3 名誉理事長及び顧問は、無報酬とする。ただし、その職務を行うために要する費用の支払をすることができる。

(名誉理事長及び顧問の職務)

第34条 名誉理事長及び顧問は、理事長の諮問に応え、理事長に対し、意見を述べることができる。

第5章 理事会

(構成)

第35条 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第36条 理事会は、この定款に別に定めるもののほか、次の職務を行う。

(1) 社員総会の日時及び場所並びに議事に付すべき事項の決定

(2) 規程・規則の制定、変更及び廃止に関する事項

(3) 前各号に定めるもののほか当法人の業務執行の決定

(4) 理事の職務の執行の監督

(5) 理事長、副理事長の選定及び解職

2 理事会は、次に掲げる事項その他の重要な業務執行の決定を理事に委任することができない。

(1) 重要な財産の処分及び譲受け

(2) 多額の借財

(3) 重要な使用人の選任及び解任

(4) 従たる事務所その他の重要な組織の設置、変更及び廃止

(5) 理事の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他当法人の業務の適正を確保するために必要な法令で定める体制の整備

(種類及び開催)

第37条 理事会は、通常理事会及び臨時理事会の2種とする。

2 通常理事会は、毎年1回開催する。

3 臨時理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

(1) 理事長が必要と認めたとき。

(2) 理事長以外の理事から会議の目的である事項を記載した書面をもって理事長に招集の請求があったとき。

(3) 前号の請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合において、その請求をした理事が招集したとき。

(4) 監事が必要と認めて理事長に招集の請求があったとき。

(5) 前号の請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合に、その請求をした監事が招集したとき。

(招集)

第38条 理事会は、理事長が招集する。ただし、前条第3項第3号により理事が招集する場合及び同項第5号により監事が招集する場合を除く。

2 理事長は、前条第3項第2号又は第4号に該当する場合は、その請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知を発しなければならない。

(議長)

第39条 理事会の議長は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事長がこれに当たる。

(決議)

第40条 理事会の決議は、この定款に別段の定めがある場合を除き、決議に加わることができる理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(決議の省略)

第41条 理事が、理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、その提案について、議決に加わることのできる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。ただし、監事が異議を述べたときは、この限りでない。

(報告の省略)

第42条 理事、監事が理事及び監事の全員に対し、理事会に報告すべき事項を通知した場合においては、その事項を理事会に報告することを要しない。ただし、一般法人法第91条第2項の規定による報告については、この限りでない。

(議事録)

第43条 理事会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成し、出席した理事及び監事は、これに署名若しくは記名押印又は電子署名をしなければならない。

(理事会規則)

第44条 理事会に関する事項は、法令又はこの定款に定めるもののほか、理事会において定める理事会規則による。

第6章 会計

(事業年度)

第45条 当法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第46条 当法人の事業計画書、収支予算書並びに資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類については、毎事業年度の開始の日の前日までに、理事長が作成し、理事会の決議を経て、社員総会の承認を得なければならない。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所及び従たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置く。

3 当法人が公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（以下「公益認定法」という。）の規定

に基づく公益認定を受けた場合において、第1項の書類については、毎事業年度の開始の日の前日までに行政庁に提出しなければならない。

(事業報告及び決算)

第47条 当法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受け、理事会の承認を経て、定時社員総会に報告（第2号及び第5号の書類を除く。）しなければならない。

(1) 事業報告

(2) 事業報告の附属明細書

(3) 貸借対照表

(4) 損益計算書（正味財産増減計算書）

(5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書

(6) 財産目録

2 前項第3号、第4号、第6号の書類については、定時社員総会の承認を受けなければならない。

3 第1項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間、従たる事務所に3年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款を主たる事務所及び従たる事務所に、社員名簿を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(1) 監査報告

(2) 理事及び監事の名簿

(3) 理事及び監事の報酬等の支給の基準を記載した書類

(4) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

第7章 定款の変更、解散及び清算

(定款の変更)

第48条 この定款は、社員総会において、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数の決議をもって変更することができる。

2 当法人が公益認定法の規定に基づく公益認定を受けた場合において、前項の変更を行ったときは、遅滞なく行政庁に届け出なければならない。

(解散)

第49条 当法人は、一般法人法第148条第1号、第2号及び第4号から第7号までに規定する事由によるほか、社員総会において、総正社員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数の決議により解散することができる。

(残余財産の帰属等)

第50条 当法人が清算をする場合において有する残余財産は、社員総会の決議を経て、公益認定法第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

2 当法人は、剰余金の分配を行わない。

第8章 委員会

(委員会)

第51条 当法人の事業を推進するために必要あるときは、理事会は、その決議により、委員会を設置することができる。

2 委員会の委員は、会員及び学識経験者のうちから理事会が選任する。

3 委員会の任務、構成及び運営に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

第9章 事務局

(設置等)

第52条 当法人の事務を処理するため、事務局を設置する。

2 事務局には、事務局長及び所要の職員を置く。

3 事務局長及び重要な職員は、理事長が理事会の承認を得て任免する。

4 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議により別に定める。

第10章 情報公開及び個人情報の保護

(情報公開)

第53条 当法人は、公正で開かれた活動を推進するため、その活動状況、運営内容、財務資料等を積極的に公開するものとする。

2 情報公開に関する必要な事項は、理事会の決議により別に定める情報公開規程による。

(個人情報の保護)

第54条 当法人は、業務上知り得た個人情報の保護に万全を期するものとする。

2 個人情報の保護に関する必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

第11章 附 則

(委任)

第55条 この定款に定めるもののほか、当法人の運営に必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

(特別の利益の禁止)

第56条 当法人は、当法人に財産の贈与若しくは遺贈をする者、当法人の役員若しくは正会員又はこれらの親族等に対し、施設の利用、金銭の貸付け、資産の譲渡、給与の支給、役員等の選任、その他財産の運用及び事業の運営に関して特別の利益を与えることができない。

(最初の事業年度)

第57条 当法人の設立初年度の事業年度は、当法人の成立の日から平成22年3月31日までとする。

(設立時役員等)

第58条 当法人の設立時役員は、次のとおりである。

◇設立時理事

山野正義 山野愛子ジェーン 福島 清

鈴木長治 木川田典彌 戸田房子 佐藤典子

堀部美行 安藤高夫 佐野恒夫 濱田清吉

三宅政志公 原千恵子 飯塚保佑 奥山一成

木村康一

◇設立時代表理事

山野正義 (理事長)

山野愛子ジェーン (副理事長)

◇設立時監事

鈴木輝康 新藤アイ

(設立時社員の氏名及び住所)

第59条 設立時社員の氏名又は名称及び住所は、次のとおりである。

設立時社員

1 住所 東京都港区赤坂1丁目11番36号

氏名 山野 正義

2 住所 東京都港区赤坂1丁目11番36号

氏名 山野愛子ジェーン

(法令の準拠)

第60条 本定款に定めのない事項は、すべて一般法人法その他の法令に従う。

(財産の継承)

第61条 日本美容福祉学会の財産は、一般社団法人日本美容福祉学会へ引き継がれるものとする。

以上、一般社団法人日本美容福祉学会の設立に際し、設立時社員山野正義及び山野愛子ジェーンの定款作成代理人である行政書士鈴木徹司は、電磁的記録である本定款を作成し、これに電子署名をする。

平成20年7月14日

設立時社員 山野 正義

同 山野 愛子ジェーン

上記代理人 行政書士 鈴木 徹司

【平成27(2015)年度役員】

理事＝山野正義 (理事長) 山野愛子ジェーン (副理事長)
安藤高夫、安藤理美、飯塚保佑、奥山一成、木川田典彌、
北村秀敏、木村康一、佐藤典子、鈴木長治、鈴木宏、戸
田房子、濱田清吉、原千恵子、福島清、三宅政志公
監事＝鈴木輝康、新藤愛子

【事務局】

151-8539 渋谷区代々木 1-53-1

学校法人・山野学苑内

TEL:03-3379-0111(代) FAX:03-3370-0008

E-mail:info@bwgakkai.gr.jp

URL:<http://www.bwgakkai.gr.jp>

特定非営利活動法人 全国介護美容福祉協会定款

(NPO全国介護美容福祉協会)

平成 14(2002)年 7 月 11 日＝内閣府認証、平成 14(2002)年 7 月 31 日＝登記完了、設立

第 1 章 総則

(名称)

第 1 条 この法人は、特定非営利活動法人 全国介護美容福祉協会という。

(事務所)

第 2 条 この法人は、主たる事務所を渋谷区代々木 1 丁目 5 3 番 1 号に置く。

2 この法人は、前項のほか従たる事務所を神奈川県厚木市戸室 1 丁目 6 番地 7 号に置く。

第 2 章 目的及び事業

(目的)

第 3 条 この法人は、理・美容室に来店困難な、寝たきり老人、障害者、福祉施設入所者、障害者施設入所者、病院入院患者等に対して訪問理・美容を行うとともに、そうした活動の安全性の向上を図るための普及啓発に関する事業を行い、もって地域の保健、福祉の増進に寄与することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第 4 条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の種類の特定非営利活動を行う。

(1) 保健、医療又は福祉の増進を図る活動

(事業の種類)

第 5 条 この法人は、第 3 条の目的を達成するため、次の事業を行う。

(1) 特定非営利活動に係る事業

① 高齢者、障害者等に対する訪問散髪のサービスの提供

② 訪問理・美容の安全性等の向上を図るための普及啓発事業

(2) 収益事業

① 訪問洗髪、セット、パーマ、ヘアダイ、エステ、化粧等のサービスの提供に関する事業

② 訪問理・美容に関する、機材・機具の販売、リース及びレンタル業

前項第 2 号に掲げる事業は、同項第 1 号に掲げる事業に支障ない限り行うものとし、その収益は同項第 1 号に掲げる事業に充てるものとする。

第 3 章 会員

(種別)

第 6 条 この法人の会員は、次の 2 種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法(以下「法」という)上の社員とする。

(1) 正会員 この法人の目的に賛同して、入会した個人及び団体

(2) 準会員 この法人の目的に賛同して、その活動を賛助するため入会した個人及び団体

(入会)

第 7 条 正会員として入会しようとするものは、理事長が別に定める入会申込書により、理事長に申し込むものとし、理事長は、そのものが前条に掲げる条件に適合すると認めるときは、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。

2 理事長は、前項のものの入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(入会金及び会費)

第 8 条 正会員は、総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

(会員の資格の喪失)

第 9 条 正会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

(1) 退会届の提出をしたとき。

(2) 本人が死亡し、又は正会員である団体が消滅したとき。

(3) 継続して 2 年以上会費を滞納したとき。

(4) 除名されたとき。

(退会)

第 10 条 正会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第 11 条 正会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会において正会員総数の 4 分の 3 以上の議決により、これを除名することができる。この場合、その正会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

(1) この定款等に違反したとき。

(2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

(抛出品品の不返還)

第 12 条 既納の入会金、会費及びその他の抛出品品は、返還しない。

第 4 章 役員及び職員

(種別及び定数)

第 13 条 この法人に次の役員を置く。

(1) 理事 3 人以上 10 人以下とする。

(2) 監事 1 人以上 3 人以下とする。

2 理事のうち、1人を理事長、1人を副理事長、1人を専務理事とする。

(選任等)

第14条 理事及び監事は、総会において選任する。

2 理事長、副理事長及び専務理事は、理事の互選とする。

3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が1人を越えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。

4 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることができない。

(職務)

第15条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

2 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故あるとき又は理事長が欠けたときは、その職務を代行する。

3 専務理事は、理事長、副理事長を補佐し、その業務を専掌する。

4 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。

5 監事は、次に掲げる職務を行う。

(1) 理事の業務執行の状況を監査すること。

(2) この法人の財産の状況を監査すること。

(3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は、財産に関し、不正の行為又は法令若しくは、定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。

(4) 前号の報告をするため必要がある場合には、総会を召集すること。

(5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の召集を請求すること。

(任期等)

第16条 役員の任期は2年とする。ただし再任を妨げない。

2 補欠のため、又は増員によって就任した役員の任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。

3 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければいけない。

(欠員補充)

第17条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第18条 役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを解任することができる。この場合、その役員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

(1) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えないと認められるとき。

(2) 職務上の義務違反、その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

(報酬等)

第19条 役員は、その総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受けることができる。

2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。

3 前2項に関し、必要な事項は総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(職員)

第20条 この法人に、事務局長その他の職員を置く。

2 職員は、理事長が任免する。

第5章 総会

(種別)

第21条 この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

(構成)

第22条 総会は、正会員をもって構成する。

(権能)

第23条 総会は、以下の事項について議決する。

(1) 定款の変更

(2) 解散

(3) 合併

(4) 事業計画及び収支予算並びにその変更

(5) 事業報告及び収支決算

(6) 役員の選任、又は解任、職務及び報酬

(7) 入会金、会費の別

(8) 借入金、その事業年度内の収入をもって、償還する短期借入金を除く。第50条において同じ。

その他、新たな義務の負担及び権利の放棄。

(9) 事務局の組織及び運営

(10) その他、運営に関する重要事項

(開催)

第24条 通常総会は、毎年2回開催する。

2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

(1) 理事会が必要と認め、招集の請求をしたとき。

(2) 正会員総数の5分の1以上からの会議の目的である事項を記載した書面をもって、招集の請求があったとき。

(3) 第15条第5項第4号の規定により、監事から招集があったとき。

(招集)

第25条 総会は前条第2項第3号の場合を除き、理事

長が招集する。

2 理事長は、前条第2項第1号及び第2号の規定による請求があったときは、その日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(議長)

第26条 総会の議長は、その総会において、出席した正会員から選出する。

(定足数)

第27条 総会は、正会員総数の2分の1以上の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第28条 総会における議決事項は、第25条第3項の規定によって、あらかじめ通知した事項とする。

2 総会の議事は、この定款で規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる

(表決権等)

第29条 各正会員の表決権は、平等なるものとする。

2 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。

3 前項の規定により、表決した正会員は、前2条、次条第1項及び第51条の適用については、総会に出席したものとみなす。

4 総会の議事について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることはできない。

(議事録)

第30条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 正会員総数及び出席者数(書面表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。)

(3) 審議事項

(4) 議事の経過の概要及び議決の結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2名以上が署名、押印しなければならない。

第6章 理事会

(構成)

第31条 理事会は理事をもって構成する。

(権能)

第32条 理事会は、この定款で定めるもののほか、次の事項を議決する。

(1) 総会に付議すべき事項

(2) 総会の議決した事項の執行に関する事項

(3) その他、総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(開催)

第33条 理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

(1) 理事長が必要と認めたとき。

(2) 理事総数の3分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。

(3) 第15条第5項第5号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

(招集)

第34条 理事会は、理事長が招集する。

2 理事長は、前条第2号及び第3号の規定による請求があったときは、その日から20日以内に理事会を招集しなければならない。

3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(議長)

第35条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

(議決)

第36条 理事会における議決事項は、第34条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第37条 各理事の表決権は、平等なものとする。

2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決することができる。

3 前項の規定により表決した理事は、前2条及び次条第1項の適用については、理事会に出席したものとみなす。

4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることはできない。

(議事録)

第38条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名(書面表決者にあっては、その旨を付記すること。)

(3) 審議事項

(4) 議事の経過の概要及び議決の結果

(5) 議事録署名人選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名、押印しなければならない。

第7章 資産及び会計

(資産の構成)

第39条 この法人資産は、次の各号に掲げるものを持って構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された資産
- (2) 入会金及び会費
- (3) 寄付金
- (4) 財産から生じる収入
- (5) 事業に伴う収入
- (6) その他の収入

(資産の区分)

第40条 この法人の資産は、これを分けて特定非営利活動に係る事業に関する資産及び収益事業に関する資産の2種とする。

(資産の管理)

第41条 この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、議会の議決を経て、理事長が別に定める。

(会計の原則)

第42条 この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

(会計の区分)

第43条 この法人の会計は、これを分けて特定非営利活動に係る事業に関する会計及び収益事業に関する会計の2種とする。

(事業計画及び予算)

第44条 この法人の事業計画及びこれに伴う収支予算は、理事長が作成し、総会の議決を経なければならない。

(暫定予算)

第45条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収入支出することができる。

2 前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

(予算費の設定及び使用)

第46条 予算超過及び予算外の支出に充てるため、予算中に予備費を設けることができる。

2 予備費を使用するときは、理事会の議決を経なければならない。

第47条 予算議決後にやむを得ない事由が生じたときは、総会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

(事業報告及び決算)

第48条 この法人の事業報告書、収支計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

2 決算上余剰金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(事業年度)

第49条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(臨機の措置)

第50条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、総会の議決を経なければならない。

第8章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第51条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の4分の3以上の多数による議決を経、かつ、法第25条第3項に規定する軽微な事項を除いて所轄庁の認証を得なければならない。

(解散)

第52条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
- (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
- (3) 正会員の欠亡
- (4) 合併
- (5) 破産
- (6) 所轄庁による設立の認証の取消し

2 前項第1号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員の4分の3以上の承諾を得なければならない。

3 第1項第2号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

(残余財産)

第53条 この法人が解散(合併又は破産による解散を除く。)したときに残存する財産は、学校法人山野学苑に帰属するものとする。

(合併)

第54条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の4分の3以上の議決を経、かつ所轄庁の認証を得なければならない。

第9章 公告の方法

(公告の方法)

第55条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、読売新聞に掲載して行う。

第10章 雑則

(細則)

第56条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

附則

- 1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。
- 2 この法人の設立当初の役員は、次に掲げる者とする。

理事長 山野 正義
副理事長 山野 愛子ジェーン
理 事 三宅 政志公
理 事 中原 英臣
理 事 田爪 正氣
理 事 奥山 一成
監 事 水野 敬二
監 事 平尾 良雄

- 3 この法人の設立当初の役員の任期は、第 16 条第 1 項の規定にかかわらず、成立の日から平成 16 年 6 月 30 日までとする。
- 4 この法人の設立当初の事業計画及び収支予算は、第 44 条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによるものとする。
- 5 この法人の設立当初の事業年度は、第 46 条の規定にかかわらず、成立の日から平成 15 年 3 月 31 日までとする。
- 6 この法人の設立当初の入会金及び会費は、第 8 条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。
 - (1) 入会金 5, 0 0 0 円
 - (2) 年会費 5, 0 0 0 円

【平成 27（2015）年度役員】

理事＝山野正義（理事長）、山野愛子ジェーン（副理事長）、福島清（専務理事）、北村秀敏、佐野美恵子、杉本剛英、田爪正氣、西尾栄次、三宅政志公
監事＝水野孝平、奥山一成

【事務局】

151-8539 渋谷区代々木 1-53-1
学校法人・山野学苑内
TEL:03-3379-0111(代) FAX:03-3370-0008
E-mail:info@npobl.or.jp
[URL:http://www.npobl.or.jp](http://www.npobl.or.jp)

一般社団法人 日本美容福祉学会 学会誌 Vol. 15

第 15 回学術集会 特集
テーマ
「美容福祉の事業化を考える」

2016 年 1 月 1 日 発行

〔発行責任者〕 山野 正義（理事長）
〔制作〕 北村 秀敏（事務局長）
〔編集〕 福島 清（理事）

〔表紙デザイン〕 南雲 由子

★本学会誌の全ての論文・写真・イラストの無断転載はお断りします。

一般社団法人・日本美容福祉学会事務局
〒151-8539 東京都渋谷区代々木 1-53-1 山野学苑内
TEL:03-3379-0111(代) FAX:03-3370-0008
E-mail:info@bwgakkai.gr.jp
URL:http://www.bwgakkai.gr.jp